

第5章 審査・審判の取組

第1節 知的財産活動の動向

1. 特許・実用新案

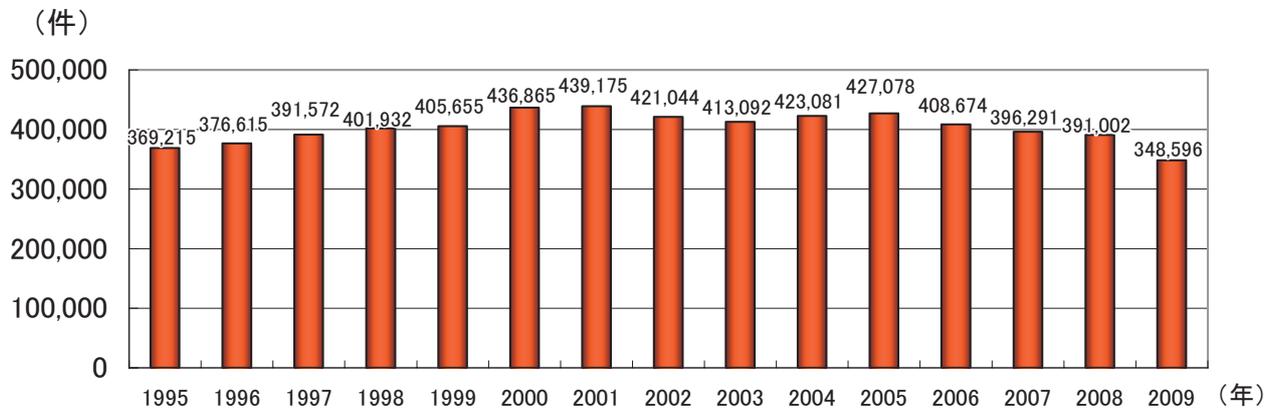
(1) 特許・実用新案の出願及び特許の審査請求動向

①量から質へ移行する特許の出願戦略

特許出願件数は、1995年から年々増加し、2001年には439,175件と我が国史上最多の件数となった。こうした特許出願件数の急増は、パテント・エクスプロージョンとも称される世界的な流れであったが、我が国の特許出願件数は欧米と比較しても非常に多かった。

その後も、2006年まで特許出願件数は40万件を超える高い水準で推移していたが、2006年以降は、減少を続けている。これは、従来の守りを主眼とした大量の特許出願・特許権取得から、核となる事業を展開する上で必須の質の高い特許権の取得へと、特許出願の重点化を図る企業が増えていることに加え、開発した技術の性質によってはあえて出願せずにノウハウとして秘匿管理することで事業の優位性を確保する考え方が浸透しつつあり、出願人による出願の厳選が進んでいることも背景にあると考えられる。2009年の出願件数は348,596件（前年比11%減）と大きく減少しているが、これは出願の厳選が進んでいることに加え、昨今の景気後退の影響が現れているものと考えられる。

【特許出願件数の推移】



(資料) 特許庁作成

②審査請求期間の短縮による審査請求件数への影響

審査請求件数は、2001年10月1日より審査請求期間が7年から3年に短縮されたことによって、この15年間に大きく変化した。

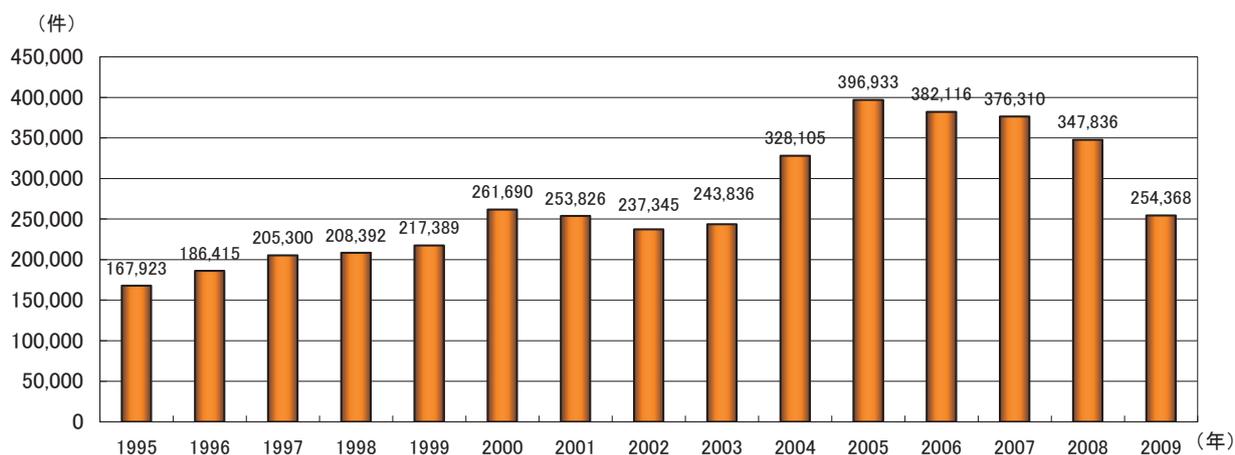
2000年には、審査請求件数が261,690件（前年比20%増）と大幅に増加した。これは審査請求期間の短縮に対応するために、審査請求が前倒しされた影響によるものと考えられる。

また、審査請求期間が短縮されたことに伴い、審査請求件数は、2004年に328,105件（前年比35%増）、2005年に396,933件（前年比21%増）と急増した。審査請求は、特許取得の

必要性を見極めるため、審査請求期間の最終年に集中する傾向がある。そのため、2001年10月以降に出願された審査請求期間3年の出願の審査請求が2004年以降に集中するとともに、それが、審査請求期間7年の出願の審査請求と重なった。これにより、審査請求件数の一時的な増大、いわゆる「請求のコブ」が生じ、審査請求件数の急増の主な要因となった。さらに、審査請求期間が7年の出願の最終審査請求率¹が50%台で推移していたのに対し、審査請求期間が3年に短縮された後の出願である2002-2005年の出願の最終審査請求率は60%台後半にまで上昇したことも影響している。

2006年以降の審査請求件数は、「請求のコブ」のピークを過ぎたことにより、減少傾向に転じている。特に2009年の審査請求件数は、254,368件（前年比27%減）と大幅に減少した。これは2008年9月末をもって「請求のコブ」が終了したことに加え、出願動向と同様に、昨今の景気後退の影響や、出願人に審査請求の厳選という考え方が浸透しつつあることも背景にあるものと考えられる。

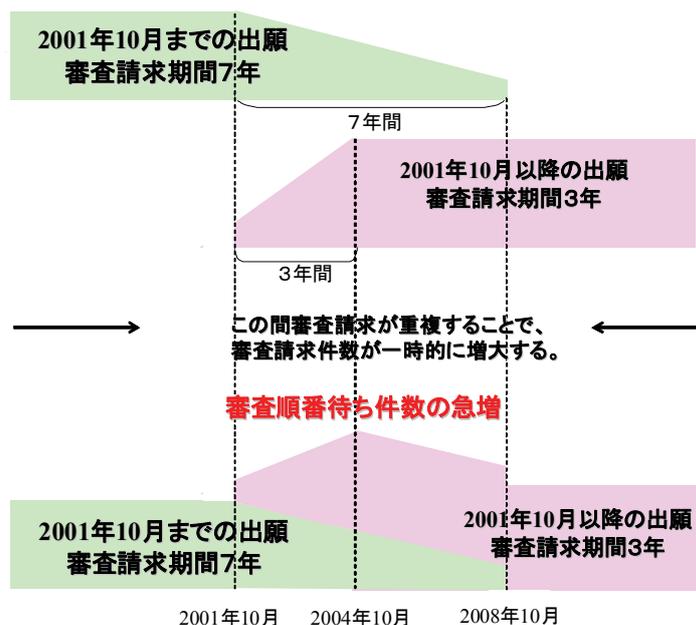
【審査請求件数の推移】



(資料) 特許庁作成

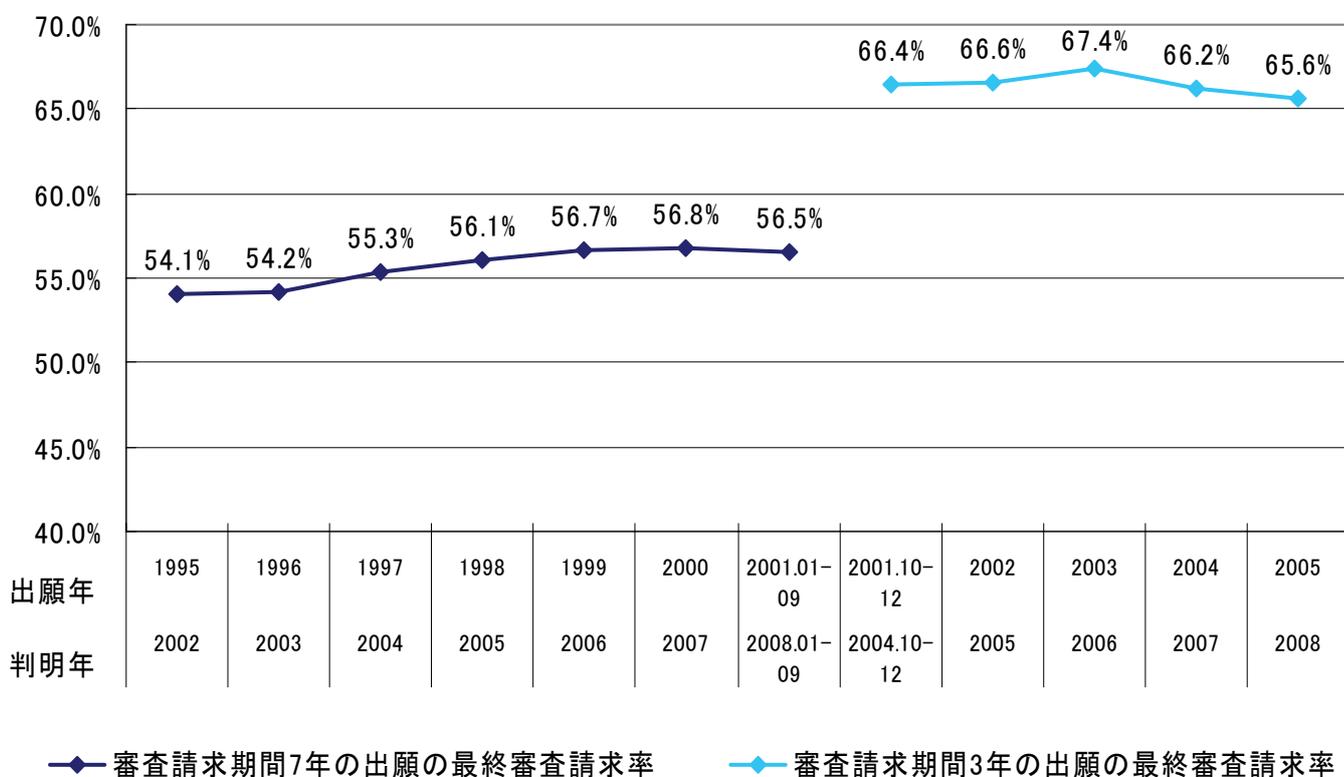
¹ 所定の期間になされた特許出願のうち、審査請求期間満了までに審査請求がなされたものの割合。

【新旧審査請求制度の共存による審査請求急増（請求のコブ）】



(資料) 特許庁作成

【最終審査請求率の推移】



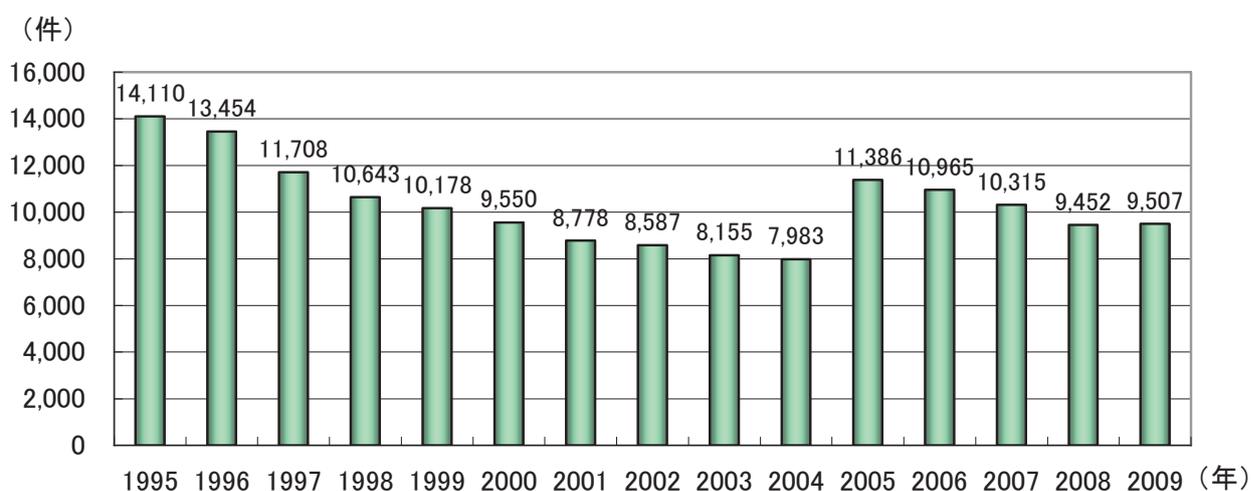
(備考) 日本を指定国とする国際出願については、国際出願年を出願年として算出。

(資料) 特許庁作成

③ 実用新案の出願動向

1994年に無審査登録制度である新実用新案制度に移行して以降、実用新案登録出願件数は減少し、2000年には10,000件を切り、その後も漸減の一途をたどっていた。こうした状況の中、制度の魅力向上を図るため、2005年4月から改正実用新案制度が施行された。改正実用新案制度の施行に伴い、実用新案登録出願件数は、2005年に前年比約40%増の11,386件に達した。2006年以降は減少傾向にあるものの、依然として年間10,000件近くの出願がなされており、権利侵害が問題になった場合に初めて権利の有効性について争えば良いと考えられる技術や、登録によって模倣を抑止できる技術については、簡便な本制度が出願人にとって一定の魅力を持つ制度となっているといえる。

【実用新案登録出願件数の推移】



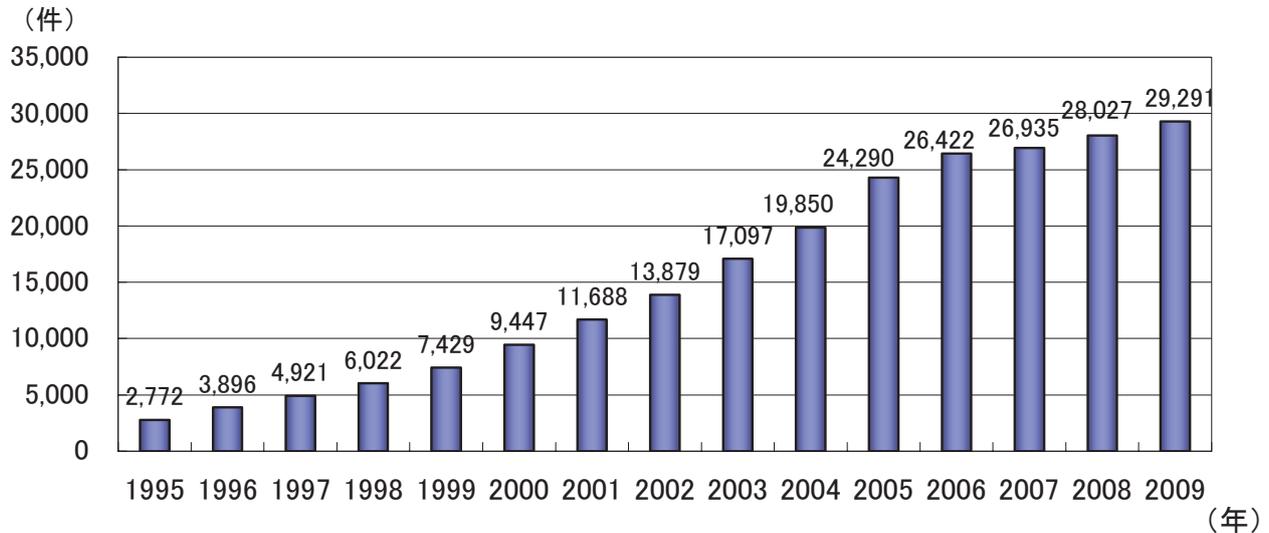
(資料) 特許庁作成

(2) 我が国の PCT 出願動向

日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願 (PCT 出願) の件数は、企業活動のグローバル化等を背景として、この15年間、増加を続けており、特に、1995年から2006年までは毎年非常に高い伸びを示している。近年になって出願件数の伸びは、緩やかになってきているものの、引き続き増加傾向であり、特に2009年は、景気後退が出願人の出願行動に影響を与える中、29,291件 (前年比4.5%増) と増加している。これは、市場のグローバル化の進展を背景に、出願人が海外への出願を重視している姿勢の現れと考えられる。それに加えて、PCT 出願は、各国への国内移行手続¹を優先日から30か月以内に行えばよいため、景気後退という状況下において、出願日を確保しつつ、実際に各国に国内移行して特許を受けるために必要となる翻訳費用や審査請求料等のコストを負担するかどうかといった検討を十分に行うために、PCT 出願が利用されている可能性も考えられる。

¹ 国際出願を各国の国内手続に係属させるための手続。

【PCT 出願件数の推移】



(資料) 特許庁作成

(3) 技術に関する調査分析

①技術動向調査

a. 技術動向調査の始まり

特許出願は、一般に、企業・大学・研究機関等における研究開発の成果を、事業等に役立てる意図で行われる手続である。したがって、特許出願は、研究開発のアウトプットという側面と、事業等へのインプットという側面の二つの側面を有する。通常、企業等における研究開発及び事業に関する公開情報は限られているが、特許情報は、誰にでも取得可能な公開情報である。特許情報は、研究開発・技術開発に関する最新の公開情報であり、また定量評価を行うことも可能である。この特許情報を分析することにより、各技術分野において研究開発を行っているプレイヤーが誰であるか、研究開発が行われているのはどの時期か、活発に研究開発がなされているのはどのようなテーマか等、研究開発や産業活動の状況を明らかにすることができる。

しかし、膨大な特許情報の分析を、企業や大学・研究機関が、それぞれ個別に行うことは、資金や人材の面からも困難である。そのため、特許庁において技術動向調査が行われる以前には、小規模な個別の研究テーマごとについて分析を行うか、大まかな分析を行う程度の利用しか行われていなかったのが実態であった。

そこで、特許庁は、この貴重な特許情報を産業政策の一環として分析し、その結果を審査審判の基礎資料に活用するとともに、我が国産業界の発展と今後の技術開発の方向性を検討する際の参考となる情報の一つとして、積極的に発信していくこととした。これが1999年度に始まる特許出願技術動向調査である。

特許庁には、あらゆる技術分野の様々な発明が出願される。これらの発明に対して、日々、分類付与・審査を行っている特許庁の審査官が特許情報分析に関与することにより、技術

に対する理解だけでなく、特許の技術分類に対する理解も踏まえた質の高い技術動向分析を行うことが可能となる。それによって、特許庁においては、審査審判の基礎資料、審査体制の整備、また政府においては、知的財産・産業・科学技術政策の企画立案や制度の評価の基礎資料として役立てることができるとともに、出願人においては、将来の経営方針及び研究開発テーマの決定を行う上で、極めて有益な情報を得ることができる。

b. これまでに実施された調査

技術動向調査は、全産業を網羅的に分析するマクロ解析（2007年度からの「特許出願動向調査－マクロ調査－」とは異なる）と、産業界ごとに行うセミマクロ解析の2つのカテゴリーに分けて実施されてきた。

マクロ解析は全産業を網羅的に解析するとともに、調査結果を、各個別産業界を対象としたセミマクロ解析へ反映させるものである。

2001年3月に閣議決定された科学技術基本計画で定められた重点8分野について、2001年度より調査がなされており、2003年度には、重点8分野全体について特許出願状況調査が行われている（ライフサイエンス、情報通信、ナノテクノロジー・材料、環境他4分野）。その後も2010年に至るまで重点8分野の特許出願状況調査は引き続き行われ、重点8分野の最新の出願状況については、特許庁ホームページに掲載し公表されている。

【これまでに実施されたマクロ解析テーマ名】

年度	テーマ名
1999	特許データベースを活用した技術－産業連関分析－
	特許調査に有用なインターネットサイトに関する調査
2000	海外注目技術に関する調査研究
	全産業を中心とした技術動向に関する調査研究
	特許・実用新案書誌事項の情報整理
2001	海外注目技術に関する調査－バイオテクノロジー・重点8分野特許出願状況－
	特許データの活用による我が国の産業技術力評価と今後の特許データの活用方策についての調査
	データマイニング手法を活用した重点分野のマクロ分析調査
	全産業を対象とした技術動向に関する調査 －企業経営形態変化に応じた知的財産権・知的財産情報の在り方－
	全産業を対象とした技術動向に関する調査－プロパテント時代における特許支援産業の在り方－
2002	海外注目技術に関する調査 －世界のコア出願・重点8分野出願状況・バイオテクノロジー関連重要特許－
	特許データベースを活用した技術動向のマクロ分析調査
	－ナノテクノロジー分野を対象としたクラスター分析、市場との技術連関分析－
	ライフサイエンス分野の特許出願状況調査

2003	情報通信分野の特許出願状況調査
	ナノテクノロジー・材料分野の特許出願状況調査
	環境他4分野の特許出願調査
	特許引用情報と特許データベースを活用した技術動向のマクロ分析調査 ～引用情報を用いた日米を中心とした国際競争力分析～

セミマクロ調査（2004年度からは、「分野別調査」とも呼ばれる）は、個別産業界ごとに踏み込んだ解析を行うものであり、2009年度までに、次の表の140テーマについて調査がなされた。

セミマクロ調査では、特許動向分析に加えて、学術文献等に基づく研究開発動向、各国における政策動向、市場動向についても調査を行っており、これらの調査結果に基づいて我が国の技術開発力の状況を明らかにするとともに、望ましい研究開発の方向性とそのために取り組むべき課題について提言を行っている。1999年度の最初の調査より、調査に合わせて設置された学識経験者、産業界の有識者からなる委員会において、技術の動向、調査結果の分析、提言等に助言を頂くことで、特許情報の分析を多面的なものとしている。また、調査結果は、特許庁ホームページにおいて公開されている。これらは、2010年度の方針別技術動向調査にも引き継がれている調査の枠組みである。

2003年度より、調査報告書は、特許庁職員閲覧室（2008年7月1日より特許庁図書館）と国会図書館、各経済産業局特許室及び沖縄総合事務局特許室に加えて、各都道府県の知的所有権センターにも送付されている。

2004年度から、セミマクロ調査（分野別調査）の調査方法は、仮説を検証する形式となっている。また、この年度より、大分野別出願動向調査が実施されている。この調査は、各特許審査部に対応する、一般分野、機械分野、化学分野、電気・電子分野それぞれについて、出願動向調査を行うものであり、新聞、雑誌、論文等の公表資料から、注目技術に関する記事を抽出するとともに、これに関連する特許情報調査を通じて、今後の特許出願動向に大きな影響を与えることが予測される重要技術を選定し、特許出願動向を分析するものである。

2006年度より、新規テーマだけでなく、過去に調査が行われたテーマについても更新調査が行われるようになった。

また、知的財産推進計画2006に「2006年度中に、科学技術基本計画で定めた重点推進4分野及び推進4分野を中心にテーマを定め作成される特許出願技術動向調査において、関連する技術分野の大学研究者等のニーズを把握して調査を行い、その成果物を広く周知し利用促進を図る。」と記載される等、2005年から2009年に策定された知的財産推進計画において、特許出願技術動向調査に関する言及がなされてきている。

【これまでに実施されたセミマクロ解析（分野別調査）テーマ名】

ライフサイエンス関連	
1999 年度	・特許から見た遺伝子組換え作物について ～遺伝子組換えイネを巡る状況～ ・バイオテクノロジーの環境技術への応用(1)
2000 年度	・医療機器 ・バイオテクノロジー基幹技術 ・バイオテクノロジーの医療分野への応用 ・バイオテクノロジーの環境技術への応用(2)
2001 年度	・ポスト・ゲノム関連技術－蛋白質レベルでの解析とIT活用－
2002 年度	・ライフサイエンス ・医用画像診断装置
2003 年度	・先端癌治療機器 ・再生医療 ・ポスト・ゲノム関連技術－産業への応用－
2004 年度	・遺伝子関連装置技術 ・バイオインフォマティクス
2005 年度	・内視鏡 ・人工器官 ・RNAi(RNA 干渉)
2006 年度	・ポスト・ゲノム関連技術－蛋白質レベルでの解析とIT活用－(2001 年度更新)
2007 年度	・バイオセンサー・酵素・微生物を利用した電気化学計測－ ・幹細胞関連技術
2008 年度	・再生医療(2003 年度更新) ・マイクロアレイ関連技術
情報通信関連	
1999 年度	・個人認証を中心とした情報セキュリティ
2000 年度	・情報機器・家電ネットワーク制御 ・チップ・サイズ・パッケージ ・デジタルテレビジョン技術 ・コンテンツ記録用メモ리카ード ・次世代フラットパネルディスプレイ ・サプライチェーン・マネジメント ・光伝送システム ・特許から見た電子ゲーム産業の将来像 ・高性能光ファイバ
2001 年度	・デジタルコンテンツ配信・流通に関する技術 ・インターネットプロトコル・インフラ技術 ・IT 時代の実装技術－システム・イン・パッケージ技術－ ・プログラマブル・ロジック・デバイス技術 ・電子ロックシステム ・高記録密度ハードディスク装置
2002 年度	・音声認識技術 ・SOI(Silicon On Insulator) 技術 ・ブロードバンドを支える変復調技術 ・半導体設計支援(EDA) 技術 ・暗号技術 ・フォトマスク
2003 年度	・PDP 表示制御 ・LSI の多層配線技術 ・ネットワーク関連 POS ・電子計算機のユーザインターフェイス ・光集積回路 ・移動体通信方式 ・半導体試験・測定システム ・携帯電話端末とその応用
2004 年度	・プラズマディスプレイパネルの構造と製造方法 ・カラーマッチング・マネージメント技術 ・半導体製造装置プロセス管理技術 ・IC タグ

2005 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・光ピックアップ技術 ・デジタル著作権管理(DRM) ・電子商取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機 EL 素子 ・液晶表示装置の画質向上技術
2006 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高記録密度ハードディスク装置(2001 年度更新) ・電子写真装置の全体制御技術 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新スピーカ技術—小型スピーカを中心に— ・リコンフィギャラブル論理回路
2007 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ関連技術 ・電子ゲーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイOMETリック照合の入力・認識 ・光伝送システム(2000 年度更新)
2008 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット社会における検索技術 ・ネットワーク関連 POS(2003 年度更新) ・情報機器・家電ネットワーク制御技術(2000 年度更新) 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルカメラ装置 ・多層プリント配線基板 ・フォトマスク(2002 年度更新)
2009 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・縁なし印刷技術 ・有機 EL 表示装置の駆動技術 ・暗号技術(2002 年度更新) 	<ul style="list-style-type: none"> ・立体テレビジョン ・サプライチェーン・マネジメント(2000 年度更新) ・無線 LAN 伝送技術
環境関連		
1999 年度	・特許から見た容器包装分野の環境技術の現状と今後の課題	
2000 年度	・自動車と環境	・環境計測・分析技術
2001 年度	・固体廃棄物及び汚染土壌の処理技術	
2002 年度	・自然冷媒を用いた加熱冷却	
2007 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼルエンジンの有害排出物質の低減技術 ・ヒートアイランド対策技術—緑化技術と機能性舗装— 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然冷媒を用いた加熱冷却 ・固体廃棄物及び汚染土壌の処理技術
2009 年度	・LED 照明	
ナノテクノロジー・材料関連		
2000 年度	・薄膜形成技術	・ナノ構造材料技術
2001 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ナノテクノロジーの応用—カーボンナノチューブ、光半導体、走査型プローブ顕微鏡— ・半導体露光技術 	
2002 年度	・ナノテクノロジー—ボトムアップ型技術を中心に—	
2003 年度	・光触媒	
2004 年度	・インクジェット用インク	
2006 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ナノテクノロジーの応用—カーボンナノチューブ、光半導体、走査型プローブ顕微鏡—(2001 年度更新) ・ナノインプリント技術及び樹脂加工におけるサブマイクロ成形加工技術 	
2008 年度	・バイオベースポリマー関連技術	
2009 年度	・導電性ポリマー関連技術	・光触媒(2003 年度更新)
エネルギー関連		
2000 年度	・燃料電池	
2002 年度	・環境低負荷エネルギー技術	
2005 年度	・色素増感型太陽電池	
2006 年度	・燃料電池(2000 年度更新)	

2007 年度	・メタンハイドレート	
2008 年度	・太陽電池	・電気推進車両技術
2009 年度	・リチウムイオン電池	
ものづくり技術(製造技術)関連		
2000 年度	・鋼鉄の製造	
2001 年度	・ロボット	
2002 年度	・次世代工作機械(高精度・高効率・環境対応・超精密機械加工技術)	
2004 年度	・放電灯点灯回路 ・非鉄金属材料の溶接	・回転機構の振動防止 ・自動車軽量化技術
2005 年度	・マグネシウム合金構造用材料の製造技術 ・電動機の制御技術	・多機能空気調和機 ・画像記録装置における記録媒体取扱技術
2006 年度	・ロボット(2001 年度更新) ・ズームレンズ系技術	・半導体洗浄技術
2007 年度	・半導体の機械加工技術	
2008 年度	・車両用施錠技術	
2009 年度	・加速度センサ	
社会基盤関連		
2000 年度	・省資源・長寿命化住宅	
2001 年度	・都市基盤回復技術 ・自動車の操縦安定性向上技術	・自動車の乗員・歩行者保護技術
2002 年度	・建設 IT 技術	・先進安全自動車(運転負荷軽減技術)
2003 年度	・電子地図(GIS)利用技術	・ナビゲーションシステム
2004 年度	・自然災害対策関連技術	
2006 年度	・警報システム	
2009 年度	・多用途免振・制振・除振システム	
フロンティア関連		
2001 年度	・航空機(民需用)	

さらに、2007 年度からは、「特許出願動向調査ーマクロ調査ー」が実施されている（上記の 1999 年度から 2003 年度にかけて行われたマクロ解析とは異なる）。本調査は、日米欧中韓への特許出願の出願人国籍別・技術分野別の解析、三極コア出願、約 40 か国（地域）それぞれにおける上位出願人に関する調査等を行うものであり、世界各国の特許出願状況を把握することを目的とする調査である。

c. 政府における技術動向調査の利用

総合科学技術会議や産業構造審議会の資料、経済産業省作成の技術戦略マップなどにおいて、特定技術分野の全体を俯瞰するための図や、各国の技術競争力・産業競争力を測る

ための指標として、技術動向調査の結果が引用されている。

d. 調査結果の周知

技術動向調査の結果が、産業界、学界に有効に活用されるためには、関係者への周知が重要である。これまで、調査報告書のプレス発表を行ってきたことで、様々な新聞、テレビに取り上げられたほか、学会・セミナー等での講演、雑誌等への寄稿を行い、周知に努めている。また、調査報告書は、特許庁図書館、国会図書館、各経済産業局特許室及び沖縄総合事務局特許室、各都道府県の知的所有権センターで閲覧が可能であり、要約版を、特許庁ホームページで見ることができる。

e. 特許情報活用の可能性

特許制度は、発明者に独占権を付与して新技術を保護する代わりに、発明の公開を義務づけることにより、産業の発達を促し、公共の利益を図るものである。技術動向調査は、この特許の公開制度を活用し、有用な情報を得ようとするものであり、権利の付与によるものとは別の、特許制度がなしうるもう一つの社会貢献であるといえる。特許統計は、我が国のみならず、諸外国や OECD 等の国際機関において、研究開発、技術開発の程度を計測する一つの指標として用いられている。特許出願技術動向調査に期待されているのは、特許情報から、審査審判実務及び産業の発展に有用な情報を取り出すことである。2000 年代には、私人の技術的な営みである発明だけでなく、社会的な営みであるイノベーション活動の重要性が広く認識されるようになった。研究開発から技術の産業化に至るまでのイノベーション創出過程等を定量的に把握するための新たな指標を得るために、例えば、特許情報を出願人側の情報（例えば、企業の財務諸表データ）と接合すること等が、特許情報の新たな活用方法として考えられてきている。

②標準技術集

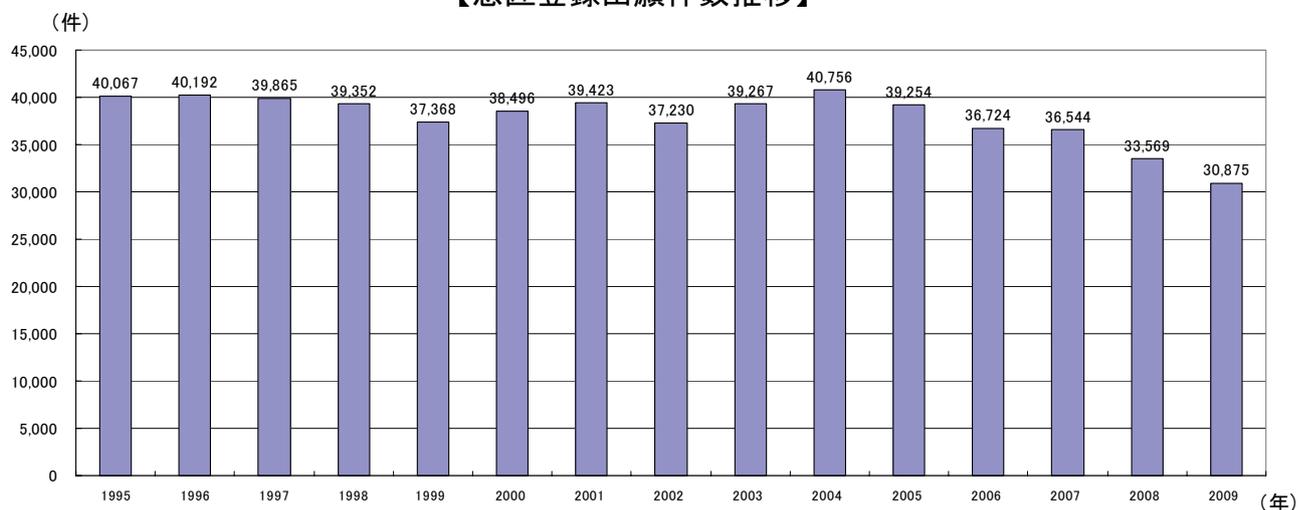
上記の技術動向調査が、特許出願を調査・分析するものであるのに対して、1998 年度から 2006 年度にかけて実施された標準技術集は、論文、マニュアル、カタログ、WEB サイト等の非特許文献に記載された技術を収集するものである。これは、収集した技術を体系的に整理することにより、効率的な審査に資するとともに、出願人の事前調査に利用されることを目的として作成されたものであり、収集結果は、特許庁ホームページに掲載されている。

2. 意匠

(1) 意匠の出願動向

出願件数は、1995年から2005年の間は4万件前後で推移してきたが、2006年以降は減少傾向が見られる。これは、中国等海外への出願を重視する考え方があること、出願を厳選していること等が要因として考えられる。

【意匠登録出願件数推移】

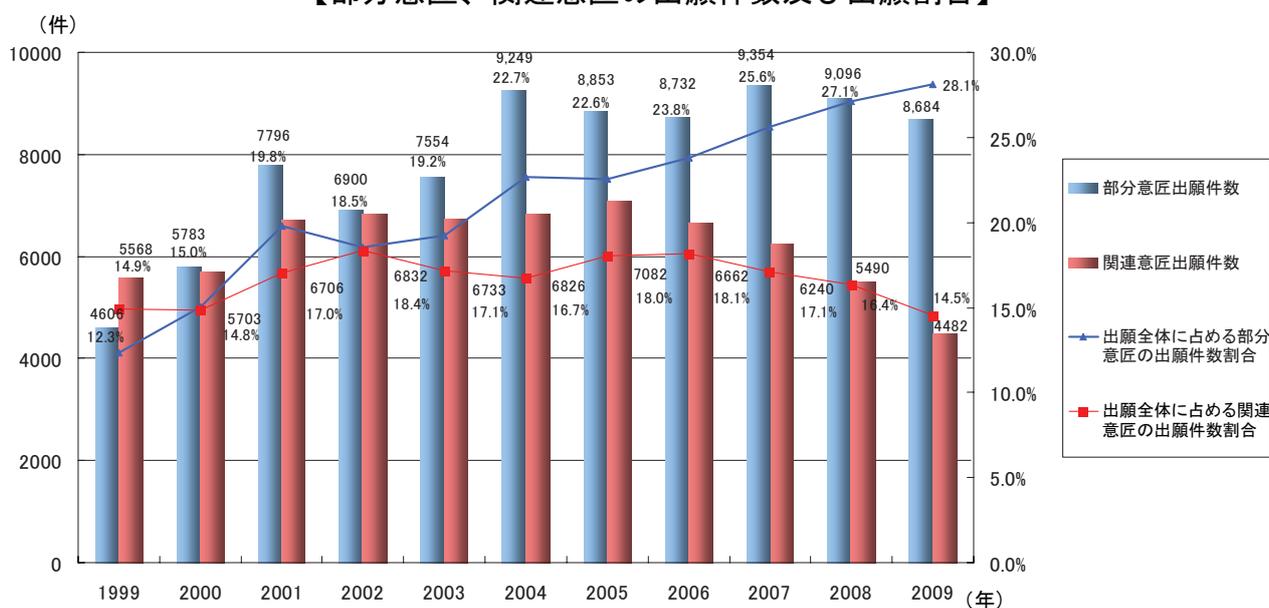


(資料) 特許庁作成

(2) 部分意匠、関連意匠の出願動向

1999年に部分意匠制度が導入されて以来、部分意匠として意匠登録出願する割合は年々増加しており、2009年には出願件数全体の30%近くに達している。また同時に導入された関連意匠制度の利用の割合は、2000年以降、出願件数全体の20%弱で推移してきたが、2007年以降は若干減少の傾向が見られる。

【部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願割合】



(資料) 特許庁作成

(3) 意匠出願動向調査

意匠出願動向調査は、意匠の審査及び審判業務における基礎資料として利用するため、2002年度に調査を開始した。調査では、前年度に比べ、意匠登録出願件数が特に増減した分野や、市場で特に斬新なデザインが発表される等して、デザイン開発に新たな動きがあると思われる分野を対象として、その分野の製品デザインの変遷や社会状況の変化、特許出願公開件数の変化等と意匠登録出願件数との関係を調査分析している（分野別調査）。これは、調査を開始した2002年度から、これまで毎年度1テーマから3テーマ程度調査を行っている。

2006年度からは、分野別調査のほかに、新たに意匠出願動向調査－マクロ調査－（マクロ調査）を行っている。マクロ調査は、特定の分野の出願動向を調査する分野別調査に対し、日米欧中韓¹の5か国・地域での年間の登録状況を、出願人国籍別、登録先国別に、それぞれの国・地域の法制度や経済状況の特徴と絡めてマクロ的視点から調査分析している。ただし、マクロ調査を開始した2006年度は、日米欧の3か国・地域を調査の対象としている。

これまでに調査を行ったテーマは以下のとおりであり、これまでに分野別調査を14テーマ、マクロ調査を4回取り上げている。

【これまでに実施された調査テーマ名】

年度	テーマ名
2002	車両(自動車)に関する意匠出願動向調査分析
	デザイン開発の側面から分析した技術動向の総合調査分析
2003	運動競技用品及び情報通信機械器具分野の意匠出願動向調査
2004	テレビ受像器に関する意匠出願動向調査
	デザイン開発の側面から分析した技術動向の総合調査分析
2005	新製品の広報活動から分析した意匠の総合調査分析
	意匠出願と意匠審判請求の関係を分析した意匠の総合調査分析
	包装用紙・包装用容器及び建築用構成品・建築用構造材分野の意匠動向調査
2006	意匠出願動向調査 音響機器分野
	意匠出願動向調査 マクロ調査
	意匠出願動向調査 デザインの開発・管理・保護・出願戦略に関する調査
2007	意匠出願動向調査 化粧・理容用具
	意匠出願動向調査 マクロ調査
2008	意匠出願動向調査 厨房・浴室・便所用設備具
	意匠出願動向調査 マクロ調査
2009	意匠出願動向調査 医療機械器具－診療施設用・手術用・処置用機械器具－
	意匠動向調査 マクロ調査
	意匠出願動向調査 製品アピールやサービスのプロモーションのための出願戦略に関する調査

¹ 調査対象国及び地域の組織は、米国は米国特許商標庁（USPTO）、欧州は欧州共同体商標意匠庁（OHIM）、中国は中国国家知識産権局（SIPO）、韓国は韓国特許庁（KIPO）である。

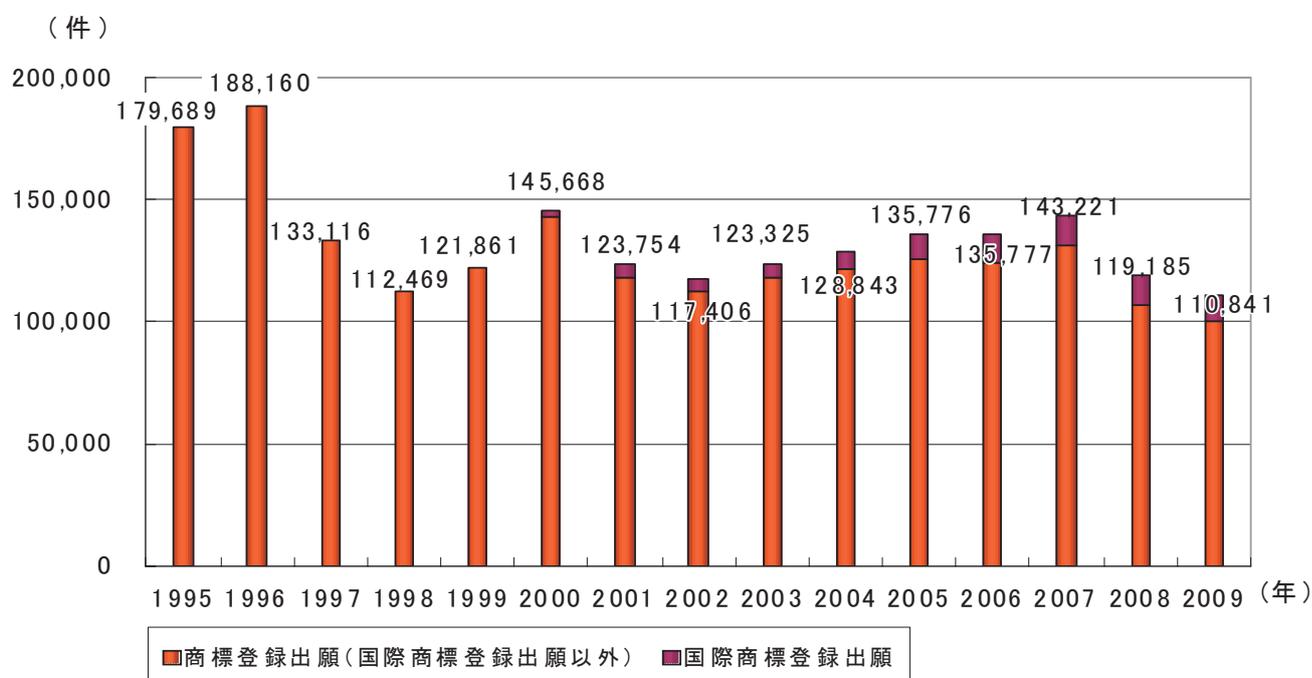
分野別調査では、技術とデザインの関係を、特許出願数と意匠登録出願数との経年変化から分析したり、該当分野のデザインの変遷を社会状況の変化等の視点から分析したりして表にまとめる等している。

3. 商標

(1) 商標登録出願の動向

1995年の商標登録出願件数は179,689件であった。1996年の188,160件をピークに、年間約12万件出願されている。また、2000年には国際商標登録出願¹が開始し、当初2,575件であったが、2009年には10,641件となり約4倍に増加した。

【商標登録出願件数の推移】



(資料) 特許庁作成

(2) 商標出願動向調査

商標出願動向調査は、商標の審査・審判の実務に必要な情報を収集するとともに、日本企業の戦略的な商標出願のために役立つ情報を提供することを目的として2002年度に調査を開始した。本調査は、毎年2テーマから3テーマ程度を取り上げ、これまでに21テーマ(マクロ調査4回を含む。)の調査を行っており、我が国の商標制度の在り方を検討する際の参考資料としても活用されている。

これまでに実施した調査のうち、特に商標の審査・審判の実務に関連する調査としては、

¹ マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国特許庁を指定したもの。商標法第68条の9参照。

商標法施行規則第6条別表「商品及び役務の区分」に例示されていないが、その例示の商品・役務名と同義語と位置づけられるものの使用状況を調査した「例示商品名に対する同義語情報調査（2003、2004年度）」、国や地方公共団体が使用する著名な標章について第三者の登録を認めないとする保護規定（商標法第4条第1項第6号）に基づいた審査に寄与する「公的機関等の図形標章調査（2004、2005年度）」などが挙げられる。

また、企業の戦略的な商標出願の観点について調査を行ったものとしては、我が国の企業が取り組んできたコーポレート・アイデンティティ（CI）活動の実体とCI等における商標出願・商標活用の戦略を調査した「企業等のブランド戦略におけるCI等と商標出願の関連についての動向調査（2006年度）」、「知的財産推進計画2007」において提唱された「ブランド等の『知的資産』の活用を重視した経営（知的資産経営）」に対応し、企業の商標出願戦略、ブランド戦略の策定を支援するために有益な情報を整理した「企業における個別商品・役務等に係る商標出願戦略等状況調査（2007年度）」、「知的財産推進計画2009」の中で言及された不使用商標の問題に対応する「企業における商標出願・管理戦略と不使用商標の状況調査（2009年度）」などが挙げられる。

さらに、諸外国で保護が始まった音、ホログラムなどからなる新しいタイプの商標の各国・機関における出願・登録事例・動向等について調査した「我が国で保護されない態様の標章の海外における商標出願・登録状況に関する調査（2007年度）」、地域団体商標に着目して調査した「地域団体商標に係る出願戦略等状況調査（2008年度）」、小売等役務商標制度が商標出願動向に与える影響について、企業等の商標の出願状況、活用状況等の実態を踏まえ調査・分析を行った「小売等役務商標等の出願動向に与える影響に関する調査」などがある。

また、我が国の企業が国際経済社会の中で競争力を維持し発展を続けていくためには、世界に先じた知的財産戦略を構築し、我が国の企業が国際市場において活動を行いやすい環境を整備することが重要であり、企業においては、経済のグローバル化が進展する中、日本国内だけでなく、世界規模での商標出願動向をも視野に入れ、商標出願戦略、ブランド戦略を策定していく必要がある。

このような実情を踏まえ、2006年度以降、商標に関する主要国・機関である日本、米国、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）、欧州諸国、中国、韓国及び代表的なアジア諸国等の商標出願動向を調査し、その特徴の分析を行う「マクロ調査」を実施している。各地域における経済・産業状況等を調査し、商標出願動向との関連を分析するとともに、グローバルに事業展開を行っている企業の国際的な商標出願状況を調査・分析し、これらの状況を把握することは、特許庁における施策の企画立案のための基礎資料となり、企業活動等においても、海外への商標出願戦略の策定を支援するための有益な情報となり得るものである。

【これまでに実施された調査テーマ名】

年度	テーマ名
2002	企業の分野別出願動向及び商標権の活用状況に関する調査
	日米欧州三極間における出願動向及び出願構造に関する調査
2003	類似群コードの観点からの商標出願動向(機械分野)
	修理分野と商品の対応情報調査
	例示商品名に対する同義語情報調査(機械分野)
2004	類似群コードの観点からの商標出願動向(雑貨分野・食品分野)
	例示商品名に対する同義語情報調査(雑貨分野・食品分野)
	公的機関等の図形標章調査(国、都道府県、市、大学等)
2005	企業の分野別出願動向及び商標権の活用状況に関する調査
	公的機関等の図形標章調査(町、村)
2006	企業等のブランド戦略におけるCI等と商標出願の関連についての動向調査
	商標出願における指定商品・指定役務に関する記載についての動向調査
	マクロ調査
2007	企業における個別商品・役務等に係る商標出願戦略等状況調査
	我が国で保護されない態様の標章の海外における商標出願・登録状況に関する調査
	マクロ調査
2008	地域団体商標に係る出願戦略等状況調査
	小売等役務商標等の出願動向に与える影響に関する調査
	マクロ調査
2009	企業における商標出願・管理戦略と不使用商標の状況調査
	マクロ調査

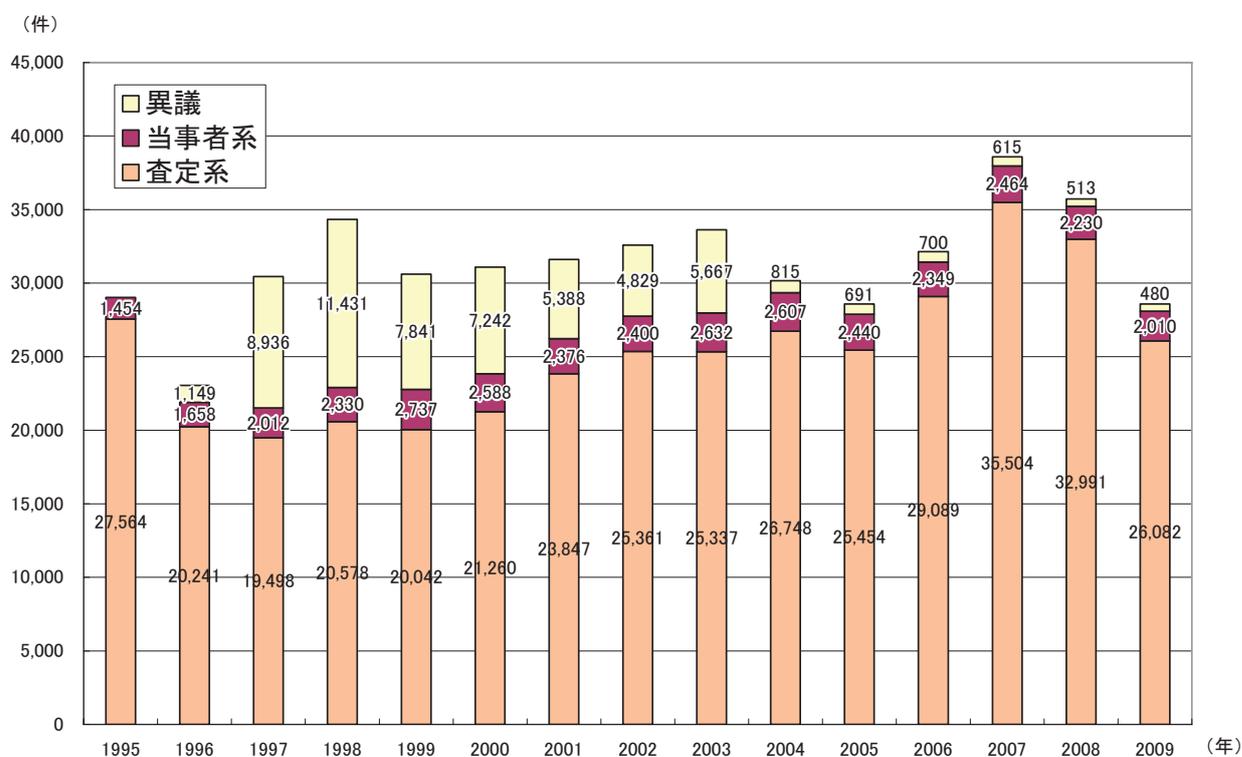
4. 審判

(1) 審判の請求動向

①全体の動向

審判全体の請求動向を見ると、四法合計して30,000件前後で推移している。内訳を見ると、査定系審判事件の請求は、1996年以降増加傾向にあったが、2007年をピークに減少に転じており、2009年は4月からの拒絶査定不服審判請求期間の拡大（平成20年法改正）の影響もあり、26,082件となっている。当事者系は、年により増減はあるものの1998年以降は平均して2,500件程度で推移している。異議申立ては、2003年の特許及び旧登録実用新案に対する異議申立制度の廃止に伴い、大幅に減少しており、2009年は480件となっている。

【審判等請求件数】



（備考）「査定系」には、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判請求が含まれる。

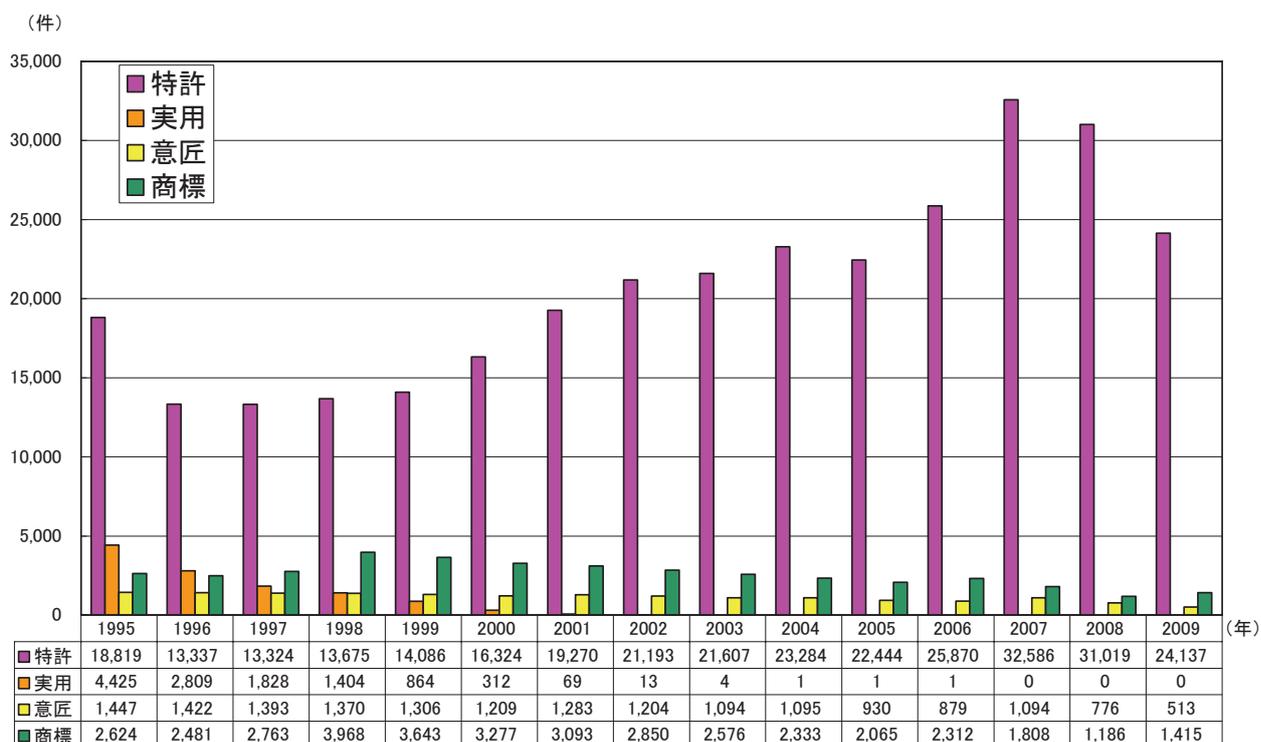
「当事者系」には、無効審判、訂正審判、商標登録取消審判、及び判定が含まれる。

（資料）特許庁作成

②拒絶査定不服審判の請求動向

特許に係る拒絶査定不服審判請求は、増加傾向にあったが、2007年をピークに減少に転じており、2009年は4月からの拒絶査定不服審判請求期間の拡大（平成20年法改正）の影響もあり、24,137件となっている。一方、意匠及び商標に係る拒絶査定不服審判請求は、減少傾向にあり、2009年はそれぞれ意匠が513件、商標が1,415件となっている。

【拒絶査定不服審判請求件数】



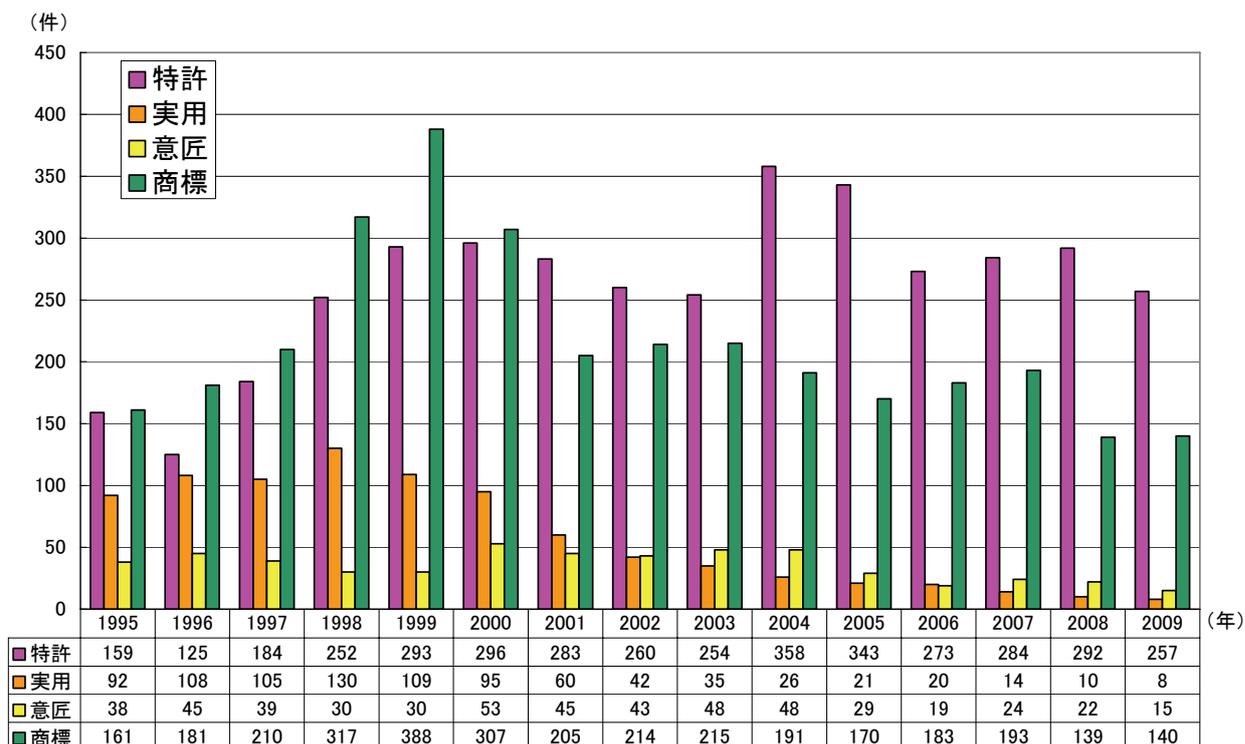
(備考) 実用新案は、1993年12月31日以前の出願に係る拒絶査定不服審判。

(資料) 特許庁作成

③無効審判の請求動向

特許に対する無効審判請求は、特許異議申立制度と無効審判制度が統合・一本化された2004年に大幅に増加したが、それまでの異議申立件数と無効審判の請求件数の合計と比較すると大幅に減少しており、2009年は257件となっている。実用新案登録、意匠登録及び商標登録に対する無効審判請求は、減少傾向にあり、2009年は実用新案が8件、意匠が15件、商標が140件となっている。

【無効審判請求件数】

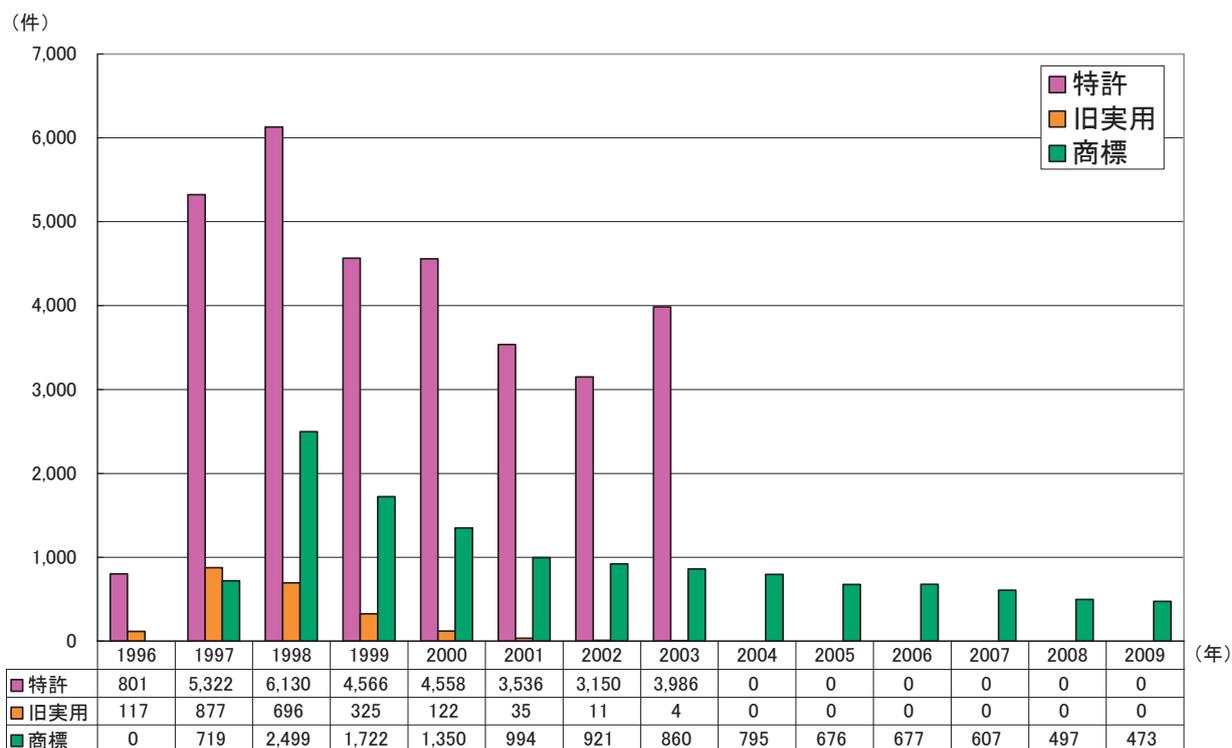


(資料) 特許庁作成

④異議の申立動向

特許及び旧実用新案に対する異議申立ては、1996年1月に制度が開始し、平均して4,000件程度の申立てがあったが、2003年12月をもって廃止され、無効審判制度に統合・一本化された。一方、商標に対する異議申立ては、1997年4月に制度が開始されたものの、1998年以降は減少傾向にあり、2009年は473件となっている。

【異議申立請求件数】



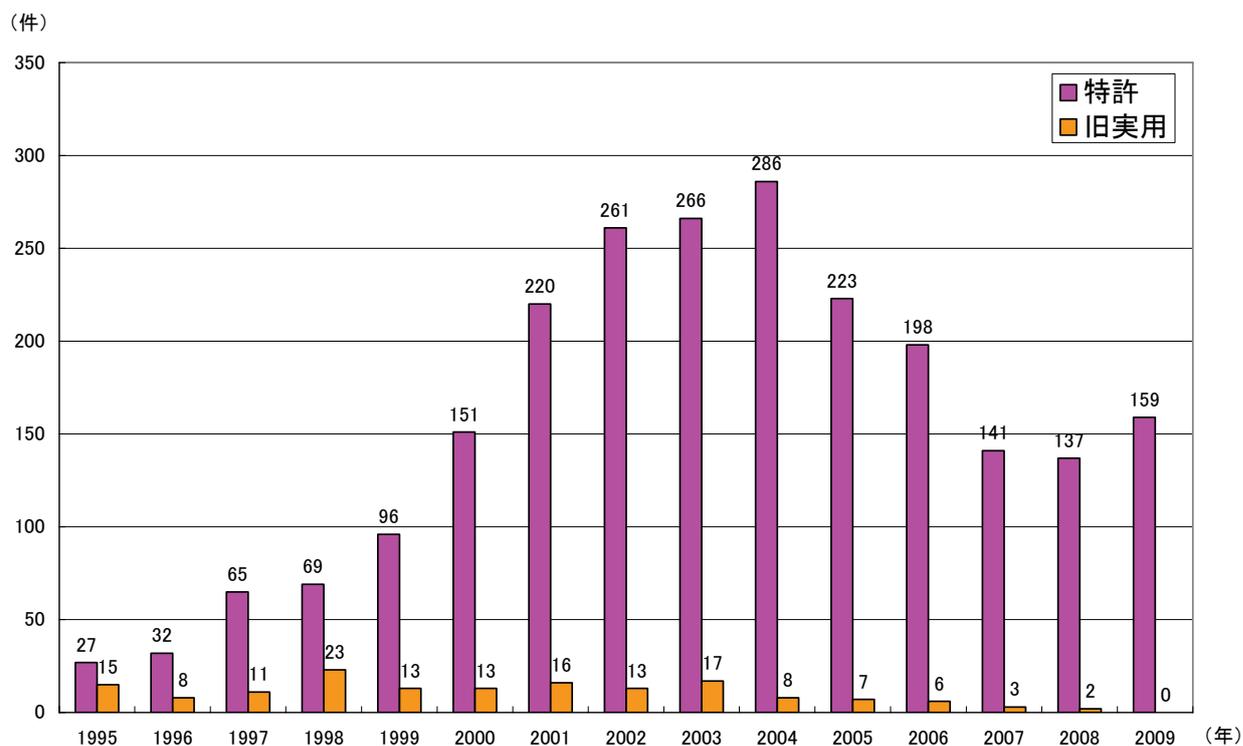
(備考) 実用新案は、1993年12月31日以前の出願に係る異議申立て。

(資料) 特許庁作成

⑤訂正審判の請求動向

特許に係る訂正審判請求は、2004年までは増加傾向で推移していたが、2003年12月をもって特許異議申立制度が廃止され、異議決定取消訴訟提起後の訂正審判請求が減少したことに伴い、請求件数は大幅に減少しており、2009年は159件となっている。旧実用新案に係る審判請求は、減少傾向にある。

【訂正審判請求件数】



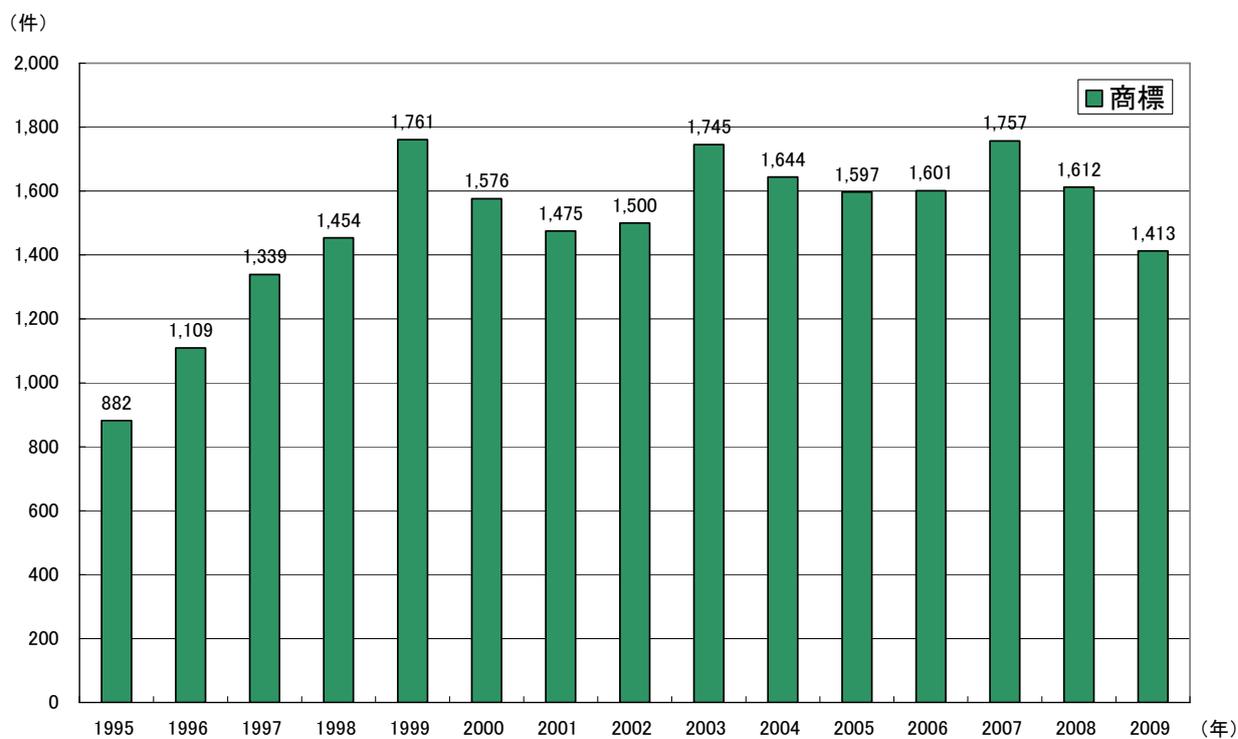
(備考) 実用新案は、1993年12月31日以前の出願に係る訂正審判。

(資料) 特許庁作成

⑥商標登録取消審判の請求動向

商標登録に対する取消審判の請求は、年により増減があり、2009年は1,413件となっている。

【取消審判請求件数】

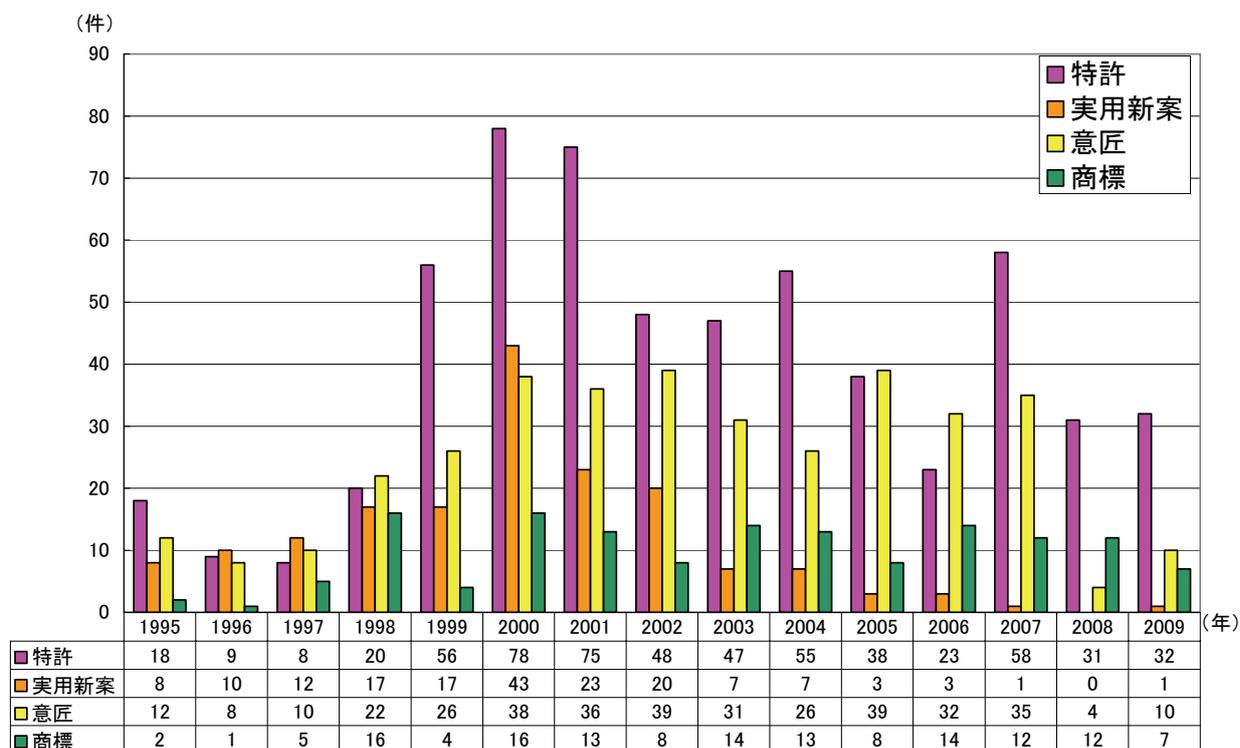


(資料) 特許庁作成

⑦判定の請求動向

特許発明及び登録実用新案に対する判定請求は、2000 年をピークに減少傾向にあり、2009 年はそれぞれ特許 32 件、実用新案 1 件となっている。一方、登録意匠及び登録商標に対する判定請求は、年により増減があり、2009 年は意匠が 10 件、商標が 7 件となっている。

【判定請求件数】



(資料) 特許庁作成

5. 知的財産活動の実態

(1) 企業等の知的財産活動状況

①我が国企業等の知的財産活動状況調査、実施の背景

企業等（公的機関、大学等の研究機関及び個人を含む）の知的財産活動の実態を把握することは知的財産政策を企画立案し、展開していく上で重要であるとの共通認識のもと、企画立案の基礎情報の取得を目的とする知的財産関連調査統計の整備¹が知的財産戦略大綱（2002年7月知的財産戦略会議）において求められ、企業等を対象とする統計調査を実施するに至ったものである。

②知的財産活動調査の実施

知的財産活動調査は企業等の知的財産活動の実態を的確に表す我が国唯一の公的統計調査として統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき総務省の承認を得て、2002年度から調査を開始した。

調査開始に先立ち、a. 調査対象者の選定及び抽出方法、b. 調査内容、c. 調査票等について外部有識者及び当庁職員をメンバーとする「特許と経済に関する調査研究委員会 知的財産活動統計調査検討小委員会」において検討を行い、調査設計を行ったものである。なお、検討の際には1997年度に当時の総務庁の承認を得て行った「知的財産権管理実態調査」の調査対象者の選定及び調査内容等も参考とした。

調査項目は a. 知的財産部門の活動状況（知的財産担当者数、知的財産活動費）、b. 産業財産権制度の利用状況（出願・審査請求件数等）、c. 産業財産権の実施状況（権利所有件数、利用・未利用件数、自社実施・他社への実施（使用）許諾件数、ライセンス収支、権利譲渡・譲受額）、d. 知的財産権侵害に関する訴訟の4項目とし、調査精度向上と回答者負担軽減の観点から随時、調査票の改善（有無回答欄の充実、設問の集約化及びスキップロジックの導入等）を行っている。

また、調査対象者の選定及び抽出方法についても検討を行い、改善を図っている。特に2004年度調査から、調査対象者の負担軽減の観点も採り入れ、対象者を a. 調査実施年の前々年に特許、実用新案、意匠、商標のいずれかについて5件以上の出願実績があった者と、b. 調査実施年の前々年に特許、実用新案、意匠、商標のいずれかについて4件以下の出願実績があった者から抽出した者にわけ、前者については毎年調査対象者とし、後者については3年に一度行う大規模調査の対象者とする事とした。

③調査結果

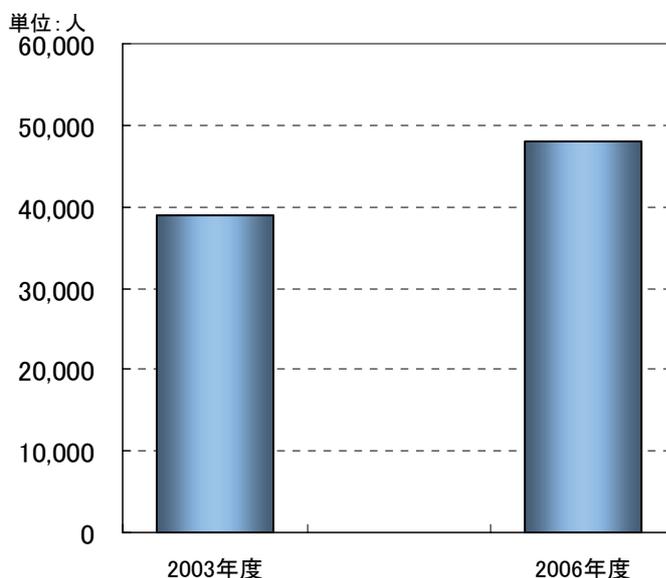
本調査結果のうち、代表的なものを紹介していく。なお、紹介する調査結果は調査票の回答結果を基に我が国全体について推計を行った数値であることに留意する必要がある。

¹ 第3章具体的行動計画 4. 知的財産関連人材の養成と国民意識の向上 (2) 国民の知的財産意識の向上
③ 知的財産関連調査統計の整備 ユーザーの多様な知的財産活動に迅速かつ的確に対応した政策を展開できるよう、知的財産政策の企画立案の基礎となる知的財産関連調査統計を2002年度中に整備する。

a. 我が国企業等における知的財産担当者数¹の推移

各年度の調査結果に基づき、我が国企業等の知的財産担当者数について推計を行った結果は以下のとおりである。2003年度から2006年度にかけて増加傾向にあることが分かる。

【我が国全体の知的財産担当者数の推移（全体推計値）】



	2003年度	2006年度
知的財産担当者数(人)	39,024	47,945

（資料）平成19年度知的財産活動調査報告書から抜粋

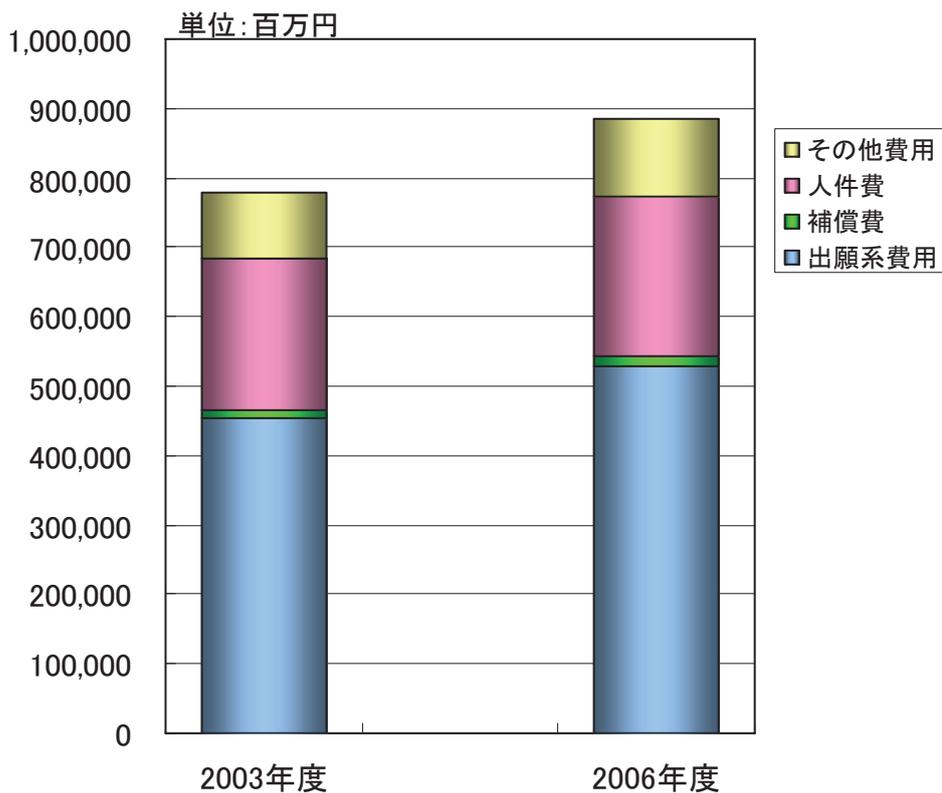
b. 我が国企業等における知的財産活動費²の推移

各年度の我が国企業等の知的財産活動費（全体推計値）は以下のとおりである。知的財産担当者数と同様に2003年度から2006年度にかけて増加傾向にあることが分かる。

¹ 企業等において、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知的財産に関する企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している者も含む。なお、本調査は、出願の実績があった者を対象に調査を実施しているため、調査対象となっていない弁理士、弁護士等の法曹界の人材、特許庁の審査官、登録調査機関等における先行技術文献調査人材、知財法学者等の人材は含まない。

² 係争の和解金、損害賠償費、ロイヤリティ、産業財産権の購入に要した費用は含まない。

【我が国全体の知的財産活動費の推移（全体推計値）】



	2003年度	2006年度
知的財産活動費（百万円）	779,715	884,712

（備考）出願系費用：産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用

（弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く。）

補償費：企業等の定める補償制度（職務発明規定等）に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費

人件費：企業等において知的財産業務を担当する者の雇用にかかる費用の直近の会計年度総額

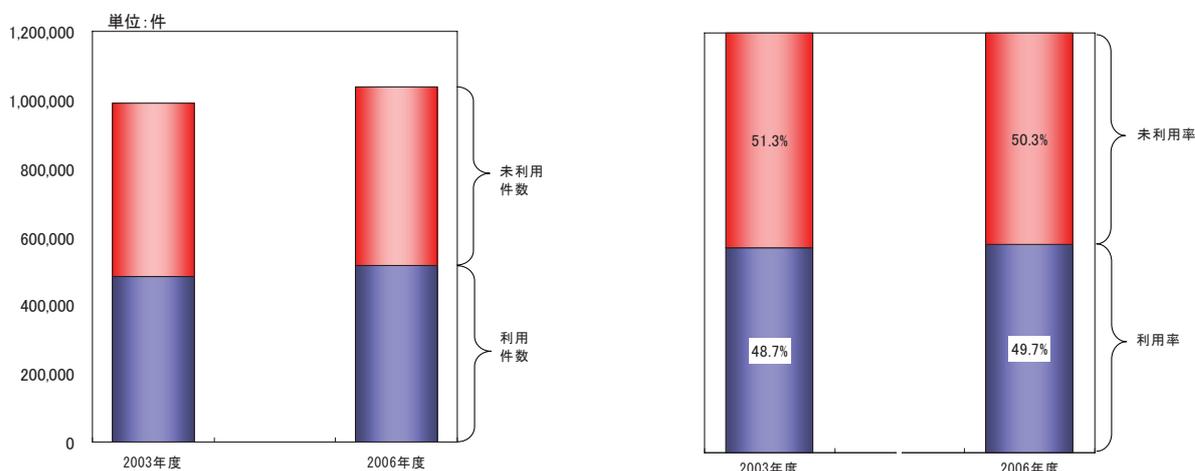
その他費用：上記の3分類に含まれない費用（知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、知的財産に関する業務に必要な固定資産の減価償却費又はリース料）

（資料）平成19年度知的財産活動調査報告書から抜粋

c. 我が国企業等における産業財産権の活用状況

本調査では取得した産業財産権の活用状況についても調査しており、特許権の活用状況の推移は以下のとおりである。特許権の権利所有件数¹、利用件数²共に増加傾向である。また、利用率（利用件数／所有件数）についても増加傾向にあることが分かる。

【国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）】



	2003年度	2006年度
国内特許権所有件数(件)	990,272	1,036,868
うち利用件数	482,746	515,560
うち未利用件数	507,526	521,308

（資料）平成 19 年度知的財産活動調査報告書から抜粋

④調査結果の利用

本調査結果は知的財産政策を企画立案する際の基礎情報として利用されるとともに特許行政年次報告書及び当庁ホームページ等において広く周知し、官民が知的財産について議論を深める際の共通認識を形成する一助となっている。また、外部有識者からなる委員会を組織し、計量経済学及び統計学的手法を用いて、調査結果の解析を行い、企業等の産業財産権の出願行動や制度改正が与えた影響等についての分析を行っている。

¹ 国内特許権利所有件数は、内国人現存権利数の確定値（当庁調べ）である。「うち利用件数」及び「うち未利用件数」は、知的財産活動調査における全体推計結果より権利利用率を算出し、確定値に乗じることで得ている。

² 利用件数とは、権利所有件数のうち「自社実施件数」及び、「他社への実施許諾件数」のいわゆる積極的な利用件数の合計である。なお、未利用件数とは自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であり、防衛目的権利及び開放可能な権利（相手先企業を問わず、ライセンス契約により他社へ実施許諾が可能な権利）を含む。

(2) 大学の知的財産の活動状況

大学は、研究者の数及び研究資金の面から我が国の研究資源の多くを有しており、知的財産の創造におけるその役割に対しては大きな期待が寄せられていた。しかし、大学における研究成果が、当時は原則として教員個人に帰属していたこともあり、知的財産権の取得・活用状況は、大学の潜在能力に対する期待と比して必ずしも十分ではなかった。

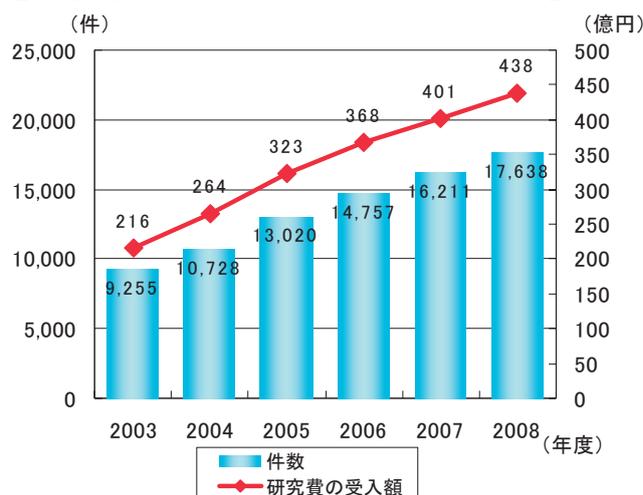
このような認識の下、1998年8月に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」が施行され、同法に基づいて実施計画が承認又は認定された技術移転機関（TLO）が、大学等の研究者が保有する研究成果を民間事業者に移転する事業に対して、国の支援が開始された。これに加え、「産業活力再生特別措置法」（1999年10月施行）及び「産業技術力強化法」（2000年4月施行）により、国からの委託による研究から生じた特許権等を国は譲り受けないことができるようになったこと（日本版バイ・ドール条項）、国立大学教官のTLOにおける役員兼業に対する規制緩和、TLOに対する国立大学施設の無償使用、特許料・審査請求料の減免措置など、TLOの技術移転活動に対する一層の支援施策が講じられた。さらに、2004年に国立大学の法人化を控え、文部科学省が大学の研究成果を原則機関帰属すべきとの方針を示し、大学知的財産本部整備事業を2003年度から開始したことにより、大学自らが組織として研究成果の活用に取り組む時代を迎えた。特許庁も大学知的財産アドバイザー及び特許流通アドバイザーの派遣を行い、大学の知的財産活動を支援してきた。その結果、全国の主要な大学で大学知的財産本部¹やTLOが設置され、大学等の研究成果を特許として権利化し、民間に移転する体制の整備が着実に進んだ。大学の特許出願は増加し、実施料収入や共同研究・受託研究の実績も著しく増加してきている。

①国内の出願状況

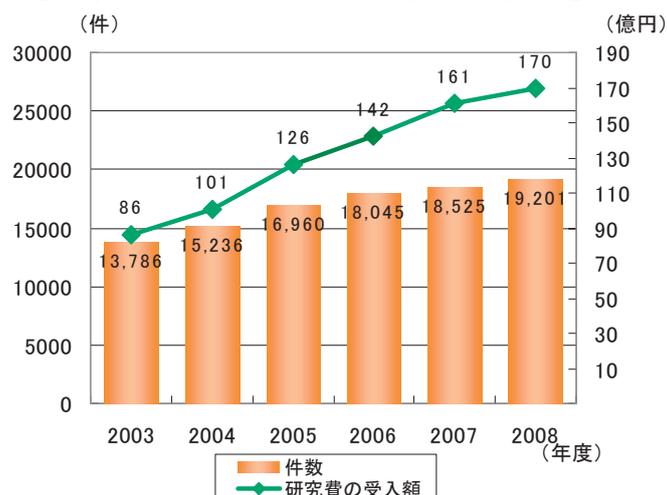
近年の産学連携の取組の推進とオープンイノベーションの進展を背景に、大学等と企業等との共同研究や受託研究は、件数・金額共に増加しており、2008年度における国公立大学等と企業等との共同研究は17,638件、受託研究は19,201件であった。

¹ 大学等で生まれた知的財産の機関管理への移行を踏まえ、大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するための組織。

【大学等における共同研究実績の推移】



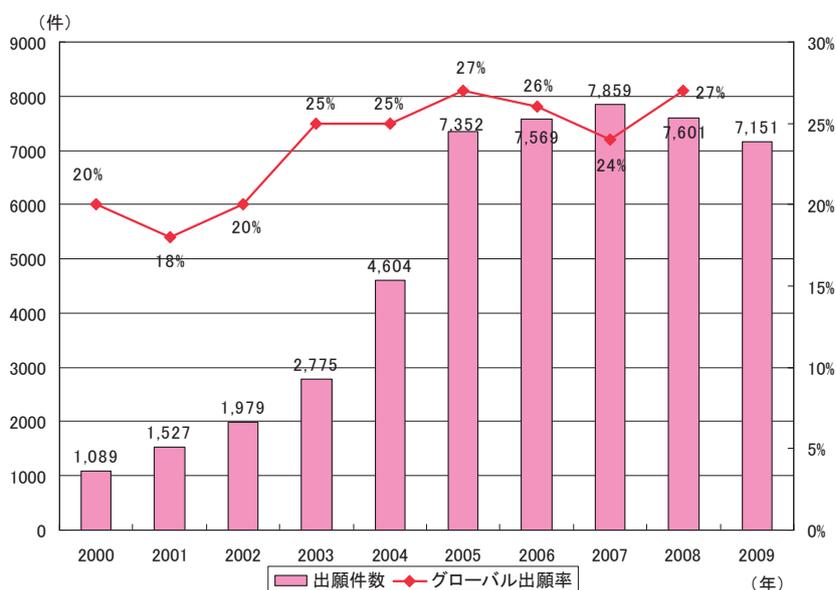
【大学等における受託研究実績の推移】



(資料) 文部科学省「平成 20 年度 大学等における産学連携等実施状況について」(平成 21 年 7 月 29 日)を基に特許庁作成

大学及び承認 TL0 からの特許出願件数を見ると、2002 年には 2,000 件弱であったが、2005 年には 7,300 件を超え、急激に増加した。しかしながら、その後 2009 年まではほぼ横ばいで推移しており、出願件数の増加は一段落したといえる。

【我が国の大学・承認 TL0 からの特許出願件数及びグローバル出願率¹の推移】



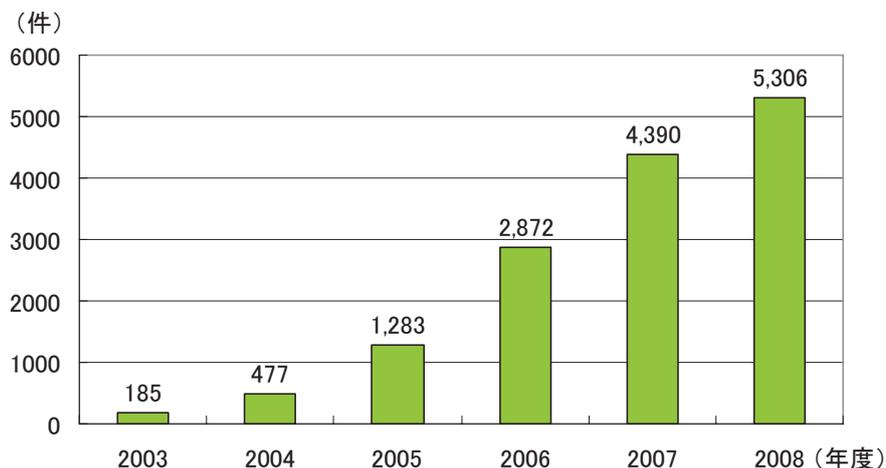
(備考) 我が国の大学・承認 TL0 からの特許出願は、出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認 TL0 の出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。

(資料) 特許庁作成

¹ 当該年に日本国特許庁になされた特許出願のうち、外国に出願されるものの割合。国内出願を経由せず、直接に国際出願の受理官庁としての日本国特許庁へ出願された特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願も含む。

大学等における特許権の実施件数及び実施料収入について見ると、実施件数は、2003年度から2008年度の5年間で28.7倍に増加しており、実施料収入は、同5年間で約1.8倍に増加している。2008年度の実施料収入は、前年度に比べ約2億円増加しており、大学の研究成果の活用が着実に進んでいるといえる。

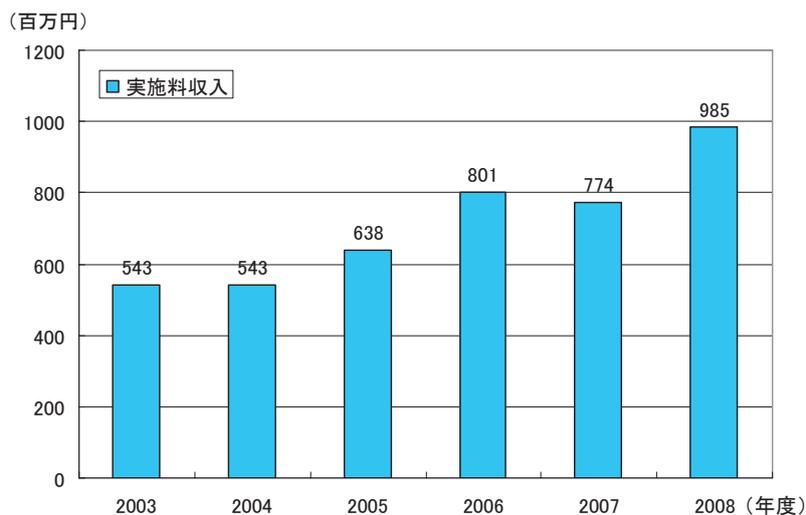
【我が国の大学等における特許実施件数の推移】



(備考) 特許権（受ける権利を含む）のみを対象とし、実施許諾及び譲渡件数を計上。

(資料) 文部科学省「平成20年度 大学等における産学連携等実施状況について」（平成21年7月29日）を基に特許庁作成

【我が国の大学等における特許実施料収入の推移】



(備考) 特許権（受ける権利を含む）のみを対象とし、実施許諾及び譲渡による収入を計上。

(資料) 文部科学省「平成20年度 大学等における産学連携等実施状況について」（平成21年7月29日）を基に特許庁作成

②大学における国際的な権利取得

大学における国際的な権利取得について見ると、2008年のPCT出願上位500中に、我が国の大学は3大学がランクインしている（3大学のうち、最高位の東京大学は、世界の大学全体で見ても、34位のカリフォルニア大学（345件）、86位のマサチューセッツ工科大学（189件）、95位のテキサス大学（158件）等に次いで12番目に位置している）。

【2008年PCT出願人上位500中に入った我が国の大学及び海外主要大学】

順位	大学名	出願件数	増減件数 (前年比)
34	UNIVERSITY OF CALIFORNIA	345	▲19
86	MASSACHUSETTS INSTITUTE OF TECHNOLOGY	189	14
95	UNIVERSITY OF TEXAS SYSTEM	158	63
120	TRUSTEES OF COLUMBIA UNIVERSITY IN THE CITY OF NEW YORK	130	16
:			
210	JOHNS HOPKINS UNIVERSITY	81	▲2
246	国立大学法人 東京大学	71	7
327	国立大学法人 大阪大学	55	▲36
396	国立大学法人 京都大学	44	▲35

(資料) WIPO Industrial Property Statistics

第2節 特許・実用新案審査の取組

1. 審査請求期間の短縮と特許審査の中長期目標

1995年は、1990年6月の日米構造協議の最終報告に盛り込まれた「日本国政府は、5年以内に我が国の平均特許審査処理期間を24か月に減ずるよう最善の努力を払う」という目標が示す5年目に当たる年であった。日米構造協議が開催されていた当時、我が国の特許出願件数は、国際的に見ても非常に高い水準で推移しており、それに伴う審査の遅延の解消が国の内外より求められていた。我が国は、ペーパーレス計画の推進、審査官の増員、先行技術文献調査の外注等の取組により、審査処理を促進した結果、この目標を達成している。

この目標を達成した一方で、審査処理期間は国際的な先進水準には至っておらず、さらなる審査の迅速化が課題であった。「経済構造の変革と創造のためのプログラム」（1996年閣議決定）や「経済構造の変革と創造のための行動計画」（1997年閣議決定）においても、知的財産権の迅速・適切な保護が求められていたところ、1998年に特許庁は、2000年を目途に、審査順番待ち期間12か月を達成し、2005年にリアルタイムオペレーション¹を実現するという自主目標を掲げた。

しかしながら、審査順番待ち期間を短縮しても、審査請求期間が最長7年に及ぶことから、長期にわたり権利の帰趨が未確定な出願が大量に存在することとなり、第三者が審査請求や補正の状況を監視する負担が大きい、我が国から諸外国に対して、サーチ・審査結果を適時に発信できないおそれがある等の問題が残ることになる。そこで、このような問題を解決するため、2001年10月以降の出願から、審査請求期間を7年から3年に短縮した。この審査請求期間の短縮により、審査請求件数は大幅に増加し、審査順番待ち期間は、短縮するどころか長期化していくこととなった²。

こうした審査順番待ち期間の長期化への懸念が高まる中、2002年には、知的財産立国の実現に向けて「知的財産戦略大綱」が策定された。この「知的財産戦略大綱」を受け、「知的財産基本法」が成立し、2003年3月に知的財産戦略本部が設置された。知的財産戦略本部は、同年7月に知的財産立国の実現に向けて政府が取り組むべき事項をまとめた「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を策定した。翌2004年5月には、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」（特許審査迅速化法）が成立し、さらに、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を改訂した「知的財産推進計画2004」が取りまとめられた。「知的財産推進計画2004」には、特許審査の迅速化を着実に実現するため、「審査順番待ち期間を、5年後（2008年）においても20か月台にとどめるとともに、10年後（2013年）には、世界最高水準である11か月を達成する」という中・長期目標が明記された。

この特許審査迅速化のための中・長期目標を達成しなければならないという中で、当初

¹ 出願が常に滞りなく、審査過程に流れ、スムーズに審査が行われること。

² 第5章第1節1.参照。

の予想を大きく上回る審査請求件数の増加により、審査順番待ち件数は、急速に増加していた。そのため、これまでの特許審査迅速化に対する取組を強化する必要が生じていた。そこで、特許庁を中心に経済産業省全体として特許審査迅速化のための措置を幅広い観点から策定することを目的として、2005年12月に経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」が設置された。

「特許審査迅速化・効率化推進本部」において、2006年1月に「審査当局による取組」、「産業界等による取組」、「産業界・弁理士（会）の取組への支援」、「中小企業に対する配慮」を柱とする「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」が決定され、同年10月には「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」が策定された。そして、2007年1月には、これらを一体的に取りまとめた「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」が策定・公表され、これを受けて様々な審査の取組が進められた。

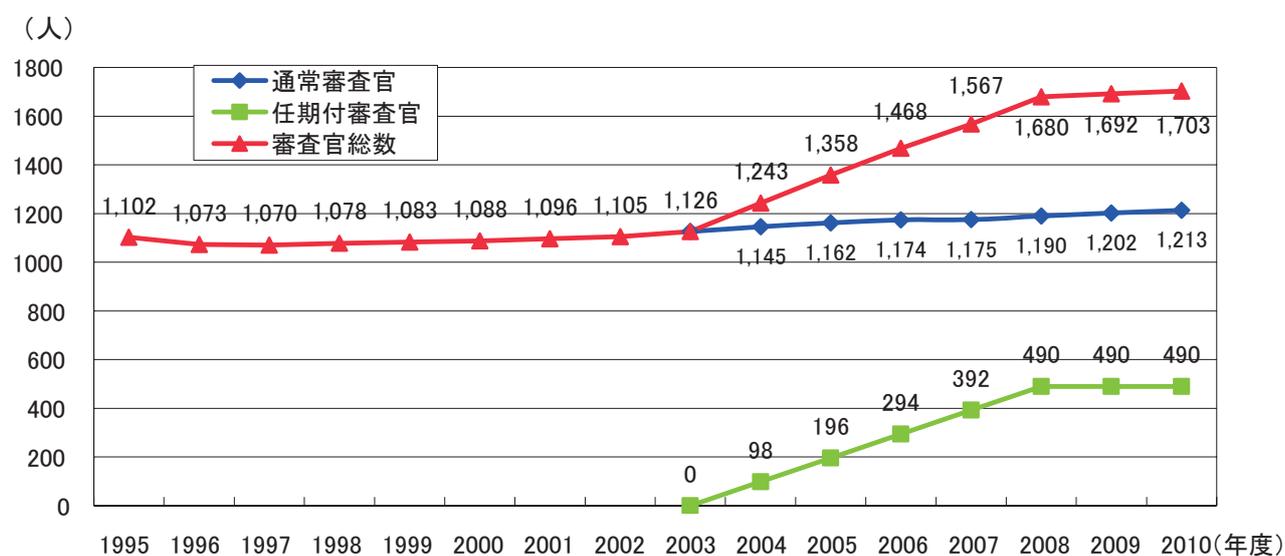
その結果、審査順番待ち期間を2008年に30か月未満にとどめるという目標を達成し、2013年に11か月にすることを達成するため、引き続き審査の取組を進めている。

2. 早期の権利付与に向けた取組

(1) 審査官の増員と任期付審査官制度の導入

審査を迅速化するために、ペーパーレス化、民間能力の活用等様々な取組を進めているが、中でも審査官の増員は必要不可欠である。特許庁は、従前より審査官の継続的な増員を図ってきたが、審査請求期間の短縮の影響による審査請求件数の大幅な増加に対応するためには、更に強力な特許審査迅速化施策を実施する必要があった。そのため、通常の審査官の増員に加えて、優れた専門知識を有する外部人材を、2004年度から2008年度の5年間で約500名、任期を限った審査官として採用するといった任期付審査官制度を導入した。

【審査官数の推移】



(資料) 特許庁作成

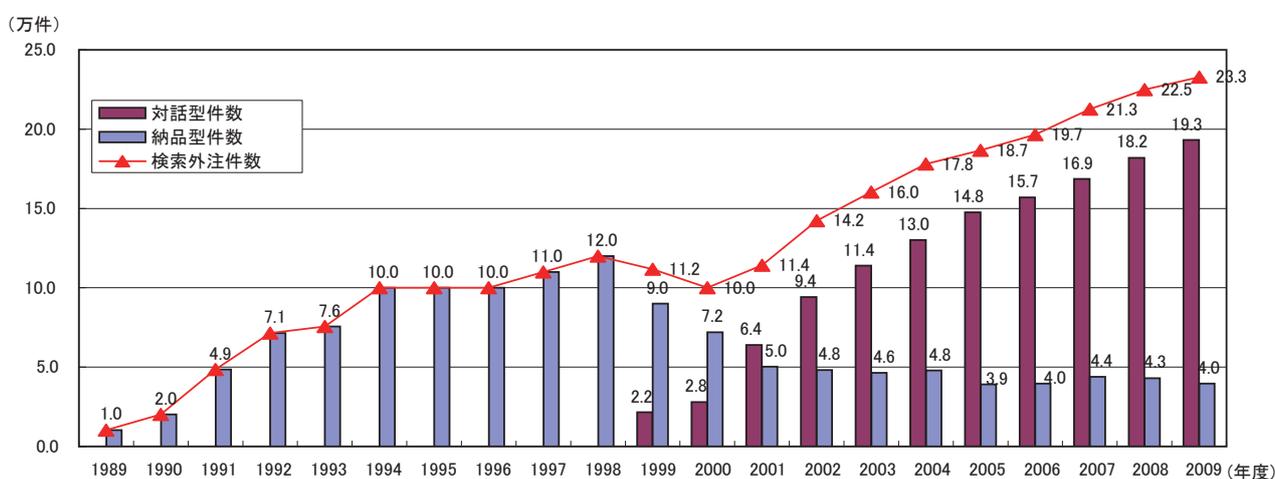
(2) 検索外注の拡大

①登録調査機関

審査をより一層迅速かつ的確に行い、審査要処理期間の短縮化を実現するために、特許庁が取り組む多くの施策の一環として、1989年度からFターム検索外注を実施してきた。Fターム検索外注は、審査業務のうち、特に効率的に審査官の補助業務に結びつけることのできる先行技術調査に民間能力を積極的に活用するものであり、具体的には、国内特許文献について、Fターム検索システムを用いた先行技術調査を、外部調査機関に実施させるものである。当初の外注先機関は、(財)工業所有権協力センターのみで、同機関は1990年に、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づく指定調査機関に指定された。

審査業務の一層の効率化を図るため、1999年度から納品型検索外注よりも審査効率の良い対話型検索外注が始まった。納品型検索外注が、先行技術文献調査結果を記載した報告書を審査官が参酌するという形態であるのに対し、対話型検索外注は、検索者が審査官と直接面談し、出願内容の概要説明を含め先行技術文献調査結果の報告を行うという形態となっている。そのため、対話型検索外注では、審査官が検索者に対し、直接指示・助言や質疑を行うことができるという利点や、技術的知識を検索者と審査官との間で共有できるという利点がある。対話型検索外注が始まって以来、対話型検索外注の割合は増え続けており、今後も納品型検索外注から対話型検索外注への移行を更に進めていく予定である。

【検索外注件数の推移】

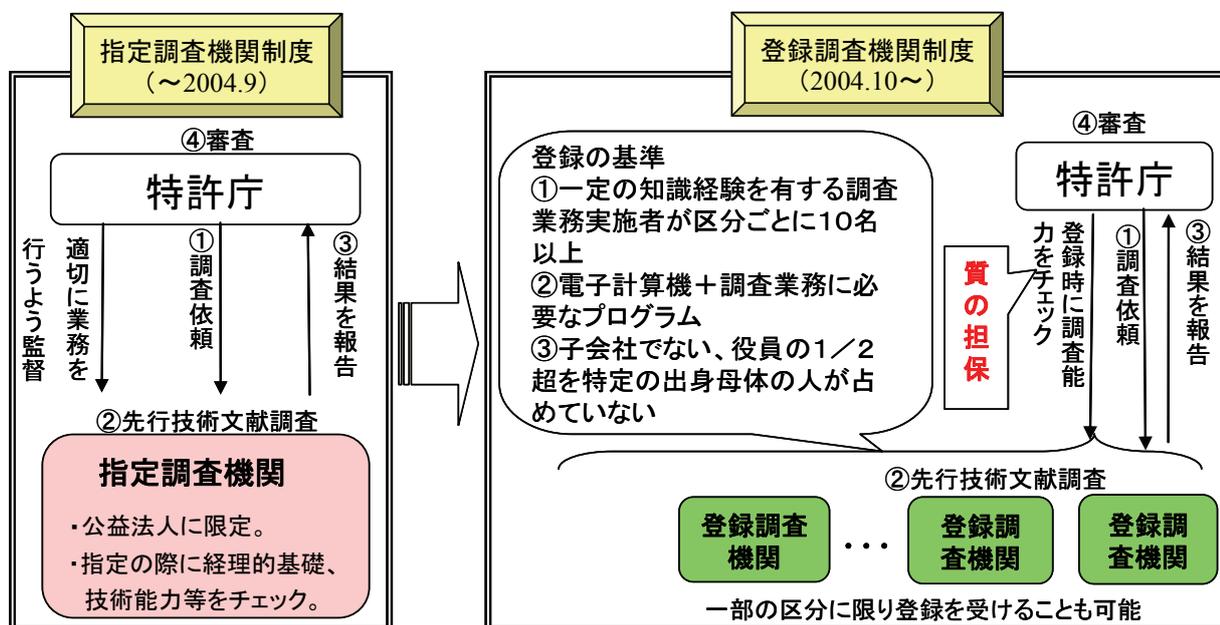


(資料) 特許庁作成

検索外注に関し、2004年9月までは、公益法人の中から特許庁が指定した指定調査機関に対し、検索外注できる仕組みをとっていたが、優秀な検索者をより多方面から確保して、検索外注の一層の拡充を図るため、2004年10月に、特許審査迅速化法により、公益法人要件を撤廃し、指定調査機関制度から、一定の基準に適合していれば登録を受けることができる登録調査機関制度への移行を行った。その結果、2005年3月までに、民間企業を含む3機関が登録調査機関として登録され、登録調査機関の間に競争的環境が生まれた。そ

の後もさらなる検索外注の拡充に向けて、登録調査機関制度の制度説明会を開催する等、制度の周知に努めたところ、2010年4月時点で、8機関が登録調査機関として登録されている。

【登録調査機関制度の概要】



(資料) 特許庁作成

【登録調査機関一覧 (2010年4月時点)】

登録調査機関名	登録区分	参入(業務開始)年月
一般財団法人工業所有権協力センター	全区分	1989年4月
テクノサーチ株式会社	10(自動制御) 11(動力機械) 12(運輸) 13(一般機械) 14(生産機械) 15(搬送組立) 18(熱機器)	2005年4月
社団法人化学情報協会	30(有機化学)	2005年4月
株式会社技術トランスファーサービス	3(材料分析) 8(アミューズメント) 19(福祉・サービス機器)	2006年7月
株式会社先進知財総合研究所	4(応用光学) 5(光デバイス) 6(事務機器)	2007年6月
パテントオンラインサーチ株式会社	8(アミューズメント)	2007年10月
株式会社パソナグループ	3(材料分析) 10(自動制御) 29(プラスチック工学)	2008年4月
株式会社古賀総研	23(半導体機器)	2008年6月

(資料) 特許庁作成

②特定登録調査機関

2005年4月、特許審査迅速化法の施行に伴い、特定登録調査機関制度が導入された。

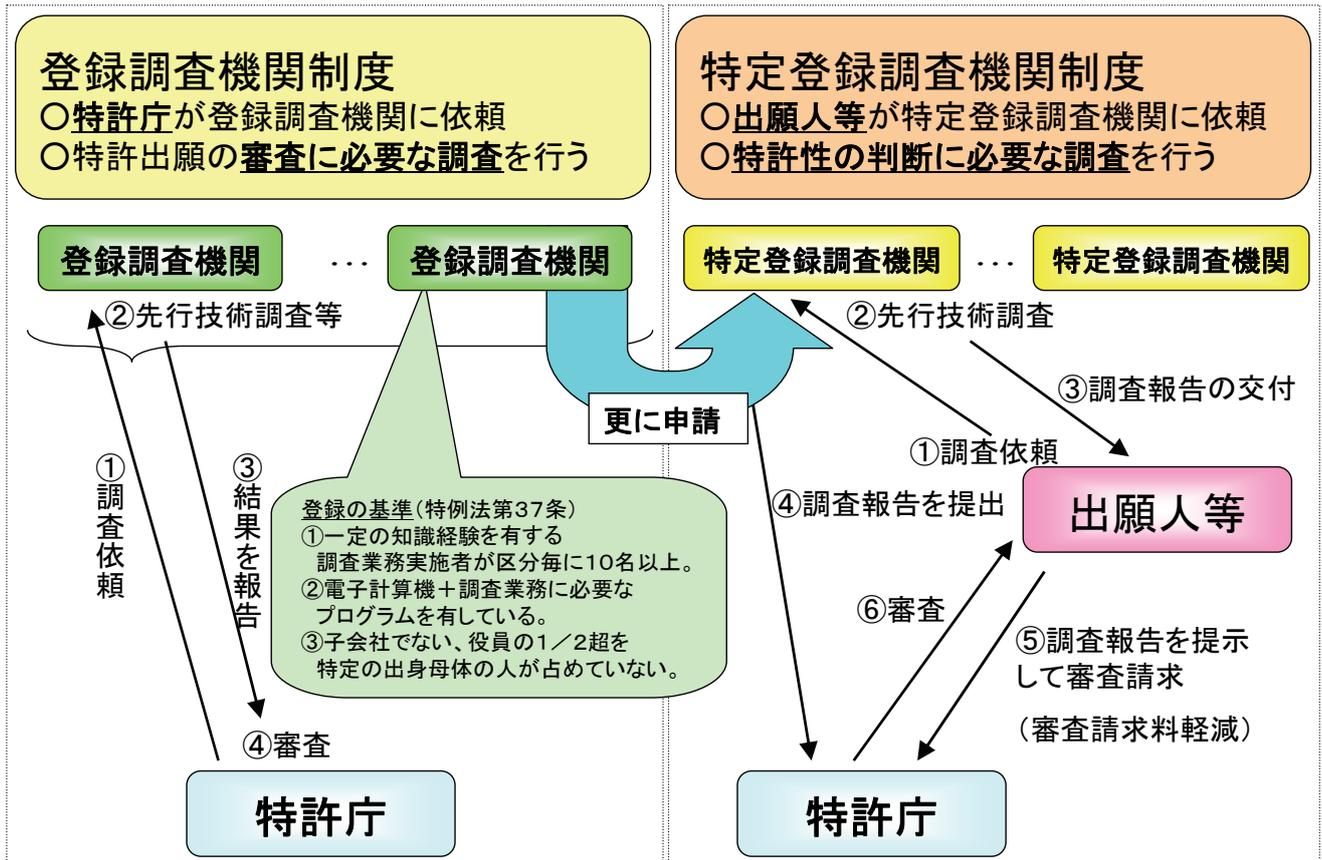
特定登録調査機関とは、登録調査機関のうち特に特許庁長官の登録を受けた機関のことである。特定登録調査機関は、出願人や第三者の求めに応じて、特許出願について先行技術調査を行い、その結果を記載した調査報告を交付する。

こうして、出願人等は質の高い先行技術調査報告を審査請求前に入手することができ、権利化の見通しを立てて、より適切な審査請求がなされることが期待されている。

なお、出願人等が審査請求を行う際に、この調査報告を提示したときは、審査請求料が軽減される。

2009年4月1日に、テクノサーチ株式会社が特定登録調査機関として初めて登録されており、今後特定登録調査機関の拡充が期待されている。

【特定登録調査機関制度の概要】



(資料) 特許庁作成

(3) 早期審査制度の拡充

特許出願・旧実用新案登録出願に対する早期審査制度は、既にその発明を実施している(あるいは実施予定の)実施関連出願を対象として、1986年に導入された。その後、早期の権利化を望む社会の要請にこたえるべく、数次にわたり運用を改善し、制度の拡充を行っている。

1996年1月には、グローバルな経済活動等に対する支援を目的として、外国にも出願している出願(外国関連出願)を対象化し、2000年7月からは、資力の乏しい中小・ベンチャー企業の市場での競争力を確保し、大学・公的機関による研究成果の社会への還元を促すべく、中小・ベンチャー企業等からの出願、大学・TL0、公的研究機関からの出願を早期審査の対象に加えるとともに、早期審査の申請手続を大幅に簡素化した。また、2004年7月には、「外国関連出願」の対象範囲や「中小企業」の範囲を拡大し、2006年7月には、

中小企業等が申請する場合の先行技術調査負担を軽減するとともに、大企業との共同出願の場合の先行技術調査の要件見直しを趣旨とするガイドラインの改訂を行った。

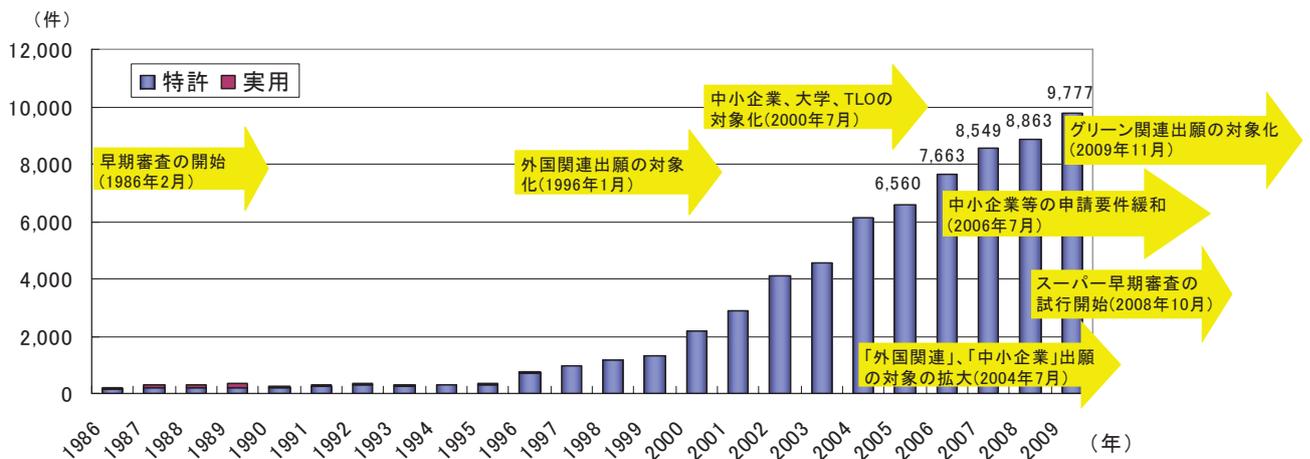
さらに、2009年11月からは、「グリーン技術」に関する研究開発の成果をいち早く保護し、更なる研究開発の促進を図るため、グリーン関連出願¹を新たに早期審査の対象に加え、試行を開始している。

このように、累次の対象拡大や手続の簡素化等により制度の利便性の向上を図ったことから、利用数は年々増加傾向を示しており、2009年には9,777件の申請がなされている。早期審査制度を利用した出願の平均審査順番待ち期間は、2009年で早期審査の申請から約1.8か月となっており、制度を利用しない出願と比べ審査順番待ち期間が大幅に短縮されている。

また、2008年10月からは、出願人の多様なニーズにこたえるために、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度を創設し、試行を開始している。スーパー早期審査制度は、申請から一次審査までを1か月以内で行い、更に再着審査についても、意見書・補正書の提出から1か月以内に行う等により、通常の早期審査制度に比べて申請から最終処分までの期間を短縮するものである。試行では、通常の早期審査の要件のうち、実施関連出願に該当するもので、かつ外国関連出願にも該当する、より重要性の高い出願を対象とした。試行開始当初は、国内移行した特許協力条約に基づく国際出願（D0出願）についてはスーパー早期審査の対象外としていたが、2009年10月からは、D0出願も対象に加え、試行を継続している。なお、D0出願については、申請から一次審査までを原則2か月以内で行っている。

スーパー早期審査の申請件数は、2008年10月1日から2009年12月31日までで、385件であり、スーパー早期審査制度を利用した出願の平均審査順番待ち期間は、2009年でスーパー早期審査の申請から約25日となっている。

【早期審査の申請件数の推移】



(資料) 特許庁作成

¹ 「グリーン関連出願」とは、グリーン発明（省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願。

(4) 関連出願連携審査

関連出願連携審査は、出願人のパテントポートフォリオ¹形成など知的財産戦略を支援するとともに、互いに技術的に密接に関連した一連の出願（関連出願群）について、技術説明・面接などを通じ体系的に技術内容を把握した上で、一括して審査を行うという質・量の両側面から合理性のある審査手法により、参加出願人・審査部双方の事務処理負担を軽減しつつ、過不足ない権利取得を可能とするとの施策理念の下で、2000年度から実施している。

(5) 面接審査

審査官と出願人又はその代理人との間において、円滑に意思疎通を図り審査手続の効率化に資するよう、面接審査を実施している。1996年度からは、特許庁内における面接に加え、審査官との直接の意見交換の機会に乏しい地方の中小・ベンチャー企業、大学・TLO等を対象に、全国各地に審査官が出張し審査官と出願人等とが直接面会して出願や技術内容等に係る面接を行う出張面接審査を行っている。また、1997年7月からは、審査官と出願人等との相互の意思疎通を一層図るため、TV会議システムを導入し、これを利用したTV面接を実施している。

(6) 情報提供制度

特許出願に関する情報提供制度は、1970年の出願公開制度の導入に伴い、審査・審理の的確性及び迅速性の一層の向上のため、特許法施行規則により規定された制度である（特許法施行規則第13条の2）。情報提供者は、刊行物等提出書を提出することにより、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していない、あるいは、記載要件を満たしていないなど、審査に有益な情報の提供を行うことが可能である。

1996年1月には、平成6年改正特許法により付与後異議申立制度が採用され、公衆審査を経ることなく特許権が発生することとなったことから、より一層的確な審査を行うため、刊行物等提出書で提供できる情報の範囲を広げ、かつ、匿名により情報を提供できるように情報提供制度の改正が行われている。

特許法施行規則第13条の2では、情報提供のできる時期が特許付与前に限られていたが、2003年の特許法等の改正によって、特許異議申立制度が廃止され特許無効審判制度に統合されたことを契機に、特許を受けることができない発明に対して特許が付与されている事態を簡便に是正するための方策を提供するという観点から、特許付与後においても情報提供を可能とする制度が2004年1月に導入された（特許法施行規則第13条の3）。なお、実用新案登録については、1994年から付与後の刊行物提出制度が導入された（実用新案法施

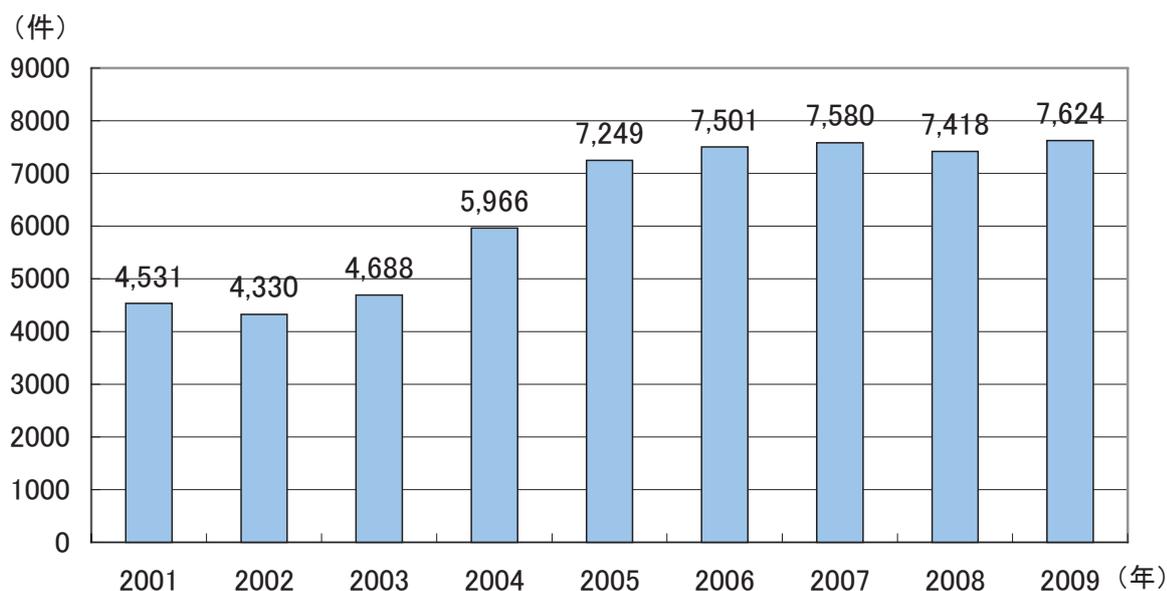
¹ パテントポートフォリオとは、企業が保有するある技術の特許がどの程度の価値があるかを示す指標の一つ。企業戦略を策定する上で、企業は保有する特許からパテントポートフォリオを作成し、本来事業実施のために必要な特許から成る技術の広がりと比較し、その比較検討結果に基づき、不足する部分をライセンス、研究開発等により補ったり、事業の実施に必要な特許を他社にライセンスする。

行規則第 22 条の 2)。

さらに、情報提供制度をより使いやすいものとし、その利用を促進するために、2009 年 1 月からは、従来「書面」の提出に限られていた刊行物等提出書を、インターネット出願ソフトからオンライン手続によっても提出できることとし、容易かつ迅速な情報提供を可能とした。

情報提供件数は年々増加しており、提供された情報の 76% (2007 年 1 月に審査された案件について調査) が拒絶理由通知において利用されている。

【情報提供件数の推移】



(資料) 特許庁作成

3. 審査処理推移

(1) 特許の審査順番待ち件数の増加と審査処理能力の向上

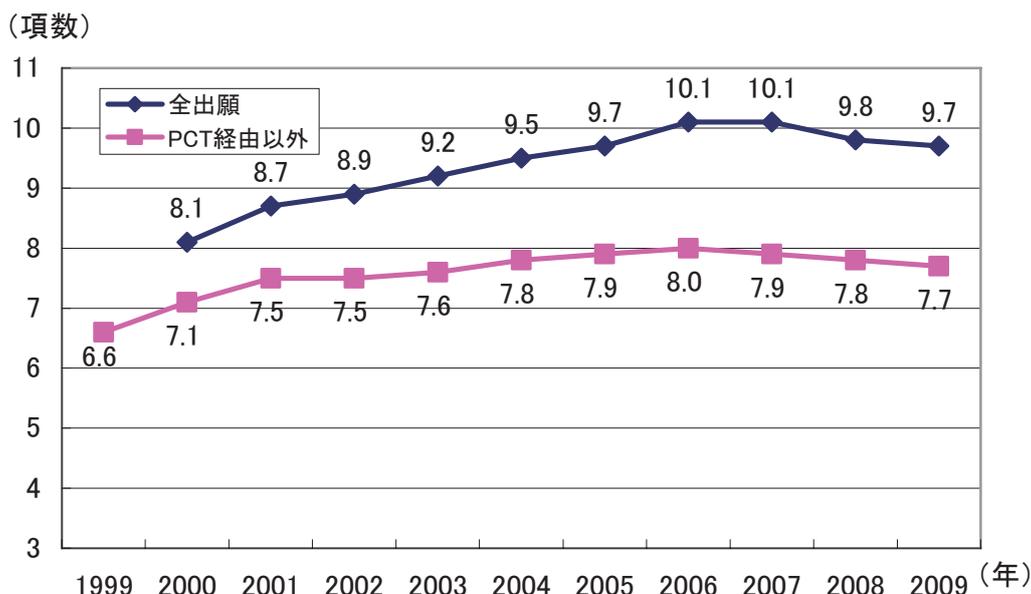
この 15 年間に、ナノテクノロジーやバイオテクノロジーといった先端技術分野を中心とした技術の革新的な進歩に伴って、特許出願の内容も複雑化・高度化するとともに、一出願当たりの請求項数も増加している。また、条約により作成期限が定められている国際調査報告の作成件数が大幅に増加し、拡張国際調査制度の導入により、PCT 出願 1 件当たりの審査負担も増加している。このように、特許審査における審査処理の負担は、年々増大しているといえるが、審査官の増員、先行技術調査外注の拡大、ペーパーレス計画の推進等の取組を実施することにより、審査処理能力は大きく向上している。この結果、特許出願の一次審査件数¹は、1997 年から 2009 年で 183,744 件から 361,439 件へと約 2 倍に増加しており、また、特許査定件数も増加している。なお、1996 年は、特許権が付与された後

¹ 出願人により審査請求がなされた後に、最初に行われる審査。

に異議申立を受け付ける付与後異議申立制度への移行が行われたため、一時的に特許査定件数が大幅に増加したものと考えられる。

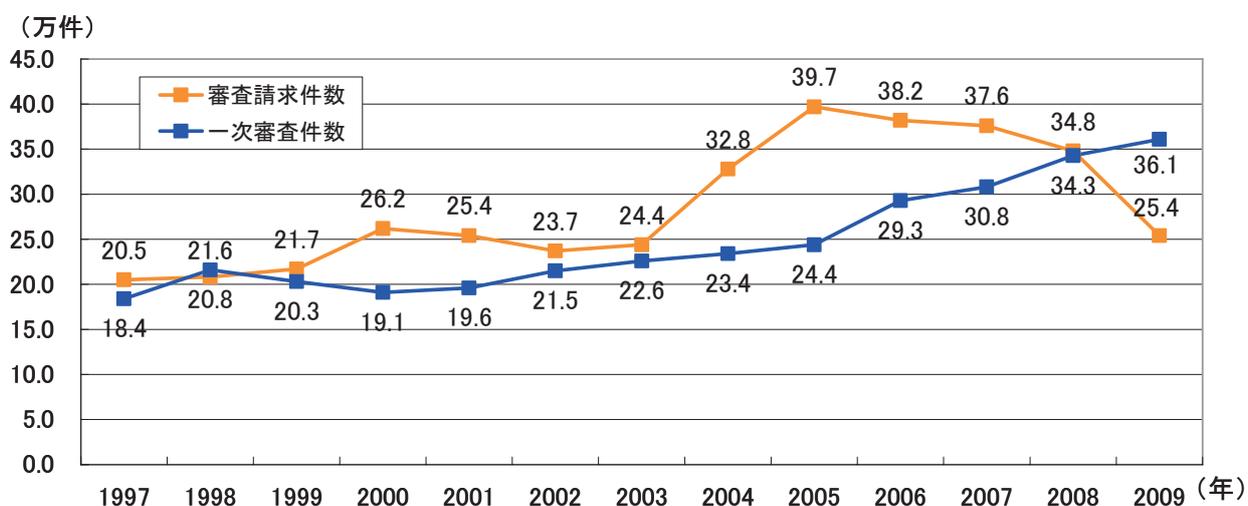
審査順番待ち件数は審査請求件数の急増によって、2007年末に888,198件まで増加したが、審査処理能力の向上、審査請求件数の減少により、2008年以降は、減少に転じている。特に、2009年は、一次審査件数が審査請求件数を上回っており、2009年末時点の審査順番待ち件数は716,812件（前年比17%減）に減少した。

【特許出願時点における平均請求項数の推移】



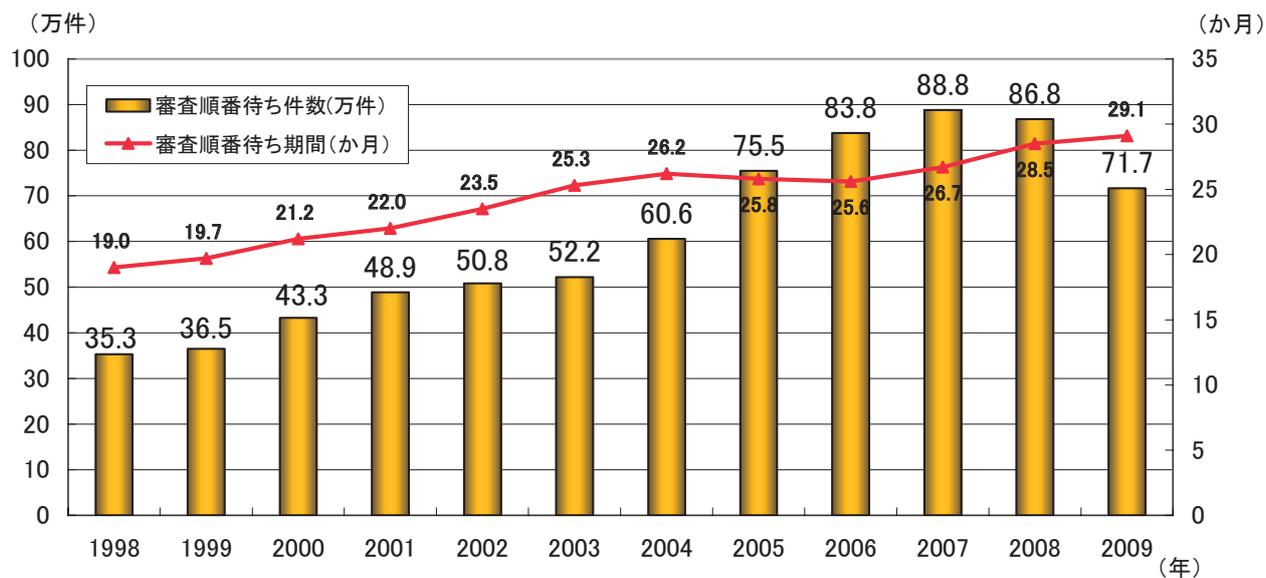
(資料) 特許庁作成

【特許の審査請求件数と一次審査件数の推移】



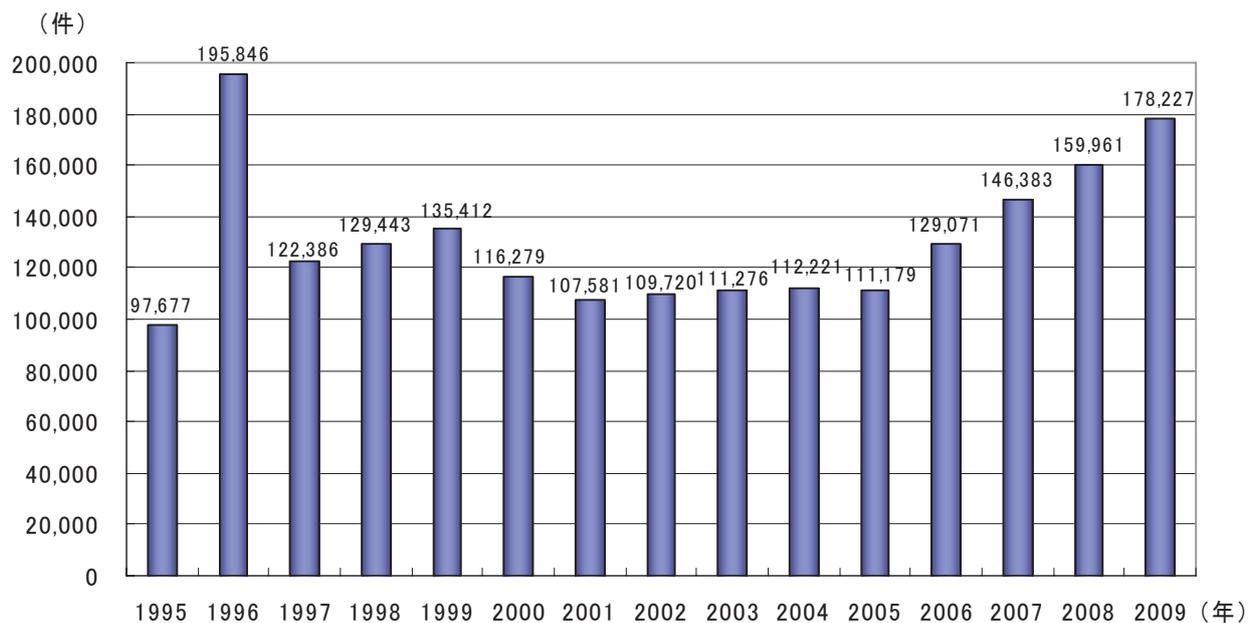
(資料) 特許庁作成

【審査順番待ち件数と審査順番待ち期間の推移】



(資料) 特許庁作成

【特許査定件数の推移】

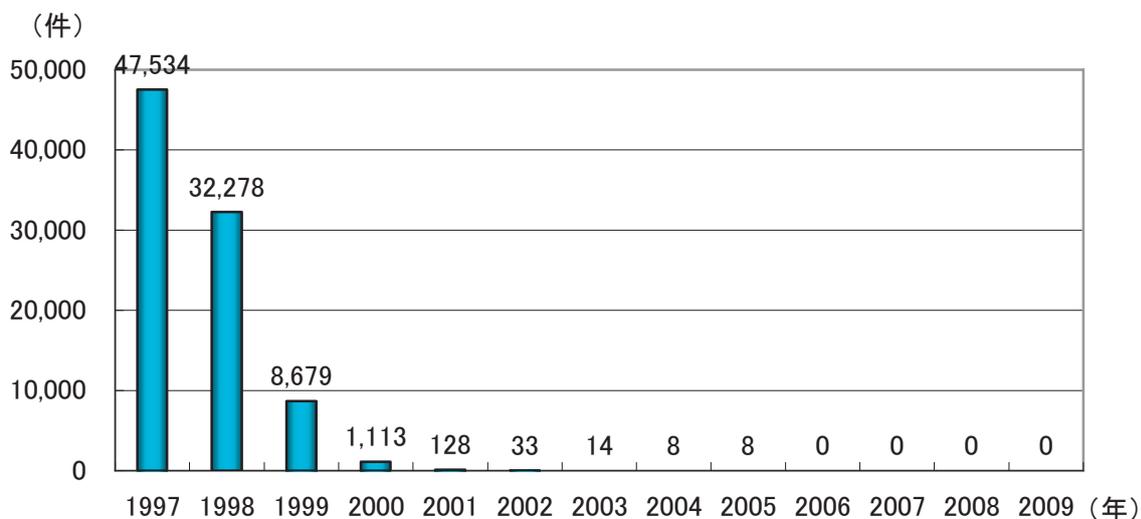


(資料) 特許庁作成

(2) 実用新案の審査処理推移

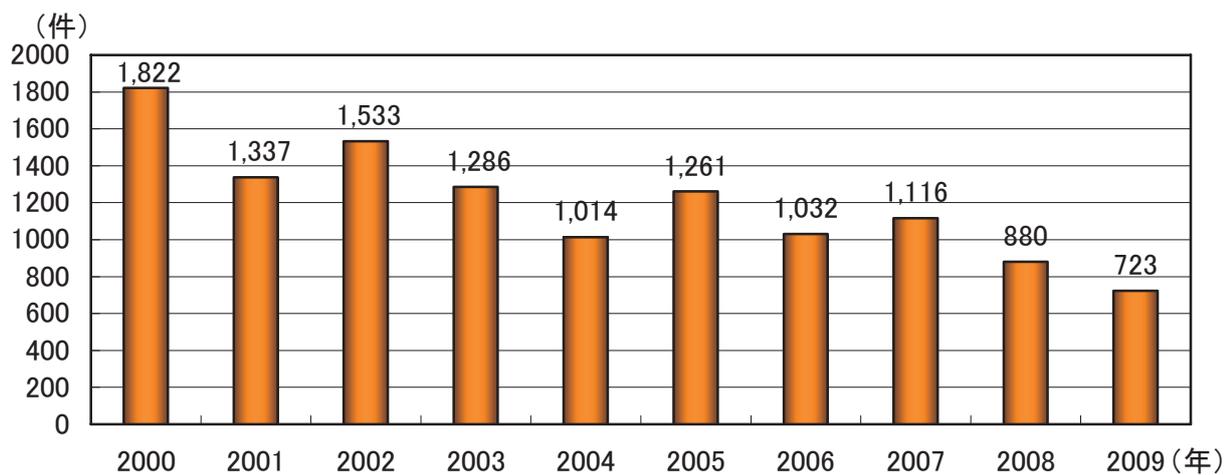
1994年に無審査登録制度である新実用新案制度へ移行したことにより、旧実用新案の審査処理件数は、年々減少を続け、2006年から一次審査件数は0件となっている。また、実用新案技術評価書の作成件数は増減を繰り返しているものの、全体としては減少傾向である。

【旧実用新案の一次審査件数の推移】



(資料) 特許庁作成

【実用新案技術評価書作成件数の推移】

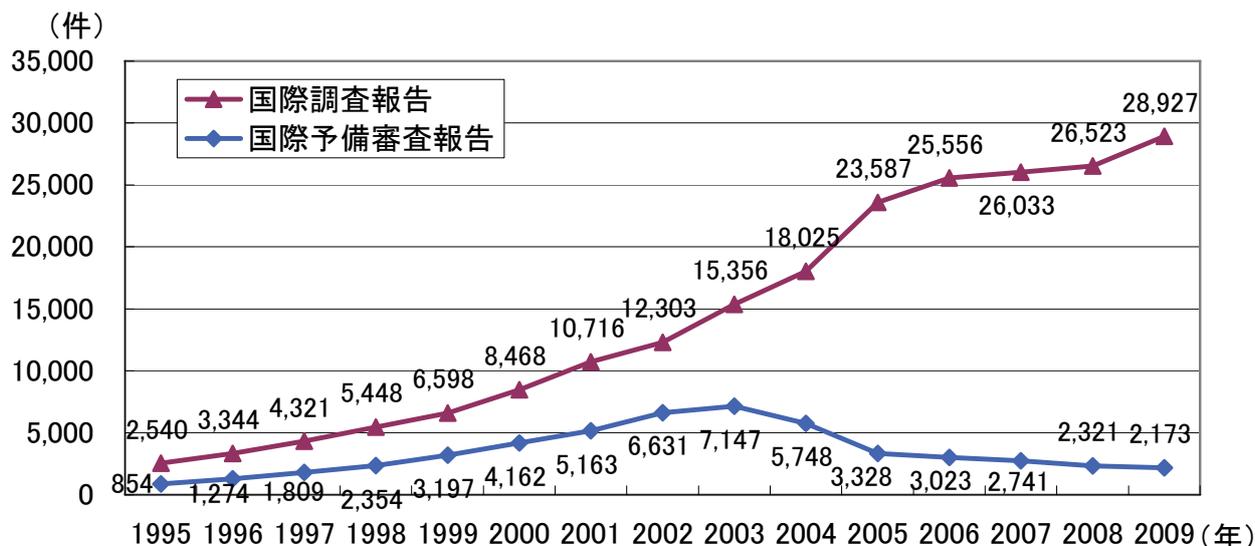


(資料) 特許庁作成

(3) PCT 出願各報告書作成件数推移

PCT 出願の増加に伴って¹、国際調査報告²の作成件数も、この 15 年間、増加を続けている。2004 年 1 月 1 日以降の PCT 出願については、国際予備審査段階で作成していた見解書³と同様のものを国際調査報告と同時に作成する拡張国際調査制度が導入された。そのため、拡張国際調査制度を導入した 2004 年以降、国際予備審査の請求件数は減少を続け、それに伴い国際予備審査報告⁴の作成件数も減少している。

【PCT 出願各報告作成件数の推移】



(資料) 特許庁作成

4. 特許審査の質の維持・向上に向けた取組

(1) 特許・実用新案審査基準に関する取組

特許制度を運用するに当たっては、出願の審査が一定の基準にしたがって、公平妥当かつ効率的に行われることが必要である。

審査基準は、この観点から特許法等の関連する法律の適用についての基本的考え方をまとめたものであり、審査における判断基準としてだけではなく、出願人による特許管理等の指標としても利用され定着している。1990 年から、(i) 多種多様な産業別審査基準の整理統合、(ii) 改善多項制の導入等の制度改正へのより適切な対応、(iii) コンピュータ・ソフトウェア、バイオテクノロジー等の新たな技術分野へのより適切な対応、(iv) 特許制

¹ 第 5 章第 1 節 1. (2) 参照。

² PCT 出願がなされ、国際調査機関として選択された特許庁の審査官が関連のある先行技術を調査し、作成する報告書。

³ 国際予備審査請求がなされた PCT 出願について、発明が所定の条件（新規性、進歩性、産業上の利用可能性等）を満たしていない場合に、国際予備審査報告の作成前に作成される、審査官の見解を出願人に通知するための書類。

⁴ 国際予備審査における最終的な審査官の判断について、審査官が作成する報告。

度の運用面における欧米との調和等への対応を目的として審査基準を見直し、関係行政機関及び関係団体の意見を聴取し、統合された一般基準として「特許・実用新案 審査基準」を1993年6月に公表した。

【1995年】

1995年5月には、1994年に改正された特許法の運用を定めた運用指針を公表した。この運用指針には、以下の内容が含まれていた。

①特許法第36条の改正に伴う審査の運用指針

制度の国際調和を図るとともにソフトウェア技術やバイオテクノロジーのような多様な開発成果を適切に保護するという改正の趣旨に添って、より自由な表現形式で発明を記載することを認めつつ、第三者に発明の内容を開示するという明細書本来の役割を損なわないよう、記載要件の判断基準を詳細に定めた。

②外国語書面出願に係る審査の運用指針

外国語書面出願制度の導入に伴い、提出する翻訳文の在り方や誤訳訂正書に記載すべき事項等を運用指針中に詳細に定め、外国語で記載された発明についても十分な保護を図ると同時に、第三者の監視負担が過大とならないようにした。

③拒絶査定不服審判及び特許の訂正の運用の考え方

外国語書面出願制度¹の導入に伴い、拒絶査定不服審判における外国語書面出願の運用、特許後における誤訳訂正の可否判断についての考え方を具体的に示し、外国語書面出願に係る発明の十全な保護を図るようにした。

④特許異議申立制度の運用の考え方

特許付与後の異議申立制度²の導入に伴い、審理の併合や取消理由通知等によって手続が行われることとなったため、本運用の考え方では、これらの新たな手続による審理の進め方を示すとともに、特許権者や異議申立人に対する審尋や書類の送付等についても記載している。さらに、無効審判が同時に申し立てられた場合の取扱いについて示し、特許付与後の異議申立制度の円滑な運用が図られるようにした。

⑤1994年改正法下の情報提供制度の運用指針

特許付与後の異議申立制度の導入に伴い、審査段階での的確性・迅速性の担保が更に重要となったため、情報提供制度を拡充した。これに伴い、手続の公平性・透明性を確保する観

¹ 国際的に出願される研究開発成果を保護するための外国語書面出願制度の導入により、その後の翻訳文の提出を条件として英語による特許出願を認め、外国語書面の記載に基づき誤訳訂正を認めることとされた。

² 迅速な権利付与及び制度の国際的調和を図る観点から、特許付与前の異議申立制度が特許付与後の異議申立制度へと改正され、異議申立についての審理は審判官の合議体が行うことになった。

点から、提供された情報の取扱いを詳細に定めた。

⑥新早期審査・審理ガイドライン

新早期審査では、国際的な特許権の安定化と早期権利付与による発明の安定した実施化を図るために、早期審査の対象を拡張するとともに、手続・運用面をユーザーフレンドリーな規定とした。また新早期審理では、早期審理の対象となすべき実施関連出願に係わる審判事件の要件を緩和するとともに、手続・運用面をユーザーフレンドリーな規定とした。

また、1995年7月には面接ガイドラインを公表した。背景としては、1993年特許法改正により、最後の拒絶理由通知に対する応答期間の明細書及び図面の補正についての要件が新設されるなど、補正の適正化が図られたことに伴い、出願人が拒絶理由通知に対して適切に対応する必要が一層高まることとなった。そこで、特許庁としても出願人の適切な対応を容易にするために、面接可能な期間を拡大するとともに、面接の意志疎通を図るため出願人又はその代理人と審査官が電話やファクシミリにより相互に面接の要請を可能とする等の運用を採用することとした。

【1996年】

1996年6月には、1996年1月1日からの付与後異議申立制度に対応して、特許異議申立書における申立ての理由、証拠等が明確に記載され、審理が迅速・的確に進行するために、「特許異議申立書の『申立ての理由』の書き方のガイドライン」を作成し、公表した。

【1997年】

1997年2月には、1994年改正特許法の運用に関し、①「産業上利用することができる発明」の審査の運用指針及び②特定技術分野の審査の運用指針の作成を行い、公表した。

①「産業上利用することができる発明」の審査の運用指針

「産業上利用することができる発明」に該当しない「人間を診断する方法」の定義、及び、「人間を手術、治療又は診断する方法」を含む方法の取扱いの明確化等を行った。

②特定技術分野の審査の運用指針

a. コンピュータ・ソフトウェア関連発明

技術のソフト化に伴い、研究・開発成果の適切な保護を図るために、それまでの運用を修正し、新たに「コンピュータ・プログラムを記録した記録媒体」等が特許の対象になり得ることを示した。

b. 生物関連発明

1994年の特許法改正により、発明をより自由な表現形式で記載することが可能になったことを受け、バイオテクノロジー分野において、発明をどのように記載することができる

かを示した。また、日米欧三極特許庁の実務の比較研究結果を反映させ、組換えタンパク質やモノクローナル抗体等、遺伝子工学関連発明について、新規性や進歩性の判断・事例を示した。

また、1997年4月1日より、塩基配列又はアミノ酸列を含む出願については、配列表を明細書中に添付すること及びその配列表をコードデータにより提出することを、出願人に義務づけることとした（特許法施行規則第27条の5）。これに伴い、1990年11月に公示された「塩基配列又はアミノ酸列を含む明細書等の作成のためのガイドライン」に上記義務化に伴う必要な修正を加え、同ガイドラインを改訂し、1997年3月に公表した。

【2000年】

従前の審査基準が進歩性の判断に当たり審査官に過度な挙証責任や指摘責任を課しているとの指摘や、裁判所の判例等を踏まえ、2000年12月に、進歩性の判断をより柔軟かつ弾力的に運用し得るよう「論理づけ」に関する審査基準の改訂を行い、公表した。この際、多様な発明の表現形式に適切に対応し得るよう明細書の記載要件の審査基準も明確にした。

また、汎用コンピュータや既存のネットワーク等を利用したビジネス方法に関連する発明が多く見られるようになり、どのような要件を満たす発明が特許となるか予見可能性を高める必要があるため、その取扱いの明確化を図ることが求められていた。さらに、ネットワーク化の進展により、コンピュータ・プログラムの流通形態がCD-ROMなどの記録媒体を用いた取引から、ネットワークを介した取引へと変化し、流通形態の実態の変化に対応したコンピュータ・プログラムの適切な保護が求められていた。

そこで、ビジネス関連発明に関する取扱いの明確化、及び、ネットワーク上のコンピュータ・プログラムの適切な保護を目的として2000年12月に「コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準」を改訂し、公表した。改訂のポイントは以下のとおりであった。

- ・媒体に記録されていないコンピュータ・プログラムを「物の発明」として取り扱うことを明らかにした。
- ・ハードウェアとソフトウェアを一体として用い、あるアイデアを具体的に実現しようとする場合には、そのソフトウェアの創作は、特許法上の「発明」に該当することを明らかにした。
- ・ビジネス関連発明の進歩性の判断に関する事例を充実させ、個別のビジネス分野とコンピュータ技術分野の双方の知識を備えた者が、容易に思いつくものは進歩性を有しないことを明らかにした。

【2003年】

2003年、特許庁では、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会での検討を踏まえ、よりの確な特許保護及び国際調和の観点から、以下の審査基準の改訂を行い、公表した。

①「人間を手術、治療又は診断する方法」の審査基準の改訂（2003年8月）

遺伝子組換え製剤などの医薬品及び培養皮膚シート等の医療機器を製造するための方法は、同一人に戻すことを前提としている場合であっても特許の対象とすることを明確化した。

②「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準の改訂（2003年10月）

特許法第36条第6項第1号の規定は、「請求項に係る発明」と「発明の詳細な説明」との実質的な対応関係に基づき判断することを明確化した。

③「明細書、特許請求の範囲又は図面の補正」の審査基準の改訂（2003年10月）

「当初明細書等から直接的かつ一義的に導き出せる事項」について補正を認めるとしていた審査基準を改め、「当初明細書等の記載から自明な事項」について補正を認めることとした。

④「発明の単一性の要件」の審査基準の改訂（2003年12月）

2003年の特許法改正に伴い、二以上の発明が「同一の又は対応する特別な技術的特徴」を有しているか否かで単一性の要件を判断することとし、PCTとの調和を図った。

【2004年】

2004年には、特許庁では、よりの確な特許保護の観点から、以下の審査基準の作成・改訂を行い、公表した。

①「優先権」の審査基準の作成（2004年7月）

優先権（パリ優先権、国内優先権）に関しては、まとまった審査基準が作成されておらず、その必要性が高まっていた。そこで、「優先権」の審査基準を作成し、優先権主張の効果の判断手法や審査上の取扱いについて、明確化した。

②「実用新案技術評価書の作成」の審査基準の改訂（2004年7月）

実用新案技術評価書の的確性及び分かり易さを向上させるべきであるとの産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会実用新案制度ワーキンググループの報告書における指摘を受け、新規性・進歩性等が欠如しているとの評価をする際には評価の理由を記載することなどについて、「実用新案技術評価書の作成」の審査基準を明確化した。

③「審査の進め方」の審査基準の改訂（2004年9月）

「審査の進め方」は、1993年11月に公表された「審査ガイドライン」を基礎として、2000年12月に一部改訂の上、審査基準に組み込まれたものであるが、公表以来10年以上が経過したことから、ほかの審査基準の改訂箇所を反映させ、基準全体を明確化し、制度の目的に沿った合理的な運用を確保するため、「審査の進め方」の審査基準を改訂した。

【2005年】

2005年には、特許庁では、以下の審査基準の改訂・作成を行い、公表した。

①「生物関連発明」の審査基準のアップデート（2005年1月）

既に公表・施行されている国内寄託手続の変更等の手続変更を反映させるため、「生物関連発明」の審査基準をアップデートした。

②「出願の変更」の審査基準の作成（2005年3月）

「出願の変更」の審査基準を作成し、変更した出願が原出願の時にしたものとみなされるための実体的要件等を明確化した。

③「実用新案登録に基づく特許出願」の審査基準の作成（2005年3月）

特許法・実用新案法の改正に伴い、「実用新案登録に基づく特許出願」の審査基準を作成し、実用新案登録に基づく特許出願が、その登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなされるための実体的要件等を明確化した。また、関連する審査基準も併せて改訂した。

また、2004年11月22日、知的財産戦略本部「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」において取りまとめられた「医療関連行為の特許保護の在り方について（とりまとめ）」における指摘を踏まえて、以下の審査基準の改訂・作成を行い、公表した。

④「産業上利用することができる発明」の審査基準の改訂（2005年4月）

「医療機器の作動方法」は、医療機器自体に備わる機能を方法として表現したものであって、特許の対象であること等を明確化するため、審査基準を改訂した。

⑤「医薬発明」の審査基準の作成（2005年4月）

複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする医薬発明についても、「物の発明」であるので「人間を手術、治療又は診断する方法」に該当せず、「産業上利用することができる発明」として取り扱うこと等を明確化するため、医薬発明の審査基準を作成した。

【2006年】

2006年6月には、請求項に用途限定がある発明の考え方について、用途限定がある発明の認定の手法や用途発明の定義を明確化するため、「新規性・進歩性」の審査基準の改訂を行い、公表した。

【2007年】

2006年法改正、「知的財産推進計画2006」及び「イノベーション促進のための特許審査

改革加速プラン」に基づき、2007年3月に以下の審査基準の改訂・作成を行い、公表した。

①「出願の分割の要件」の審査基準の改訂

特許法第44条第1項が改正され、特許査定後及び拒絶査定後の一定期間（30日）内にも出願の分割が可能となったことに伴い、特許査定後及び拒絶査定後にされた分割出願が満たすべき要件の記載を追加するため、審査基準を改訂した。

②「第50条の2の通知」の審査基準の作成

特許法に第50条の2の規定が追加され、関連出願において既に通知済みの拒絶の理由が本願に見いだされた場合には、拒絶理由通知と併せて第50条の2の通知を行うこととなったため、第50条の2の通知の審査基準を作成した。

③「発明の単一性の要件」の審査基準の改訂

特許法に第17条の2第4項の規定が追加されたことに伴い、特許請求の範囲の最初に記載された発明が特別な技術的特徴を有しない場合の審査対象とする発明の範囲を明確化するため、審査基準を改訂した。

④「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」の審査基準の作成

特許法に第17条の2第4項の規定が追加され、特許請求の範囲について補正可能な範囲が、補正前に審査が行われた発明との間で発明の単一性の要件を満たす範囲に制限されることとなったため、当該補正制限に関する審査基準を作成した。

⑤「外国語書面出願」の審査基準の改訂

特許法第36条の2第2項が改正され、外国語書面出願の翻訳文の提出期限が2月から1年2月に延長されたことに伴う形式的な修正を行うため審査基準を改訂した。

⑥「審査の進め方」の審査基準の改訂

「知的財産推進計画2006」及び「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」に基づき、各国特許庁の先行技術調査・審査結果を有効活用すべきことを明確化するため、審査基準を改訂した。

【2008年】

2008年8月に取りまとめられた「イノベーションと知財政策に関する研究会」の報告書において、「審査基準を恒常的に見直し、特許制度の安定性を高めるために透明で予見性の高い特許審査メカニズムを構築する」ために、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下部組織として、委員会を新設することが提言された。また「知的財産推進計画2008」においても、委員会を新設し、「特許の審査基準に関する検討手続の透明性の一層の向上を図りつつ、審査基準を、技術、産業及び国際的な動向に適切に対応し、審査、

審判、裁判における判断の調和に資するものとする」ために「審査基準を定期的に点検する」とされた。

これを受け、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に「審査基準専門委員会」が設置され、イノベーションの促進、国際調和の促進等、技術や産業の動向を踏まえつつ、審査基準の在り方について検討していくことになった。

【2009年】

総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会の、2007年5月18日付け報告書「知的財産戦略について」における提言を受けて、第1回特許微生物寄託制度に関する検討委員会及び第1回審査基準専門委員会での審議を経て、2009年1月に、「微生物等の寄託の要否に関する事例集」を作成し、公表した。

また、2009年5月には、知的財産戦略本部 知的財産による競争力強化専門調査会先端医療特許検討委員会において、「先端医療分野における特許保護の在り方について」が取りまとめられ、この提言を踏まえ、第3回審査基準専門委員会での審議を経て、2009年10月には、「産業上利用することができる発明」の改訂審査基準及び「医薬発明」の改訂審査基準を作成し、公表した。

なお、コンピュータ・ソフトウェア関連発明、生物関連発明、医療関連発明の審査基準については第5章第2節6.を参照。

(2) 審査の品質監理に向けた取組

①特許審査の質をめぐる動向

特許審査の的確性の確保は、無用な事後的紛争や出願競争を防ぎ、特許制度を健全に維持するために欠かせないものであり、特に近年における特許審査の迅速化とあいまって、特許審査の質の維持・向上に対する社会的要望は、非常に強くなっている。このような要望にこたえるべく、「知的財産推進計画2006」においては、「世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現する」とこととされ、また、「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」(2006年1月)においても、「特許審査処理件数の拡大を目指すに当たっては当然のことながら、これまでその維持に努めてきた審査の質を落とすことがあってはならない」ことが確認された。その後、2007年1月に策定された「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」においても、「技術分野横断的な品質管理手法を整備し、審査官に品質の分析結果をフィードバックするなど、品質管理体制を強化する」とされ、特許審査の質の維持・向上に向けた取組が、重点施策の一つとして盛り込まれた。

さらに、国際的なワークシェアリングを推進するために、他庁が行った先行技術調査・審査の結果を活用するための各種検討が進められている中、その前提でもある質の高い特許審査を実現するための体制、手法の整備は、各国特許庁に共通の課題となっており、日米欧の三極特許庁会合、日米欧韓中の五大特許庁会合においても特許審査の質に関する議論が行われている。

なお、PCT 出願については、2004 年 3 月に施行された「PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン (PCT ガイドライン)」の第 21 章に、品質フレームワークに関する規定が盛り込まれ、我が国特許庁を含む、すべての国際調査・国際予備審査機関は、PCT ガイドラインへの適合性の監視・測定、その継続的改善、顧客への調査などを含む「品質マネジメントシステム」を構築し、質の高い国際調査・国際予備審査を実施することが求められることとなった。この品質フレームワークに関する議論は継続的に各機関間で行われている。

②審査の品質監理に向けた取組

特許庁では、a. 各審査室にて行われている個々の案件の「品質管理」(Quality Control)、b. 技術分野横断的な「品質監理」(Quality Management)、のそれぞれを実行することにより、特許審査の質の維持・向上を図っている。

a. 個別案件の審査の品質管理

それぞれの技術分野の審査を担当する審査室では、個々の案件についての的確な審査がなされるよう、従来から、複数の審査官による協議や審査長等による審査内容のチェックを通じて、審査官相互の判断基準の統一的運用を図る等、審査の品質管理に努めてきた。

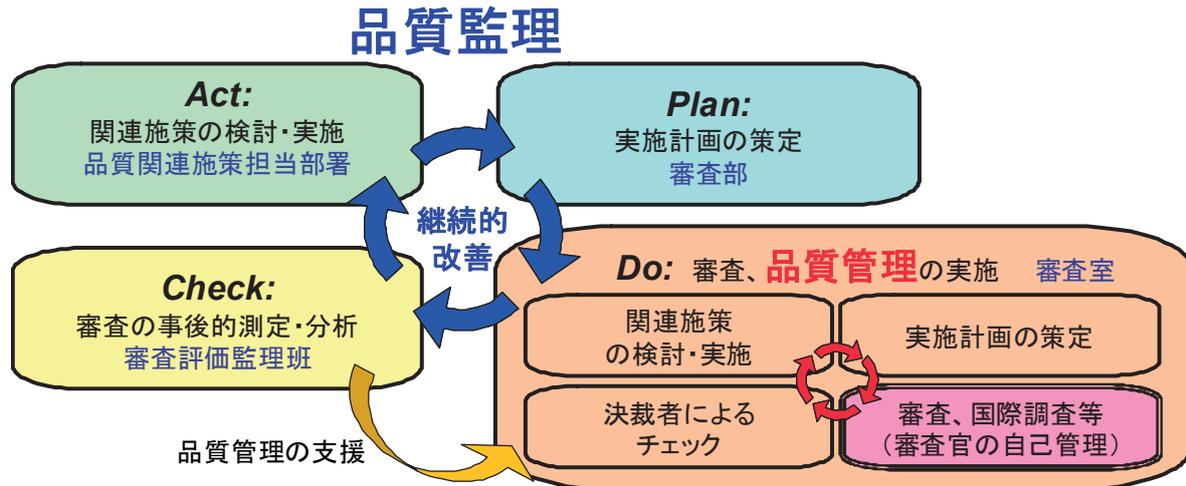
b. 技術分野横断的な品質監理

「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」を踏まえて、特許審査の技術分野横断的な品質監理体制を整備し、2010 年 4 月には調整課に「審査評価監理班」を設置し、品質監理体制をさらに強化した。すなわち、特許審査の品質監理サイクル (PDCA サイクル¹) の考え方に基づいて、審査の結果の事後的、客観的な測定・分析を行い、その結果を審査の質の維持・向上のための施策に反映させるための品質監理体制を整え、審査の質の継続的改善を行っている。

具体的には、特許庁内の第三者による個別案件の審査結果についての内部チェック、ユーザー評価の収集、関連する統計情報の分析などを実施している。そして、これらの分析結果は、関連部署による審査の質の改善施策の検討に活用するほか、各審査室における「品質管理」や、審査官による自己管理を支援するために、審査室にフィードバックしている。

¹ 1950 年代、アメリカの統計学者、デミング博士が提唱した品質の維持・向上、業務の改善を推進するマネジメントサイクル。plan (計画)、do (実行)、check (確認)、act (処置) のプロセスを順に実施し、check の結果を活用して、システムの継続的な改善を図る。

【特許審査の品質監理サイクル概念図】



特許審査部で策定（Plan）した実施計画に基づき、各審査室では審査、及び、審査内容チェック等の品質管理を実施（Do）する。審査評価監理班では審査の内容を事後的に測定、分析し（Check）、その結果を、関連施策の検討（Act）を行う部署に提供し、関連施策に反映させる。そして次の実施計画（Plan）にこれらの施策を組み込むことによって螺旋を描くように一周ごとに改善が図られる。また、各審査室内においても、同様の Plan、Do、Check、Action のサイクルを繰り返すことにより個別案件の審査の質の継続的な改善を行っている。

（資料）特許庁作成

5. 検索データベースの整備

(1) コンピュータ・ソフトウェア・データベース（CSDB）

1997年4月1日の出願より「プログラムを記録した記録媒体」又は「構造を有するデータを記録した記録媒体」が特許対象となったことに基づき、コンピュータ・ソフトウェアの先行技術調査の環境を整備することが必要不可欠となった。このため、1997年度よりCSDBの構築を開始し、庁内では1998年10月12日から利用が開始された。

2009年6月時点で、CSDBには51万件の非特許文献が蓄積され、書誌的事項、キーワード、全文テキストに加え、コンピュータ・ソフトウェア用の検索キーであるCSタームによるインデックス検索を可能としている。なお、収集文献の一部は企業、関連団体等の協力により寄贈されたものである。

構築当初はコンピュータ・ソフトウェアに関連するマニュアル等の文献のみを収集し、CSタームの解析を行っていたが、2000年度よりビジネス特許関連文献及びコンピュータゲームソフトウェア関連文献を解析対象に加えた。収集文献の発行形態については、当初は紙媒体のもののみを対象としていたが、2007年度にはCD-ROM等の電子媒体により発行さ

れた文献に、2009年度にはインターネット上で発行された文献に、それぞれ対象を拡大した。

また、2003年から書誌的事項やCSターム等について外部公開が開始され、2004年度からは、著作権者の許諾が得られた文献について、特許電子図書館にデータが提供され、閲覧が可能となっている。

(2) DNA 検索システム

1990年代のバイオテクノロジー分野における遺伝子(DNA)解析技術の飛躍的な進展は、関連する特許出願の増大と、一出願に含まれる配列データ量の増大をもたらした。そのため、DNA関連出願に関して、データベースの構築に向けたコンピュータ・リーダブル・フォーム(CRF)でのデータの作成・交換を行う国際協力が実施されてきた。1996年1月に開催された三極会合において、出願人に対して、配列表の作成を支援するソフトウェア(PatentInソフトウェア)の開発・提供を行いつつ、CRFでのデータ提出を義務づけるプロジェクトへの参加を表明した。

1997年4月からは、DNA出願の審査処理に活用するためのデータベースを構築するべく、出願人に対してPatentInソフトウェアの提供を行うとともに、CRFでのデータ提出を求めることとされた。また、1997年の5月には、特許配列情報についてDDBJ/EMBL/GenBankを通じて三極間で交換することが取り決められた。さらに、検索システムにおいても、それまでのFターム検索システムに加えて、庁内に別途DNA検索システムを開発し、1998年1月から、ホモロジー検索やキーワード検索が可能となっている。2009年12月までに、延べ1億7000万弱のエントリが蓄積され、DNA出願に係わる的確な審査の遂行に供されている。

(3) 一元付与

特許庁では、審査業務における先行技術文献調査が効率的かつ的確に行えるように日本国特許庁に出願されるすべての特許出願や実用新案登録出願に対して検索キーを付与し、それらの公開公報等が必要に応じて抽出できる環境を整備している。

先行技術文献調査においては、世界中の数千万件に及ぶ特許文献を対象とするため、各国がそれぞれ独自に作成した分類を利用しようとする、国ごとに異なる分類を検索しなければならず効率が悪い。そこで、国際的に共通な一つの特許分類として策定したものが、国際特許分類(IPC)であり、1975年10月に発効した「国際特許分類に関するストラスブール協定」により、加盟国は特許出願等の公開の際に、発明に付与される分類を表示することとされている。

また、我が国においては、更に絞り込みを容易にするために、独自にFターム(File Forming Term)と呼ばれる検索キーを整備している。このFタームは、技術分野ごとに種々の技術観点(目的、用途、構造、材料、製法、処理操作方法、制御手段等)から技術の特徴を展開した検索キーの一覧表(Fタームリスト)に照らして文献ごとに付与するものであり、整備の結果、2010年4月時点では、全技術分野の7割程度において利用されている。

これにより、文献量の著しい増大及び技術の複合化、融合化、製品の多様化といった技術開発の動向変化に対しても、特許審査のための先行技術調査を迅速に行うことができる。

ところで、権利付与の迅速化には、各出願について審査資料としての検索が確実に行えるようにするため、可能な限り早期に IPC 及び F ターム等の検索キーを付与することが必要である。

このような背景から、検索キーの付与を出願後速やかに行うために、1994 年から「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（特例法）」に基づき分類付与を行う指定調査機関¹を指定し、特許庁内で IPC 付与業務と要約書の適合に関する予備調査を実施したのち、外注先である指定調査機関において F タームの付与を行う業務を行っていた。

しかし、これらの 3 つの業務は、いずれも明細書及び図面を精読するという共通の作業を伴うことから、IPC 付与業務と要約書の適合に関する予備調査についても、F ターム付与業務と一元的に実施することにより、検索キー付与に要する期間についてさらなる短縮化を図ることとした。

このため、特許庁では、1996、1997 年度に分類・F ターム付与の一元化外注に関する調査を実施し、また、1998 年の特例法改正（平成 10 年法律第 51 号）により、指定調査機関の業務を追加した上で、1998 年より IPC と F タームを一元的に付与する「一元付与」業務の外注を開始した。当初の 2 年間は猶予期間として徐々に対象案件を増やし、2000 年より、特許出願全件²に対して一元付与を本格実施している。

この「一元付与」事業においても、第 5 章第 2 節 2. (2) でも触れた検索外注と同様、2004 年 10 月に指定調査機関制度から登録調査機関制度へ移行している。

(4) 学術文献等データベース

競争が激しい技術分野や先端技術分野では、商用データベースや CSDB では代替できない非特許文献（マニュアル、雑誌、カタログ、パンフレット等）が数多く引用されており、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」において、このような非特許文献を審査官が検索する環境を整備することの必要性が盛り込まれた。このため、特定技術分野の非特許文献を審査資料として検索可能とするためのデータベースの構築を目指し、2007 年度から学術文献等データベースのデータ作成の事業が進められ、2009 年度から利用が開始された。2009 年度までに、光ディスク、フラットパネルディスプレイなどの技術分野を中心に 31 万件の非特許文献を蓄積している。

6. 新たな技術分野への対応

(1) コンピュータ・ソフトウェア関連発明

コンピュータ・ソフトウェア関連発明に関する審査基準は、新技術分野へより適切に対

¹ 当時の財団法人工業所有権協力センター（現一般財団法人工業所有権協力センター）。

² DO 出願（PCT 出願の国内移管されたもの）については、2001 年から一元付与を実施。

応すること等を目的として、1993年6月の審査基準の全面改訂の際に、「特定技術分野の審査基準」の第1章に設けられた。

1997年2月には、技術のソフト化に伴い、研究・開発成果の適切な保護を図るために、それまでの運用を修正し、新たに「コンピュータ・プログラムを記録した記録媒体」等が特許の対象になることを示した。

2000年12月には、ビジネス関連発明（コンピュータやネットワーク等を利用したビジネス方法に関連する発明）に関する取扱いの明確化、及び、ネットワーク上のコンピュータ・プログラムの適切な保護を目的として、コンピュータ・ソフトウェア関連発明に関する審査基準を改訂した。

ビジネス関連発明については、従来特許権に馴染みの薄かった業界にも広範に影響を及ぼし得ることから、マスコミを含め多大な関心が寄せられていて、特許出願も増加傾向にあった。そして、ビジネス関連発明について、どのような要件を満たす発明が特許となるか予見可能性を高めるために、その取扱いの明確化を図ることが求められていた。また、ネットワーク化の進展により、コンピュータ・プログラムの流通形態がCD-ROMなどの記録媒体を用いた取引から、ネットワークを介した取引へと変化し、流通形態の実態の変化に対応したコンピュータ・プログラムの適切な保護が求められていた。

そこで、上記2000年12月の改訂審査基準では、媒体に記録されていないコンピュータ・プログラムを「物の発明」として取り扱うことを明らかにした。また、ハードウェアとソフトウェアを一体として用い、あるアイデアを具体的に実現しようとする場合には、そのソフトウェアの創作は、特許法上の「発明」に該当することを明らかにした。さらに、ビジネス関連発明の進歩性の判断に関する事例を充実させ、個別のビジネス分野とコンピュータ技術分野の双方の知識を備えた者が、容易に思いつくものは進歩性を有しないことを明らかにした。

このように審査基準の改訂や法改正により特許の対象を拡大してきたが、それに併せて審査において必要となるデータベース（コンピュータ・ソフトウェア・データベース）の整備も行ってきた¹。

(2) 生物関連発明²

生物関連発明に関する審査基準は、新技術分野へより適切に対応すること等を目的として、1993年6月の審査基準の全面改訂の際に、「特定技術分野の審査基準」の第2章に設けられた。

1997年2月には、遺伝子工学技術の進展に伴い、この分野の特許出願が急速に増加するとともに審査事例も蓄積されてきたことから、遺伝子や組換えタンパク質等、遺伝子工学関連発明について、それが特許されるか否か（すなわち新規性や進歩性等の特許要件を満

¹ 第5章第2節5.(1)参照。

² ここでいう「生物」とは、微生物、植物又は動物を意味し、これには増殖可能な動植物の細胞も含まれる。植物の新品種は、我が国においては特許保護対象であると同時に種苗法による保護対象でもある。なお、欧州においては植物及び動物の品種は特許保護対象から除外されている（EPC第53条(b)）。

たすか) について判断例が追加された。この判断例の追加に当たっては、日米欧三極特許庁プロジェクトにおける、バイオテクノロジー分野の審査実務の比較研究の結果が反映された。

また、1997年から1998年にかけて、米国特許商標庁が機能の解明されていないDNA部分断片(ESTs)について基準を緩和して特許を付与し始めたことにより、三極での運用が全く異なる状態が生じた。この状況下で、日本国特許庁の提案によりDNA断片等の特許性について各庁の審査の運用の比較研究が行われ、1998年日米欧三極特許庁長官会合において、すべての遺伝子発明について機能の開示が必要であることが確認された。この比較研究の成果を踏まえて、1999年10月に、DNA(断片、完全長)、SNPs(個体差の要因となる一塩基多型)¹等の発明について、その実施可能要件や進歩性等に関する具体的判断事例を示した「遺伝子関連発明の審査の運用に関する事例集」を公表した。この事例集は2001年に生物関連発明に関する審査基準の一部となった。

時代を同じくして、DNA配列等を検索するためのDNA検索システムの整備や配列データの三極交換の枠組みを整備する等、先行技術文献調査のための環境も整備してきた²。

その後、国際プロジェクトによりヒトの遺伝子解析が飛躍的に進み、ポストゲノム研究として、遺伝子の情報に基づいて作られるタンパク質の立体構造情報に情報処理技術を適用した新しい切り口からの医薬品開発(ゲノム創薬)が進められた。これらの新しい技術に関する発明については、従来は互いに関わり離れた技術であったバイオテクノロジーと情報処理技術の境界領域に属しており、審査実務上の取扱いは明確にされていなかった。また、「知的財産戦略大綱」やバイオテクノロジー戦略会議が示した「バイオテクノロジー戦略大綱」(2002年12月)においても、「ポストゲノム研究の成果を特許権として適切に保護するため、タンパク質立体構造発明について、審査事例集の作成・公表を行い、審査基準と権利化のあり方を明確化する」べきとの指摘を受けた。このため、特許庁では、2002年11月の日米欧三極特許庁長官会合で報告されたタンパク質の立体構造関連発明の審査実務上の取扱いに関する比較研究の結果を踏まえ、2003年3月に、タンパク質の立体構造情報に関連する発明の特許性について具体的判断事例を示した審査事例集を作成し、公表した³。

(3) 医療関連発明

審査基準においては、「人間を手術、治療又は診断する方法」は特許法上の「産業上利用することができる発明」に該当しないとしている。1997年2月には、「産業上利用することができる発明」に該当しない「人間を診断する方法」の定義、及び、「人間を手術、治療又は診断する方法」を含む方法の取扱いを明確化するため、「産業上利用することができる発明」の審査の運用指針が公表された。

¹ スニップス(SNPs)Single Nucleotide Polymorphisms(一塩基多型)の略。SNPsは、個人間における遺伝子の違いを意味する。ヒトの場合、各人が持っているゲノム(DNA)は、それぞれ約0.1%ずつ異なっている。

² 第5章第2節5.(2)参照。

³ 各比較研究については第2章第3節1.(1)参照。

その後、進展の著しい再生医療及び遺伝子治療関連技術において、皮膚の培養方法、細胞の処理方法等の新技術が生まれた中、2002年7月には知的財産戦略大綱において、「再生医療、遺伝子治療関連技術の特許法における取扱いの明確化」をすべきとの指摘がなされた。これにより、2002年10月以降、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に医療行為ワーキンググループを設置して審議し、「現在の特許審査基準において、『人間に由来するものを原料又は材料として医薬品又は医療機器（例：培養皮膚シート、人工骨）を製造する方法』については、特許付与の対象とすることを明示するよう、速やかに同基準の改訂を行うことが適当である」と指摘した報告「医療関連行為に関する特許法上の取扱いについて」が取りまとめられた。特許庁は、これを踏まえ、2003年8月に「人間を手術、治療又は診断する方法」の審査基準を改訂し、公表した。

また、2004年11月に知的財産戦略本部「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」において取りまとめられた「医療関連行為の特許保護の在り方について（とりまとめ）」を踏まえて、2005年4月に以下の2つの審査基準の改訂・作成を行った。

- ・「医療機器の作動方法」は、医療機器自体に備わる機能を方法として表現したものであって、特許の対象であることを明示する等の方向で、「産業上利用することができる発明」の審査基準を改訂した。
- ・複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする医薬発明についても、「物の発明」であるので「人間を手術、治療又は診断する方法」に該当せず、「産業上利用することができる発明」として取り扱うことを明示する等の方向で、「特定技術分野の審査基準」の第3章として医薬発明の審査基準を作成した。

さらに、2009年5月には、知的財産戦略本部・知的財産による競争力強化専門調査会先端医療特許検討委員会において取りまとめられた「先端医療分野における特許保護の在り方について」を踏まえて、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会第3回審査基準専門委員会での審議を経て、2009年10月に、以下に示すように「産業上利用することができる発明」及び「医薬発明」の審査基準を改訂し、公表した。

- ・「産業上利用することができる発明」の改訂審査基準では、人体から各種の資料を収集する方法は、手術や治療の工程や、医療目的で人間の病状等を判断する工程を含まない限り、「人間を診断する方法」に該当しないこととした。
- ・「医薬発明」の改訂審査基準では、医薬発明において、特定の用法・用量で特定の疾病に適用するという医薬用途が公知の医薬と相違する場合には、新規性を認めることとした。

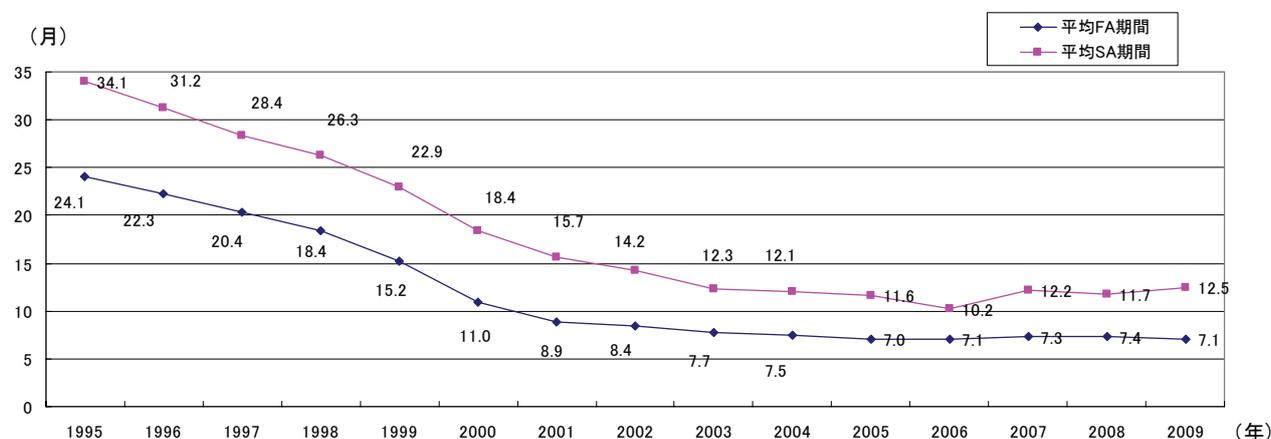
第3節 意匠審査の取組

1. 審査処理推移

(1) 審査処理期間推移

1995年の意匠登録出願の出願から審査結果の最初の通知が發送されるまでの期間（FA期間）は、24.1か月と約2年を要していたが、2000年には1年以内を達成し、2005年から2009年では平均約7か月を維持している。また、一次審査の結果、拒絶理由通知等を経た後で査定が發送されるまでの期間（SA期間）は、2003年以降、出願から平均約1年で推移している。意匠審査では、年2サイクル審査¹の導入や資料調査員²の活用等による審査の効率化を図ることで、審査期間を短縮した。

【意匠審査の平均FA・SA期間推移】



(備考) FA (First Action) 期間：出願から最初の審査結果の通知が發送されるまでの期間。

SA (Second Action) 期間：出願から一次審査を経て査定が發送されるまでの期間。

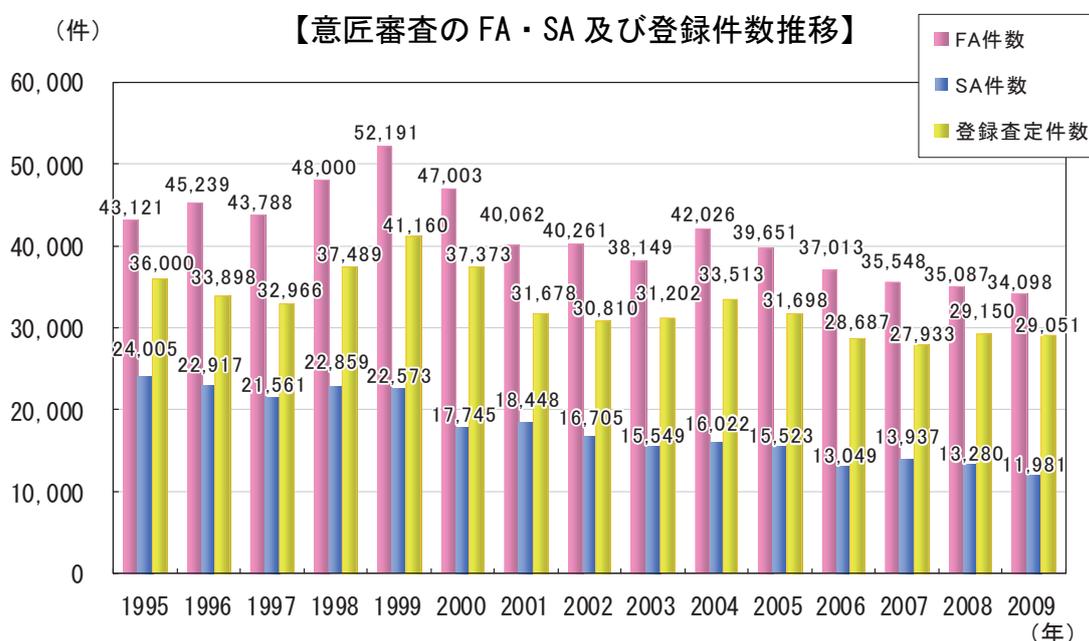
(資料) 特許庁作成

¹ 意匠出願の審査においては、ある物品分野の意匠に関する出願を一定期間分まとめて審査する多件審査（バッチ審査）方式を採用している。この方式に基づき、同一分野の審査を1年間に2回行うことを年2サイクル審査と呼ぶ。

² 公知資料を中心とした審査資料の事前調査を行うことにより、意匠審査における審査官の調査業務を補助する非常勤職員。

(2) 審査処理件数推移

意匠審査における、出願から審査結果の最初の通知が發送された件数 (FA 件数) は、2001 年以降約 4 万件前後で推移している。また、登録件数は 3 万件前後で推移している。



(備考) FA (First Action) 件数：出願から審査結果の最初の通知が發送された件数。

SA (Second Action) 件数：出願から一次審査を経て査定が發送された件数。

登録査定件数は、FAにおいて登録査定がされたものと SAにおいて登録査定がされたものの総数。

(資料) 特許庁作成

2. 早期審査制度

意匠登録出願に関する早期審査制度は、1987 年に導入されたものであり、所定の要件を満たす意匠登録出願については、速やかに審査を進めるものである。具体的には、①権利化について緊急性を要する実施関連出願（出願人等が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願であって、権利化に緊急性を要するもの）又は②外国関連出願（出願人がその出願の意匠について外国へも出願しているもの）という要件を備えた意匠登録出願を早期審査の対象とする。

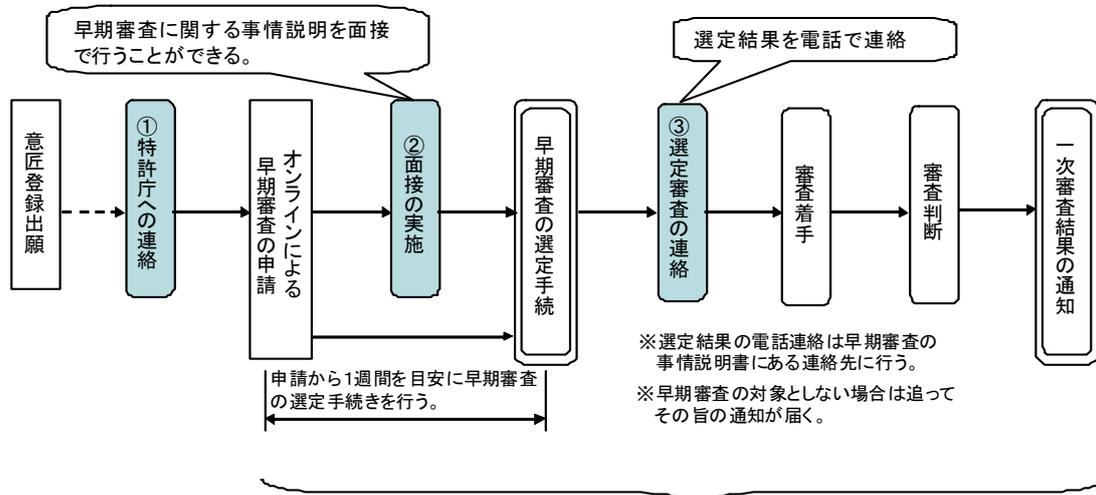
模倣品が発生した場合の対抗手段として意匠権が果たすべき役割が重要となったことから、より一層模倣品に対する意匠権の実効性を高めるために、2005 年 4 月から「模倣品対策に対応した早期審査制度」の運用を行っている。

この運用では、模倣品が発生した場合に出願手続に不備のない出願であれば早期審査の申請から 1 か月以内で一次審査結果を通知している。

対象となる意匠登録出願は、「権利化について緊急性を要する実施関連出願（出願人自らが実施しているもの）であり、第三者が許諾なく、その出願の意匠若しくはその出願に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合」

としている。

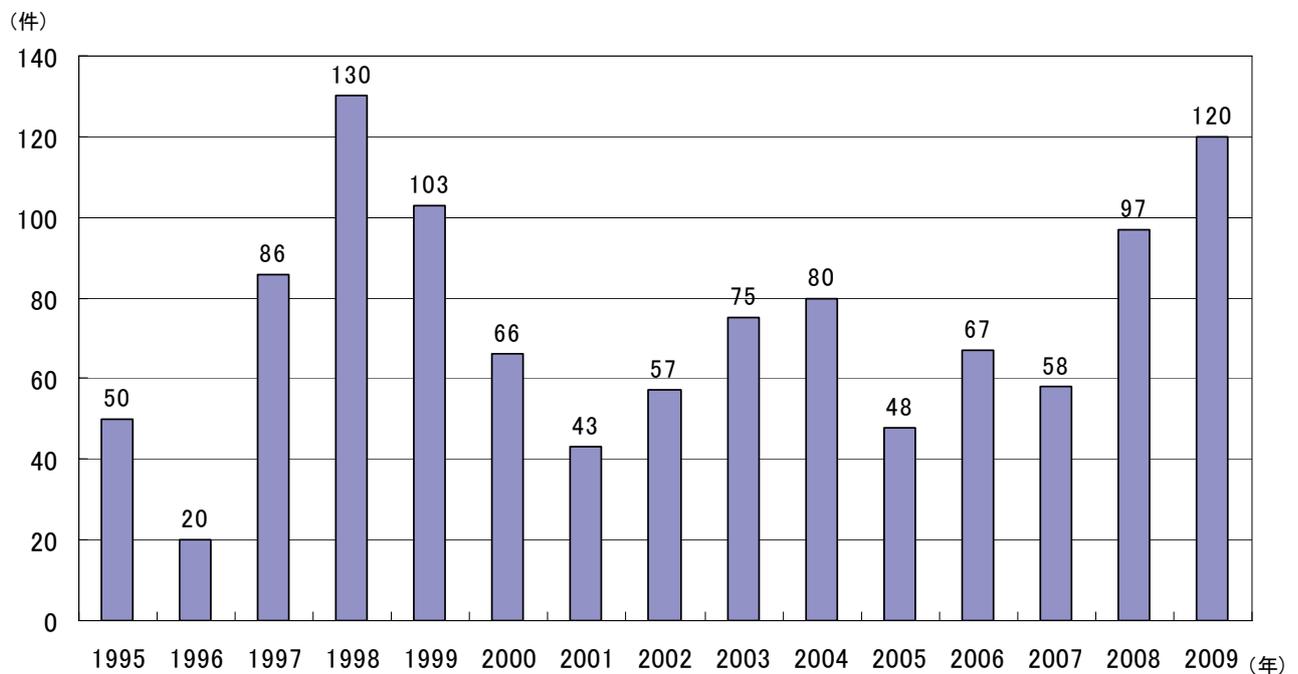
【「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要】



模倣品が発生したことを要件とする早期審査は申請から1ヶ月以内に一次審査結果の通知を行う。

(資料) 特許庁作成

【1995-2009年における早期審査の申請件数推移】



(資料) 特許庁作成

3. 部分意匠制度

昭和 34 年意匠法では、意匠法第 2 条の「物品」とは、独立した製品として流通するものと解されていたことから、独立した製品として取引の対象とされず、流通しない物品の部分に係る意匠は、意匠法の保護対象とはされていなかった。

そのため、一つの意匠に独創的で特徴のある創作部分が複数箇所含まれている場合、物品全体としての意匠権しか取得できず、それらの一部分が模倣されていても、意匠全体としての模倣が回避されていれば当該意匠の意匠権の効力は及ばない状況にあった。

そこで、これらの点を踏まえ、平成 10 年意匠法の一部改正において、意匠法第 2 条の意匠を構成する「物品」の定義に「物品の部分」が含まれることを明らかにし、物品の部分に係る形状等について独創性が高く特徴のある創作をした場合は、当該部分を部分意匠として保護することとした。

また、平成 10 年改正意匠法の施行に際しては、「部分意匠の導入」、「類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設」等の制度改正に対応して、意匠審査実務に係る各種の判断基準、取扱い等を定めた「平成 10 年改正意匠法 意匠審査の運用基準」を公開した。

4. 関連意匠制度

平成 10 年意匠法の一部改正において、同じデザイン・コンセプトから同時期に創作された意匠を同等の価値を有するものとして保護することを目的として、それまでの類似意匠制度を廃止して、新たな類似する意匠の保護制度（＝関連意匠制度）を創設した。

新たな関連意匠制度では、類似する意匠が同一出願人によって同日に出願された場合に限って関連意匠として意匠登録を受けることができ、この同一人に係る同日の類似する意匠は、主従関係（主＝本意匠、従＝関連意匠）を設けて登録し、移転、権利期間等について制限が設けられた。

関連意匠の意匠権は通常在意匠権と同様のものであり、関連意匠の出願は、手数料、登録料とも通常在意匠登録出願と同額とされた。本意匠の意匠権が存続期間の満了により消滅した場合は、関連意匠も共に消滅するが、存続期間の満了以外の理由で本意匠の意匠権が消滅したときは、関連意匠の意匠権は存続するものとされた。

しかし、その後の産業界は開発当初の製品投入後に需要動向を見ながら追加的にデザイン・バリエーションを開発するなど、デザイン戦略がより機動化・多様化し、また、同日出願のみ関連意匠を認める制度下にあつては、開発当初の実施製品に係る意匠から先行して出願するなどの柔軟な出願方法に対応できないとの指摘があった。

そこで、平成 18 年意匠法の一部改正では、関連意匠について同日出願の場合のみ登録が認められていた制度を改め、本意匠の公報発行の前日までの間に出願された関連意匠について意匠登録を受けることができることとした。また、この改正に伴い 2007 年 4 月に意匠審査基準の改訂を行い、関連意匠の出願の時期的要件についての記載を更新した。

5. 秘密意匠制度

秘密意匠制度は、意匠登録出願人が、意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることができる制度である。これは、先願により意匠権を確保しておく必要があるものの、直ちに当該意匠の実施を行わない場合に意匠公報が発行されることによる第三者の模倣を防止しようとする趣旨によるものである。

従来、意匠登録出願に係る意匠が、審査、意匠権の設定登録を経て、意匠公報により公示されるまでには相当の期間を要していたため、その間に出願人等が当該意匠に係る物品の販売等を開始するケースが多く、自らが意図しないうちに意匠公報が発行され公開に至る事態は問題化しなかったが、審査の迅速化が実現したことに伴い、出願のタイミングによっては、商品の販売前にもかかわらず、意匠公報の発行によって意匠が公開されることがあり、商品の広告・販売戦略等に支障が出る場合が生じていた。

このような場合、秘密意匠制度を利用することができるが、秘密意匠の請求は意匠登録出願と同時にしなければならないとされていたため、審査が出願時の予想よりも早期に終了した結果秘密意匠の請求の必要が生じたような事態には対処できなかった。

こうしたことから、平成18年意匠法の一部改正では、審査が終了した後にも秘密意匠の請求を可能とするため、秘密意匠の請求をすることができる時期的要件について、それまで認められていた出願と同時にする場合に加え、意匠登録の第1年分の登録料の納付と同時にする場合も認めることとした。

6. 保護対象の拡大

情報技術の進展や経済・社会の情報化を背景として、マンマシンインターフェースが、物理的なもの（操作ボタンなど）から電子的なもの（GUIなど）へと移行しつつあり、電子的な画面上に表示された図形等から成るいわゆる「画面デザイン」を利用して操作をする機器が増加してきた。画面デザインは、家電機器等の品質や需要者の選択にとって大きな要素となり、企業においても画面デザインへの投資の重要性が増大した。

一方、従来の意匠制度においては、意匠法において規定されている物品について厳格な解釈を行い、画面デザインの一部のみしか保護対象とされていなかった。

意匠法による保護の状況は、画面デザインの創作に大きな投資をしている企業等による製品開発の実情と合致しないものとなってきたことから、こうした画面デザインを意匠権により保護できるようにし、模倣被害を防止することの必要性が高まった。

このため、平成18年意匠法の一部改正において、画面デザインに関して、以下のような改正が行われた。

- ・物品の本来の機能を発揮できる状態にする際に必要となる操作に使用される画面デザイン（画像）について、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものとして意匠法の保護対象とした。
- ・当該画面デザインがその物品の表示部に表示されている場合だけでなく、同時に使用される別の物品の表示部に表示される場合も保護対象とした。

- ・物品から独立して販売されているビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画面デザインについては、保護対象となる画面デザインには含まないものとした。

具体的には、意匠の定義に次のような規定を追加した。

「前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。」（意匠法 2 条 2 項）

これに伴い、意匠審査基準について、2007 年 4 月に画面デザインの保護対象の追加、2008 年 10 月に第 1 回意匠審査基準ワーキンググループの検討を経て「意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠」の改訂を行った。

また、2007 年 6 月に画像を含む意匠についての願書及び図面の作成に必要な事項の要点を記載した「画像を含む意匠の願書及び図面の表し方についてのガイドライン」を公表し、2009 年 3 月に、意匠審査基準を理解する上で参考となる画像を含む意匠の登録事例をピックアップした「画像登録事例集」を公表した。

7. 意匠権の存続期間の延長

昭和 34 年意匠法では、意匠権の存続期間は、設定登録の日から 15 年をもって終了するとされていた（昭和 34 年改正により、10 年から 15 年へと延長された。）。

国際的には、TRIPS 協定において「意匠権の登録期間は少なくとも 10 年」とされているのみであり、それぞれの国の実情等に応じて、権利の存続期間が国ごとに設定されている（米国：登録から 14 年、欧州主要国：出願から 5 年その後最長 25 年間まで延長可能。）。

しかし、社会における消費動向を見ると、デザインによる製品の差別化が求められていることから、我が国企業においても今まで以上にデザイン開発が重視されるようになってきていた。魅力あるデザインは商品の価値の長期的な維持に重要であると認識され、実際、意匠権の存続期間満了年である 15 年目における現存率は約 16%と比較的高い数字となっていた。

こうした背景から、存続期間を延長する必要性が高まり、平成 18 年意匠法の一部改正において、意匠権の存続期間を「設定登録の日から 15 年」から「設定登録の日から 20 年」へと改めた。

8. 意匠関連情報の提供

(1) 意匠審査スケジュールの公開

企業等の製品開発スケジュール等の参考となるよう、特許庁ホームページにおいて「意匠審査スケジュール表」の掲載を1999年度から開始した。

この意匠審査スケジュール表は、自らの意匠登録出願の審査結果がどの時期に届くかの目安となり、企業活動に有効に利用できるものとなっている。

意匠審査スケジュール表は、特定の出願年月日に出願された意匠登録出願の審査予定時期を意匠分類ごとに示したもので、四半期ごとに審査終了情報の追加などの更新を行っている。

【特許庁ホームページに公開されている意匠審査スケジュールの例】

意匠分類		審査対象出願年月												審査時期(月・週)																		
分類記号	Dターム記号	主な物品	H21				H22				上半期		下半期																			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	月・週	～	月・週	月・週	～	月・週			
A0	0	A1に属さないその他の製造食品及び嗜好品																								5.2	～	6.2	11.2	～	12.2	
A1	ALL	製造食品及び嗜好品																									5.2	～	6.2	11.2	～	12.2
B0	ALL	その他の衣服及び身の回り品																									8.1	～	8.4	2.1	～	2.4
B1	000～023	その他の衣服・エプロン																									8.1	～	8.4	2.1	～	2.4
	10～13	洋服																									7.1	～	7.4	1.1	～	1.4
	20～68	和服																									8.1	～	8.4	2.1	～	2.4
	900～903	衣服部品・付属品																									6.3	～	6.4	12.3	～	12.4
B2	0～03	その他の服飾品、帯、整形用パッド等																									9.1	～	9.4	3.1	～	3.4
	1	ネクタイ																									5.1	～	5.2	11.1	～	11.2
	20～49	衣服用ベルト、靴下等																									9.1	～	9.4	3.1	～	3.4
	500～511	手袋																									5.3	～	6.2	11.3	～	12.2
	520～521	腕カバー、腕用サポーター等																									9.1	～	9.4	3.1	～	2.4
	600～69	帽子、ヘルメット																									5.3	～	6.2	11.3	～	12.2
	70～8	マフラー、スカーフ、ハンカチ等																									5.1	～	5.2	11.1	～	11.2
B3	000～12	キーホルダー、ストラップ等																									5.1	～	5.4	11.1	～	11.4
	13	記章																									6.1	～	6.4	12.1	～	12.4
	1900～192	装身具部品及び付属品、装身用鎖素子																									4.3	～	4.4	10.3	～	10.4
	20～24	かつら等、髪止め具等																									4.1	～	4.2	10.1	～	10.2
	25	耳飾り																									6.1	～	6.4	12.1	～	12.4
	26～29	つけまつげ、頭飾り及び耳飾り部品及び付属品																									4.1	～	4.2	10.1	～	10.2
	300～31	キーホルダー、ストラップ、装身用下げ飾り等																									5.1	～	5.4	11.1	～	11.4
	33～35	胸・首・耳・腕・指飾り等																									6.1	～	6.4	12.1	～	12.4
	36～37	ワッペン、胸ポケット飾り																									4.1	～	4.2	10.1	～	10.2
	390～49	首飾り及び胸飾り部品及び付属品、腕飾り、指飾り、足飾り																									6.1	～	6.4	12.1	～	12.4
	60～694	眼鏡、眼鏡ケース																									7.1	～	7.4	1.1	～	1.4
	70～895	扇子、うちわ、傘、つえ																									7.1	～	7.4	1.1	～	1.4
B4	0～11	かばん又は携帯用袋物等																									8.4	～	9.4	2.4	～	3.4
	12	かばん又は携帯用袋物・ウェストバック型																									8.1	～	8.3	2.1	～	2.3
	13	かばん又は携帯用袋物・円盤型																									8.4	～	9.4	2.4	～	3.4
	14～15	かばん又は携帯用袋物・箱型、背負いかばん又は背負い袋																									8.1	～	8.3	2.1	～	2.3

(2) 意匠公知資料の公開

特許庁では意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を収集・抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化したものを、意匠公知資料として整備し、主要な審査資料としてきた。

これらの意匠公知資料は、企業等において先行意匠調査、意匠権調査のほか、デザイン開発にも利用が期待され、我が国において、より一層独創的で付加価値の高いデザインの創造を促す観点からも公開のニーズが高まった。しかしながら、意匠公知資料となる雑誌の写真等は著作権を有しているため、何ら権利処理をせずに公開することができなかった。

こうした背景から、特許庁が今後電子化する意匠公知資料を対象として著作物利用許諾

を得る事業を 2007 年度から開始しており、利用許諾を得た意匠公知資料に関しては、特許電子図書館（IPDL）等を通じて広く公開を行ってきた。一方、IPDL においては、2006 年 3 月よりインターネット情報から収集した意匠公知資料を対象として公知資料番号から当該資料の書誌及びイメージを照会可能とする「意匠公知資料照会」サービス、また、2009 年 10 月より、物品名や日本意匠分類による検索が可能な「意匠公知資料テキスト検索」サービスを開始した。

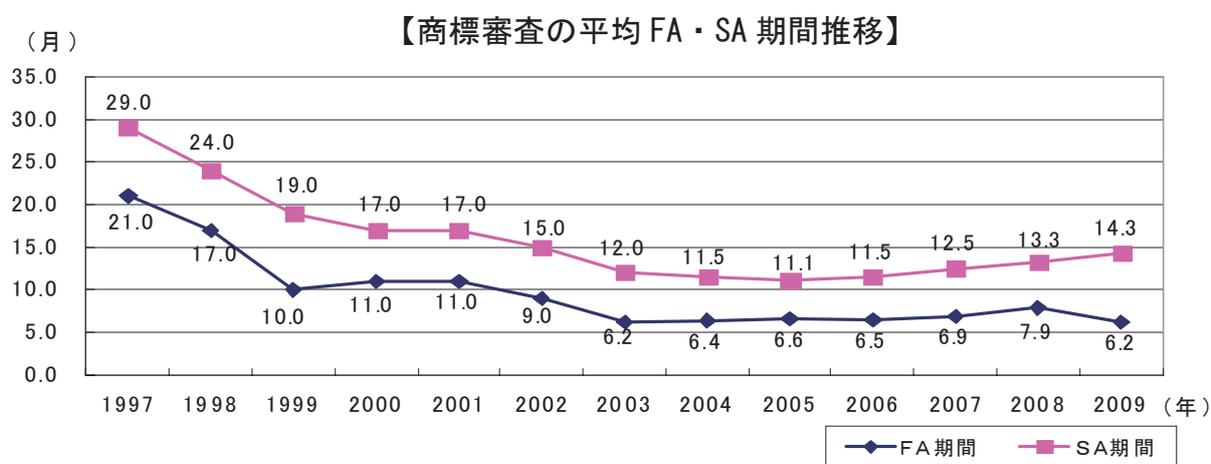
第4節 商標審査の取組

1. 審査処理推移

1997年には21か月あった出願から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間（FA期間）が、2009年には、6.2か月となっている。

これは、審査官の増員、電子化の推進による検索・起案等の審査事務の効率化及び図形商標の先行登録商標の絞り込み調査等を外注化し審査の効率化を進めたことにより、FA期間の短縮をすることができたと考えられる。

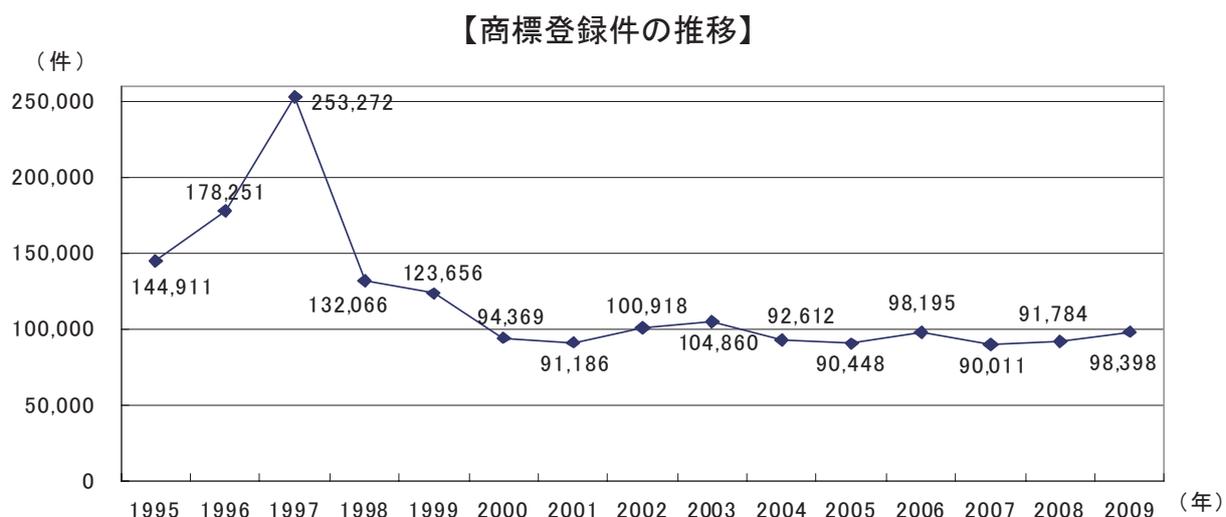
登録件数は、1997年は出願公告制度の廃止により、件数が一時的に増加したが、2000年以降は平均して年間10万件となっている。



（備考）FA期間：出願から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間。

SA期間：出願から一次審査後の査定が発送されるまでの期間。

（資料）特許庁作成



（備考）国際商標登録出願（指定国官庁）を除く。

（資料）特許庁作成

2. 早期審査制度

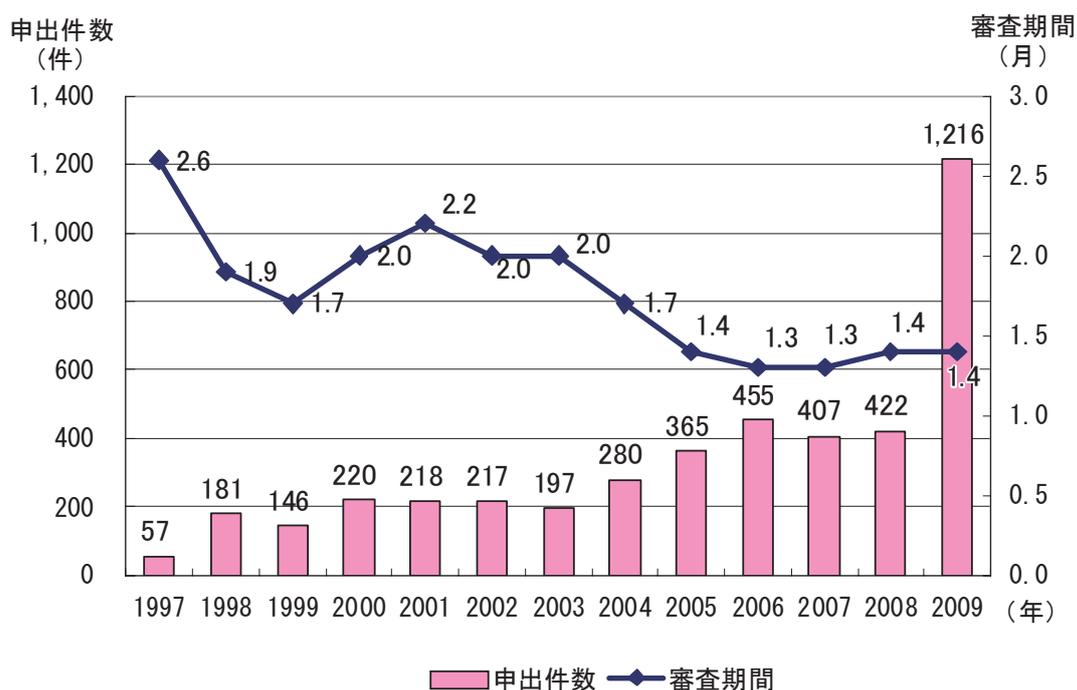
商標登録出願についての早期審査は、模倣・侵害事件が生じている出願に関する早期権利化のニーズ、経済活動のグローバル化等を踏まえ、1997年9月に開始された。本運用は、出願人からの申出により所定の要件を満たす出願について、通常審査に優先して審査を行うものである。

早期審査の申出件数は、運用開始以来徐々に増加し、2008年の早期審査の申出件数は、422件であった。

早期審査の運用については、標章の使用の定義の見直し（2002年9月）、地域団体商標登録出願への対象拡大（2008年4月）等に伴い見直しを行ってきたが、従来の要件では、出願人自身が出願商標を既に使用等していることだけでなく、権利化について緊急性を要すること（第三者が無断で使用している、第三者から使用許諾を求められている、外国にも出願している等）が必要であり、既に出願商標を使っている場合でも早期審査の対象として認められないケースがあった。一方、2005年度に実施された商標出願動向調査のアンケートによれば、「適当な審査順番待ち期間」は、7か月程度とする回答が60%を占めるものの、3か月以内との回答が26%となっており、早期権利化へのニーズがうかがわれる結果となっていた。

そこで、早期審査の更なる利用拡大を図り、早期権利化の要望にこたえるため、出願人又はライセンサーが、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願まで、2009年2月から早期審査の対象とした。早期審査の対象を拡大した結果、2009年の申出件数は1,216件となり、前年比188%増加した。また、申出から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間は平均1.4か月となっている。

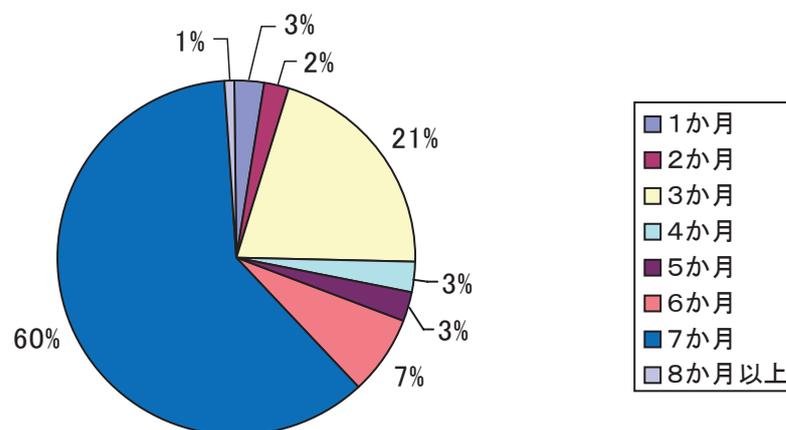
【早期審査の申出件数・審査期間の推移】



(備考) 審査期間：申出から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間。

(資料) 特許庁作成

【2005 年度に実施された適当な審査順番待ち期間（アンケート結果）】



(資料) 「平成 17 年度商標出願動向調査」(平成 18 年 3 月)

【商標早期審査の概要】

商標早期審査の対象となる出願	
対象 1	出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願。
対象 2	出願人又はライセンシーが、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願。

	商標の使用 (使用の準備含む)	緊急性	指定商品・指定役務
対象 1	○ 必要	○ 必要	複数の商品（役務）を指定しているときは、いずれかの商品（役務）を使用（使用の準備含む。）していれば可。
対象 2	○ 必要	× 不要	使用（使用の準備含む。）している商品（役務）のみを指定している出願。

（備考）1. 対象 1 の「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a) 第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人若しくはライセンシーの使用若しくは使用の準備に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。
- b) 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合。
- c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合。
- d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合。

2. 2009 年 2 月から、対象 2 を新たに早期審査の対象とした。

3. 対象 2 の指定商品・指定役務中に、出願商標を使用していない又は使用の準備を相当程度進めると認められない商品・役務を含む場合には、早期審査の申出以前（同時でも構わない）に、それを削除する補正が必要となる。

3. 立体商標登録制度

1997年4月以前は、文字、図形等からなる平面商標のみが商標法上の保護対象だったが、世界的趨勢やその保護ニーズの高まりから、1997年4月からその保護の枠を3D（三次元）の世界まで拡大し、立体的形状からなる立体商標も商標登録の対象に入ることになった。

広告物の形状などが新たに保護の対象として追加されたが、立体的形状からなるものであっても、商品やその包装の形状、サービス提供時に使われるものの形状のみからなるものは、長期間商標として使用されることでその会社の商標であると一般に認識されるようになった場合を除いて登録の対象とはならない。

本制度の導入に当たり、立体商標の識別力の審査に関する取扱い等を審査基準及び審査便覧に追加する改訂を行った。

2009年までに約4,000件の出願があり、約1,600件が登録となっている。

【立体商標の登録例】



登録商標第 4157614 号



登録商標第 4164983 号



登録商標第 4153602 号

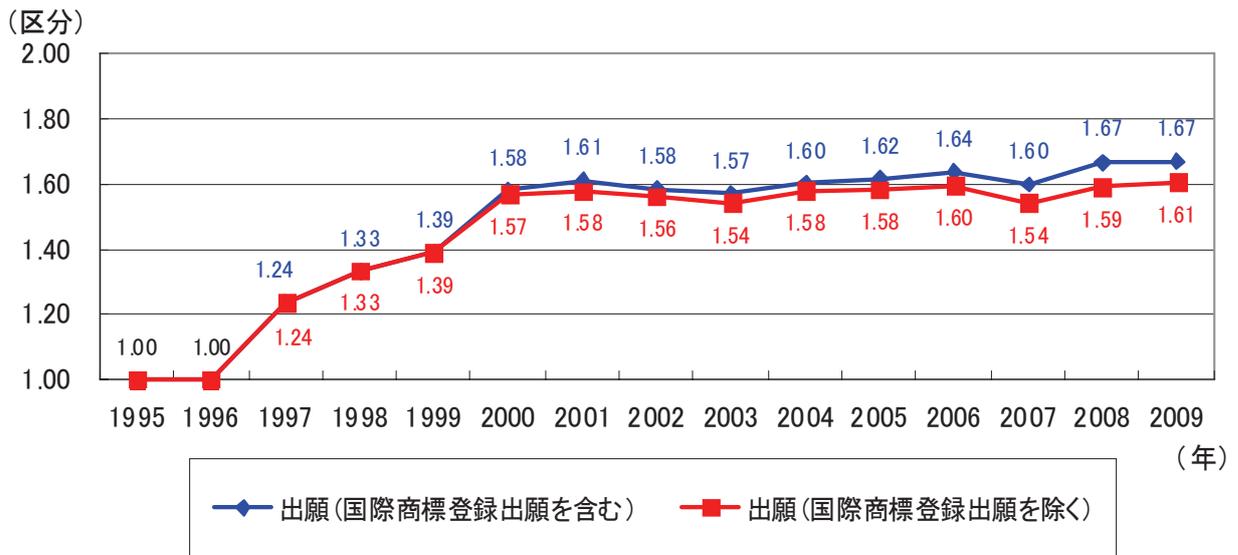
4. 一出願多区分制度

従来は、商標登録出願はその指定する商品（役務）の区分ごとにする必要があったものを、1997年4月から複数の区分をまとめて一つの出願とすることができることとした。これは商標法条約に象徴される国際的な流れに沿うものであり、出願人にとっても手続の簡素化が図られることになった。

具体的には、願書の記載方法が変更され、1通の願書で複数の商品（役務）区分にわたる商品（役務）の指定が可能となったものであるが、本制度の導入とともに、手続の簡素化の観点から、各種証明書の提出の原則廃止、願書への出願人の業務記載の廃止等も行われた。

2009年においては商標登録出願1件当たりの平均区分数（多区分率）は、1.67となっている。

【一出願に含まれる平均区分数（多区分率）】



（備考）一出願多区分制度は、1997年4月に導入された。

（資料）特許庁作成

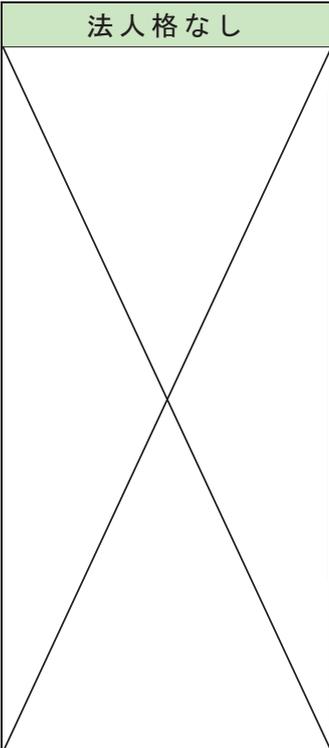
5. 団体商標登録制度

1997年4月から開始した団体商標登録制度とは、事業者を構成員に有する団体が、その構成員に使用させるための商標について登録を受けることができる制度であり、商品又は役務の出所が当該団体の構成員であることを明らかにするものである。団体商標は、権利者の構成員が商標を使用することを前提とする制度であることに大きな特徴を有し、権利者本人が商標を使用することを前提とする商標とは異なるものである。その制度趣旨から、構成員を有する事業協同組合などの団体により出願される必要がある。また、登録された団体商標は、その団体の定める規則に従い、構成員による使用が認められることになる。

本制度の導入に伴い、団体商標の主体要件に関する取扱い等を審査基準及び審査便覧に追加する改訂を行った。

その後、2006年には、商工会議所等の構成員を有する法人格のある社団においてもその構成員に商標を使用させている実情があること等から、従来の主体に加えて商工会議所、商工会等の構成員を有する社団についても団体商標の主体となり得る改正が行われ、さらに、2008年には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、「民法第34条により設立された社団法人」は「一般社団法人」に改正された。

【団体商標の主体となり得る日本の法人（太線枠内）の概略図】

法人格なし	法人格有り		
	社 団	組 合	財 団 等
	一般社団法人 （公益社団法人 を含む。）	事業協同組合 その他の特別の法律により設立された組合 （例）農業協同組合 商工組合等	一般財団法人 （公益財団法人 を含む。）
	その他社団 （会社を除く。） （例）商工会議所 NPO 法人等		特別の法律により設立された財団等 （例）医療法人（財団） 職業訓練法人 学校法人 宗教法人等
株式会社、 合資会社等			

（備考）学校法人等は、一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）ではないことから、商標法第7条第1項により、団体商標の登録を受けられる団体とはならない。

（資料）特許庁作成

6. 地域団体商標に関する取組

(1) 地域団体商標制度とは

地名と商品（役務）名を組み合わせた地域ブランドを、商標権として、より適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に、地域団体商標制度が施行された。

本制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につながることを目指し、導入されたものである。

これにより、①地名と商品（役務）名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録することが可能となり、便乗使用を排除することができることとなった。また、②地域ブランド活動を展開していこうとする事業者には権利化へのインセンティブとなり、地域活性化につながっていくことが期待されている。さらに、③登録された地域団体商標を有効活用し、ブランド管理を徹底すること等によって、発展段階の地域ブランドが全国的な著名性を獲得することが期待されている。

(2) 地域団体商標の出願・登録状況

①出願状況

地域団体商標出願は、2006年4月1日に出願の受付を開始し、2009年末までに926件が出願された。分野別に見ると、農林水産品が多く、次いで工業製品、加工食品（菓子、麺類を含む）となっている。ほかには酒、温泉等の出願がある。

また、地域別では、北海道40件、東北73件、関東87件、甲信越63件、北陸69件、東海114件、近畿256件、中国57件、四国30件、九州95件、沖縄38件に加えて、外国からも4件の出願があった。

②登録状況

2009年末までに444件について登録すべき旨の査定を通知している。

(3) 地域団体商標制度の周知活動

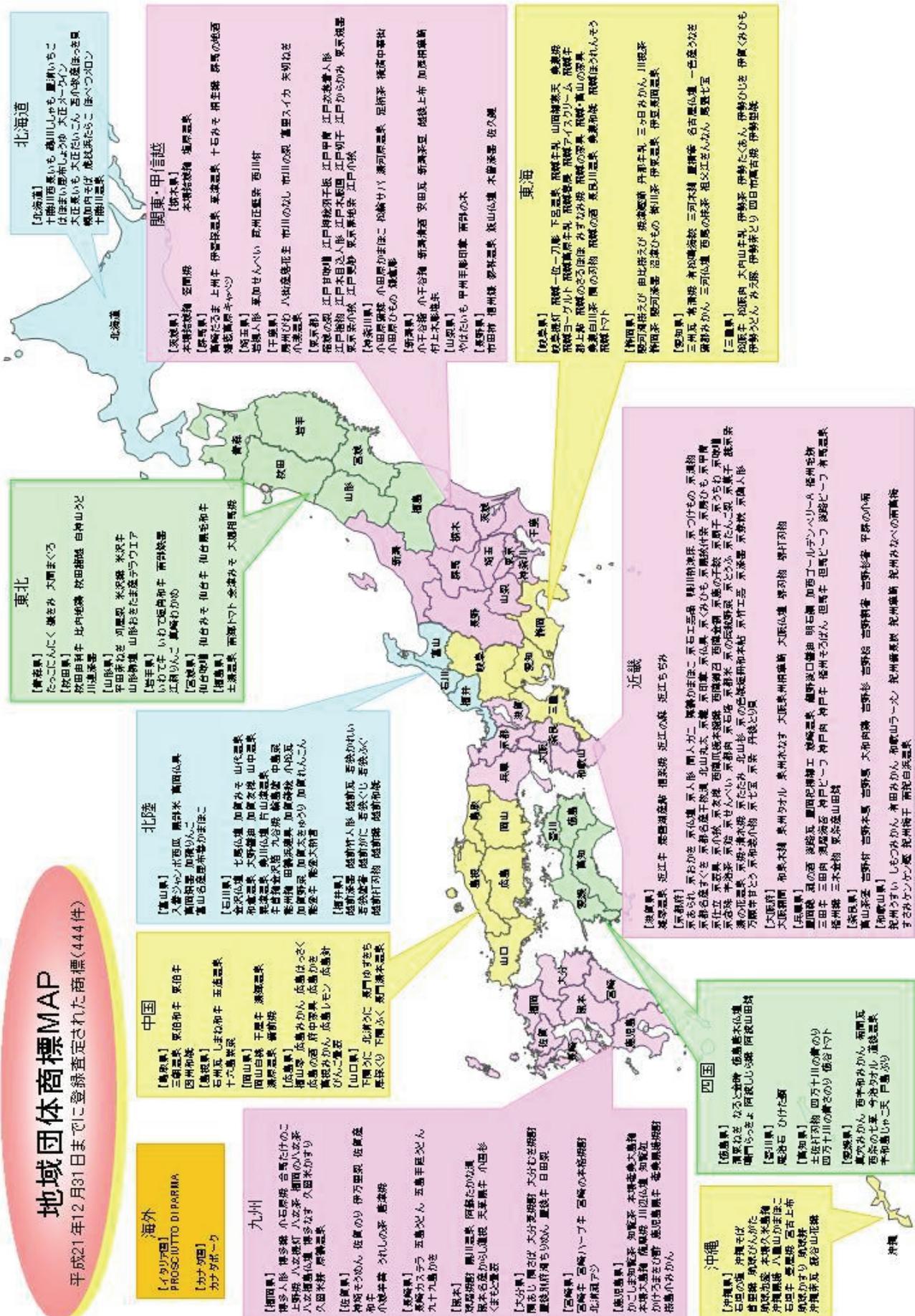
特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、2008年10月1日より初心者を対象とした制度周知用ビデオコンテンツのインターネット配信を行っている。

また、2007年度より前年度までに登録査定された地域団体商標を紹介した冊子「地域団体商標2007」、「地域団体商標2008」を発刊しており、2009年度は、2009年3月までに登録査定された地域団体商標425件及び地域団体商標出願・活用戦略集を収載した「地域団体商標2009」を作成し、権利者、都道府県、市町村及び関係機関等へ配布することにより制度の普及・啓発を図っている。

【地域団体商標 MAP】

地域団体商標MAP

平成21年12月31日までに登録査定された商標(444件)



北海道

【北海道】
十勝川産いも 鶴川しやも 釧路いちご
はばまい産布しよゆ 大正メーリン
大正いも 大正たいこん 西小坂産ほろろ
幌加内そば 虎杖茶たからこ 庄平アヲン
十勝川産いも

関東・甲信越

【茨城県】
本場桜漬梅 産房産梨
【群馬県】
安房産梅
【埼玉県】
本場桜漬梅 産房産梨
【東京都】
上州茶 伊豆産梨 草津産梨 十石みそ 絹生練 群馬の地酒
【山梨県】
加加せんべい 野州正産茶 西川村
【長野県】
八坂産産花生 市川のみし 市川の梨 富士スライカ 矢切ねぎ
【新潟県】
小浜産梨
【富山県】
【石川県】
【福井県】
江戸特産羽子板 江戸甲斐 江戸みかん 江戸からかわ 東京梨露
【神奈川県】
東京茶の秋 江戸小秋 江戸小秋
【静岡県】
小田原産茶 小田原のみはち 三輪産茶 川原産茶 産房産梨
【愛知県】
小田原のみはち 産房産梨
【岐阜県】
小千谷産 新萬葉豆 越後上布 加茂産梅干
【山梨県】
やばたいも 甲州手巻印草 南群の本
【長野県】
加田村 信州産 夢草産茶 辰山産茶 木曾産茶 佐久産

東海

【岐阜県】
岐阜産白米 飛騨産白米 飛騨産白米 飛騨産白米
【静岡県】
静岡産茶 静岡産茶 静岡産茶 静岡産茶
【愛知県】
三州産茶 三州産茶 三州産茶 三州産茶
【三重県】
伊勢産茶 伊勢産茶 伊勢産茶 伊勢産茶

東北

【青森県】
たっこにんにく 糠をみ 大間まぐろ
【秋田県】
秋田産米 秋田産米 秋田産米
【山形県】
川連産茶
【福島県】
平田産米 米沢産米 米沢産米
山形産米 山形産米 山形産米
【岩手県】
いわて産米 いわて産米 いわて産米
【宮城県】
江崎りんご 蔵味わかめ
【千葉県】
仙の味噌 和台みそ 和台みそ 和台みそ
【東京都】
両国小豆 金津みそ 大塚相馬産

北陸

【富山県】
入道産茶 入道産茶 入道産茶
【石川県】
七尾産茶 七尾産茶 七尾産茶
【福井県】
越前産茶 越前産茶 越前産茶

近畿

【滋賀県】
近江産茶 近江産茶 近江産茶
【京都府】
京産茶 京産茶 京産茶
【大阪府】
大阪産茶 大阪産茶 大阪産茶

中国

【鳥取県】
鳥取産茶 鳥取産茶 鳥取産茶
【島根県】
島根産茶 島根産茶 島根産茶
【岡山県】
岡山産茶 岡山産茶 岡山産茶
【広島県】
広島産茶 広島産茶 広島産茶

九州

【福岡県】
博多産茶 博多産茶 博多産茶
【佐賀県】
神埼産茶 神埼産茶 神埼産茶
【熊本県】
小粒茶 小粒茶 小粒茶
【鹿児島県】
九十九島かき 九十九島かき

四国

【徳島県】
清原産茶 清原産茶 清原産茶
【香川県】
高松産茶 高松産茶 高松産茶
【愛媛県】
喜多川産茶 喜多川産茶 喜多川産茶

海外

【イタリア国】
PROSCIUTTO DI PARMA
【カナ列国】
カナダガソー

沖縄

【沖縄県】
琉球産茶 琉球産茶 琉球産茶
【鹿児島県】
鹿児島産茶 鹿児島産茶 鹿児島産茶

(資料) 特許庁作成

7. 小売等役務商標制度

近年の流通産業の発展に伴い、商品の種別を超えた多様な商品の品揃えとこれを販売するための独自の販売形態によって、付加価値の高いサービスを提供する小売業態が発展を遂げている。

例えば、百貨店、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等においては顧客の欲する商品を独自の流通システムを通じて取り揃えること等により顧客に利便が提供され、また、特定の商品を取り揃える専門店においても、品揃えを充実させ、そこで顧客の希望商品を選択できるような利便が図られるなどのサービス活動が行われている。

しかし、これらの行為は、商品の販売に伴う付随的なものであり、また、その対価が、販売する商品の価格に転嫁して間接的に支払われ、当該行為に対して直接的に支払われていないことから、商標法上の「役務」には該当しないとされてきた。

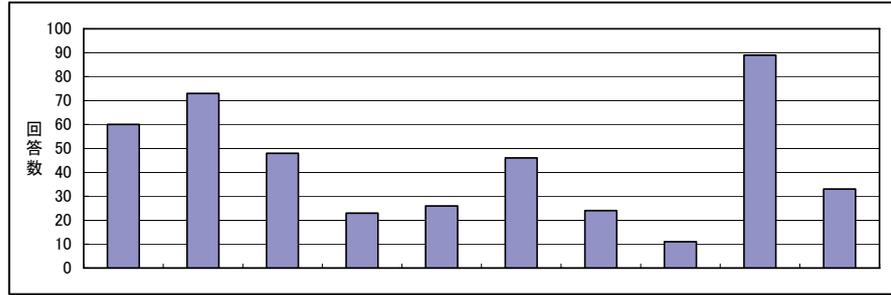
また、例えば、店内で顧客が利用するショッピングカートや、従業員の制服等に社標を表示したりすることは、商品との具体的な関連性を見いだせないことから、商標権の保護対象とはされていなかった。

これらの問題を解決するため、2006年6月に商標法の一部が改正され、小売等役務商標制度が2007年4月1日より施行された。

この改正により、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対するサービス活動に使用される商標、例えば、小売店等における店舗の看板、ショッピングカートや従業員の制服などに使用する商標が、商標法上、役務に係る商標として新たに保護されることとなった。

小売業、卸売業はもとより、食料品製造業、化学工業等の製造業にとっても小売等役務商標制度のメリットを感じている回答が見られ、小売等役務商標制度を導入した目的と照らし合わせると、一定の効果が現れているものと考えられる。

【小売等役務商標制度のメリット】



	第3項権利取得が安価に済む	小売・卸売店舗の看板が保護できる	小売店舗内の売り場の商標が保護できる	小売店舗内の買い物かごや制服等に使用できる	小売店舗内の買物の商品に使用して他社製の商品が保護できる	販売している商品が保護できる	カタログ販売で利用できる	新聞広告などを利用している商標が保護できる	テレビ番組等を利用している商標が保護できる	ネットの通信販売で利用できる	その他
化学											
化学工業	9	3	3	1	1	2	3	1	7	2	
医薬品製造業		1				1			1	3	
鉄鋼・非鉄金属製造業	1									2	
金属製品製造業										2	
一般機械器具製造業										1	
電気機械器具製造業	1	2				3			9	2	
情報通信機械器具製造業										1	
輸送用機械製造業		5	1	1	3	1	2	2	3	1	
繊維工業	2	4	3			1	2		4	1	
木製品・家具・生活雑貨製品製造業	3	3			2	2	1		3	1	
パルプ・紙・紙加工品製造業									1		
プラスチック製品製造業	1	2				1			2	1	
ゴム製品製造業		1							1	1	
窯業・土石製品製造業		1							1	1	
その他製造業	7	8	9	2	6	4	1		9	1	
農林水産業											
食品											
食品製造業	8	8	5	2	1	6	5	1	14	4	
飲料・たばこ・飼料製造業	1	2	1			1		1	4		
建設業	1	2	1		1	2	2		2	1	
電気・ガス・熱供給・水道業	1			1							
運輸業・郵便業	1	3	3	2	1	2			2	2	
卸売業	5	8	7	4	3	7	3	3	9	1	
小売業	10	16	12	8	7	9	4	3	10	4	
金融・保険業	1										
不動産業・物品賃貸業	2	2	1	1	2				1		
一般役務											
情報通信業	3	1						1	5	1	
生活関連サービス業・娯楽業	2		1	1	1						
教育・学習支援業											
その他サービス業	1	1	1			2			1		

(備考) 図の数値は回答数を表す。

(資料) 特許庁「平成20年度商標出願動向調査報告書—小売等役務商標等の出願動向に与える影響に関する調査—」

第5節 審判の取組

1. 審判制度の変遷

(1) 特許

①特許異議申立制度の廃止及び無効審判制度の抜本的改正

迅速かつ的確な紛争処理を促す観点から、特許異議申立制度、審判及び審決取消訴訟に係る制度を合理化した（平成15年法改正（平成15年法律第47号））。

a. 異議申立制度及び無効審判制度の統合・一本化（特許法第5章、第123条第2項等）

特許権の設定後にその有効性を特許庁が判断する制度のうち、異議申立制度に関連する規定を削除するとともに、異議申立制度が担っていた機能を無効審判に包摂させるため、無効審判制度においてこれまで一般に利害関係人に限られていた請求人適格について原則として何人も請求することができることとした（一部の請求理由については利害関係人に限り請求できることを明記した）。また、請求人適格の拡大については、実用新案法及び意匠法についても同様の改正を行った。

b. 無効審判の審決取消訴訟係属中における訂正審判請求期間の制限及び審決取消訴訟の差戻し規定の導入（特許法第126条、第181条、第134条の2、第134条の3等）

無効審決に対する審決取消訴訟の係属中に訂正審判を請求できる期間を制限する一方、裁判所が一定の要件のもと相当と認めるときは、審理を特許庁に差し戻し、無効審判手続の中で特許権者に訂正請求をさせることを可能とした。

c. 無効審判における請求理由・証拠の追加の例外的認容（特許法第131条、第131条の2等）

無効審判の請求理由の要旨変更となる補正を一定の要件の下で認めることとした。また、審判請求時に請求の理由を不十分に記載したまま審判請求書が提出されることを抑止するため、請求の理由の記載方法を明確化し、これに違反した場合には、一定の手続を経て請求書を却下できることとした。実用新案法及び意匠法についても同様の改正を行った。

d. 無効審判の審決取消訴訟における求意見制度及び意見陳述制度の導入（特許法第180条の2）

無効審判の審決取消訴訟において、特許庁による法令解釈や運用基準が争点となる時、または、特許庁の専門的知識が審理充実のために必要となる時に、特許庁又は裁判所の発議により、特許庁長官が裁判所に意見を述べる制度を創設した。実用新案法、意匠法及び商標法についても同様の制度を創設した。

②キルビー判決と特許法第 104 条の 3 の新設

a. キルビー判決

特許の有効・無効の対世的な判断は、特許無効審判手続の専権事項であり、特許無効審判の無効審決が確定するまで特許は有効として扱われ、裁判所も特許権等の侵害訴訟の場面ではその有効性を対世的に否定することはできない。

他方で、いわゆるキルビー判決（最三小判平成 12 年 4 月 11 日 平成 10 年（オ）第 364 号 債務不存在確認請求事件）においては、特許の無効審決が確定する以前であっても、特許権等の侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由が存在することが明らかであるか否かについて判断することができ、審理の結果、無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されない旨が判示された。

b. 特許法第 104 条の 3 の新設

紛争のより実効的な解決等を求める産業界のニーズを踏まえ、2004 年の裁判所法等の一部改正（平成 16 年法律第 120 号）により、無効理由の存在が明らかである場合に限らず、侵害訴訟において当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、当該訴訟におけるその特許権の行使をすることができない旨を、特許法第 104 条の 3 を新設し明文の規定で定めた。これは、特許の有効・無効の対世的な判断は無効審判手続の専権事項であり、裁判所は侵害訴訟の場面では特許の無効理由そのものを直截に判断する権能を有しないという従前の法制の基本原則を前提としながら、キルビー判決がその根拠とした衡平の理念及び紛争解決の実効性・訴訟経済等の趣旨に則してその判例法理を更に推し進めたものである。

実用新案制度、意匠制度及び商標制度についても、同様の手続を整備した。

c. 裁判所との連携／情報交換

無効審判は、特許権等の侵害訴訟と関連していることも多く、裁判所の侵害訴訟と特許庁の無効審判との判断の齟齬を防止すべく、特許法は、裁判所と特許庁との間で進行調整を図るための規定を設けている。

裁判所は、特許権等の侵害に関する訴えが提起されたときは、その旨を特許庁長官に通知することとし、特許庁長官は、訴えの提起についての通知を受けたときは、その特許権についての審判の請求の有無を裁判所に通知することとした（特許法第 168 条第 3 項及び第 4 項等）。

また、特許法第 104 条の 3 第 1 項の規定に基づく攻撃・防御の方法を記載した書面が提出されたときは、裁判所はその旨を特許庁長官に通知するとともに、特許庁長官は裁判所に対して訴訟記録のうち必要な書面の写しの送付を求めることができる旨を規定した（特許法第 168 条第 5 項及び第 6 項等）。

実用新案制度、意匠制度及び商標制度についても、同様の手続を整備した。

(2) 商標

①商標権付与後の異議申立制度の導入

商品の短期ライフサイクル化の進展等に伴い、迅速な権利付与の要請が強くなってきている中で、すべての出願が異議申立期間を経過するまで権利設定を一律に何か月も待たされている状況は適当ではないため、平成8年法改正（平成8年法律第68号）により、それまでの権利付与前の異議申立制度を廃止し、権利付与後に第三者からの異議を受け付ける付与後異議申立制度へ移行することとした。

具体的には、①出願公告制度を廃止し、審査官は拒絶の理由を発見しないときは登録査定を行い、設定登録後に商標掲載公報を発行する、②商標掲載公報の発行の日から2月以内に限り、公衆の利益に反することを理由として、何人も申立てをすることができる、③審理は審判官の合議体が行い、登録取消の決定又は登録維持の決定を行うが、登録取消の決定をしようとするときは、商標権者等に対し取消理由を通知し、意見書を提出する機会を与える、④取消決定に不服がある場合は東京高等裁判所に出訴できるが、維持決定に対しては不服を申し立てることができない、⑤異議申立てと無効審判が同時係属した場合には、判断が矛盾・抵触することがないように、審理を中止することができる旨の改正を行った。

②商標登録取消審判制度の見直し

商標制度は、商標に化体された商標権者の業務上の信用を保護することを目的とするところ、商品又はサービスに使用されていない「不使用商標」は、そのような信用が蓄積されず商標制度をもって保護するに値しないものであるばかりか、不使用商標の累積は、商標登録を受けようとする者の商標採択の幅を狭めるものである。

このため、商標の使用を促し、不使用商標を排除するため、平成8年法改正（平成8年法律第68号）により不使用取消審判について見直しを行った。具体的には、(i)改正前、請求人は「利害関係人」に限られるとされていたが、「何人」にも認めるよう請求人適格を緩和し、(ii)当該審判請求の前3月から審判請求の登録の日までの間における商標の使用を駆け込み使用と被請求人が証明した場合には、商標の使用とは認められないこととし、(iii)取消審判の確定の効果については、商標権が審判請求の登録の日に消滅したものとみなすこととした。

(3) 審判手続等

①拒絶査定不服審判請求期間の拡大

平成20年法改正（平成20年法律第16号）前の特許法においては、拒絶査定不服審判を請求することができる期間は「拒絶査定の謄本の送達があった日から30日以内（特許法第121条第1項）」、明細書等について補正をすることができる期間は「審判の請求の日から30日以内（同法第17条の2第1項第4号）」と規定されていた。

意匠及び商標の審査においても、拒絶査定不服審判を請求することができる期間は特許の場合と同様に、「拒絶査定の謄本の送達から30日以内（意匠法第46条第1項及び商標法

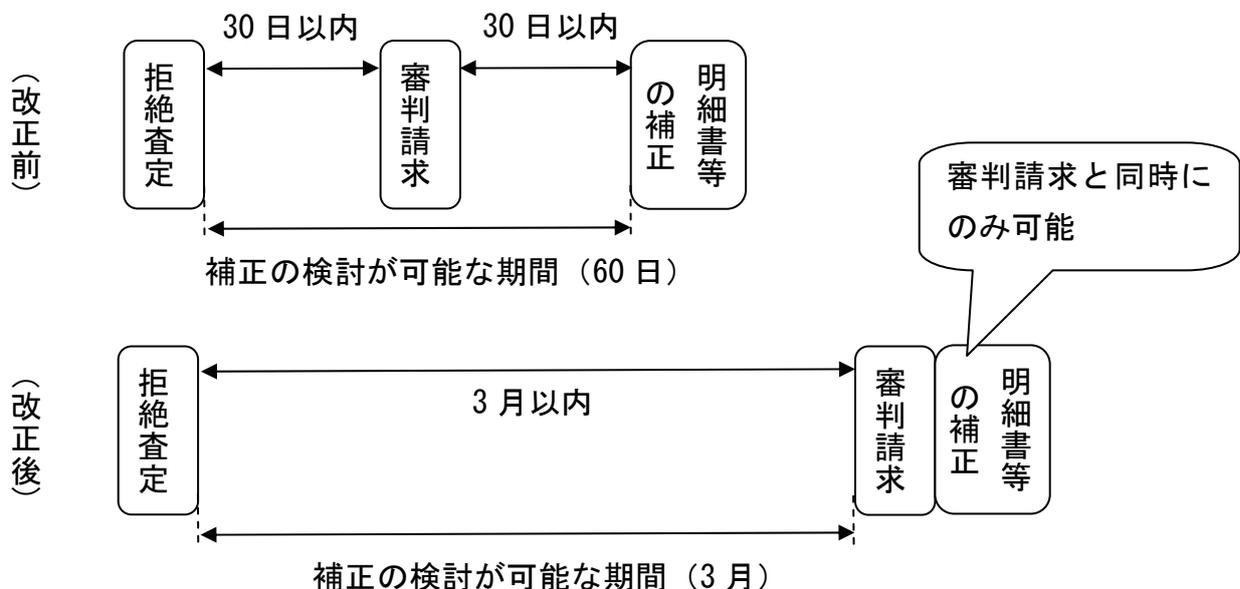
第 44 条第 1 項)」と規定されていた。

しかしながら、制度利用者からは、審判請求期間が短く明細書等の補正について十分な検討を行うことができないまま審判請求を行うことがある、との指摘がなされていた。また、明細書等の補正を審判請求後 30 日以内に行う従来の制度においては、明細書等の補正の内容を踏まえた適切な審判請求の当否の判断が行われていない場合もあると考えられていた。そこで、制度利用者に対する手続保障の充実等の観点に基づき、審判請求期間及び明細書等に対する補正期間の見直しを行い、平成 20 年法改正（平成 20 年法律第 16 号）により、拒絶査定を受けた後に拒絶査定不服審判を請求することが可能な期間を拒絶査定の謄本の送達の日から 3 月以内に拡大するとともに、当該審判請求に伴う明細書等の補正を当該審判請求と同時に行う場合にのみ可能とした（特許法第 121 条、特許法第 17 条の 2）。

「3 月以内」の期間は、2007 年 7 月の「行政不服審査制度検討会最終報告」（行政不服審査制度検討会）において、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）における審査請求期間について、手続保障（国民の不服申立ての機会の保障）の観点から「3 か月」とすることが提言されていること¹及び諸外国の拒絶査定不服審判の請求可能期間²等を参考にして決定された。

また、補正が可能な時期が「その審判の請求と同時にするとき」とされたのは、補正内容を十分に検討した上で適切な審判請求が行われるようにすること及び第三者にとってほかの出願人の出願の帰趨を監視する負担が過度とならないようにすることを目的とするものである。

【改正前後の拒絶査定不服審判制度（特許）の概要図】



¹ 同報告では、「（行政不服審査法における）審査請求期間については 3 か月にすることとするが、審査請求期間を短縮する特例を定める個別法の定めについては、行審法の審査請求期間が出訴期間よりも短い 3 か月となることにかんがみ、それよりも更に短い期間を設けることを正当化する特段の理由が真に認められる場合に限定されるのが適切と考えられる。」とし、審査請求期間を原則 3 か月にすることを提言している。

² 米国では最終拒絶時から 3 月、欧州では拒絶の決定時から 2 月、中国では出願拒絶の決定通知を受領した日から 3 月となっている。

意匠及び商標における拒絶査定不服審判請求期間についても特許と同様の改正を行った¹（意匠法第46条、商標法第44条）。なお、意匠及び商標については、補正却下決定不服審判の請求可能期間に対しても同様の改正を行っている。

②判定制度の充実

判定制度は、特許権、実用新案権の技術的範囲や、登録意匠・類似意匠の範囲、商標権の効力の範囲に関して、特許庁が、判定対象の権利侵害の可能性について、厳正・中立的な立場から判断を示す制度である。

例えば、特許権者が他人の商品（実施対象物）などについて、それが自分の特許発明の技術的範囲に属するものであるかどうかを知りたい場合や、特許権者でない者が現実に実施中のものについて、それが特許権者の発明の技術的範囲に属するかどうかを知りたい場合に、特許庁に特許発明の技術的範囲（均等関係も含む²）について中立・公平な立場から公式な見解を求めることができる。

平成11年法改正（平成11年法律第41号）においては、適正な審理手続に裏付けられた公正かつ迅速な審理・判断を担保するため、必要な手続規定を整備した（特許法第71条）。具体的には、判定請求の方式、合議制、審判官の指定、除斥・忌避、審判書記官、審理の方式、証拠調及び証拠保全、職権審理、審理の併合、決定、費用負担等について、必要な手続を審判の規定の準用により規定した。

実用新案制度、意匠制度及び商標制度についても、同様の手続を整備した。

③審判書記官制度の新設

審判における審理方式の一つとして採用されている口頭審理は、答弁書（訂正請求がある場合は弁駁書）の提出以後の書面による手続に代えて、口頭により実質的な議論、争点整理、争点陳述を行うことにより、複数回の書面のやりとりを省略して効率的に審理を進め、審理期間の短縮を図る上で有効である。

口頭審理を行う場合には、口頭審理期日ごとに調書を作成することが義務づけられており（特許法第147条第1項）、この調書は口頭審理による審理が適法に行われたか否かを証明する唯一の手段として位置づけられる（特許法第147条第3項で準用する民事訴訟法第160条）が、従来、審判の口頭審理における調書の作成は、特許庁長官が指定する職員が審判長の命を受けて行うこととされていたことから、調書作成権限は、判断行為者である審判長にあり、裁判のように調書の作成を独立した権限を持った公証機関（裁判所書記官）

¹ ただし、特許制度と異なり、補正が可能な時期についての変更は行われていない。

² 均等論については、1998年に出示されたボールスプライン事件の最高裁判決において、特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる点が存する場合であっても、①異なる部分が特許発明の本質的部分でないこと、②異なる部分を対象製品等におけるものと置換しても特許発明の目的を達成することができ、同一の作用効果を奏すること、③異なる部分の置換が当業者にとって容易であること、④対象製品等が公知技術と同一又は出願時に容易に推考できたものではないこと、⑤対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情がないこと、の5つの要件を充足する場合には、対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である旨判示された（平成6年（オ）第1083号）。

が行う体制とはなっていなかった。

また、口頭審理においては、当事者が十分に主張、立証ができるよう、審判長が積極的に審理指揮を行うが、その場合には自己の行為を自らが証明することとなり、審理内容の公証性を十分に担保しているとは言い難いところがあった。

特許庁における審決の効果は、当事者のみでなく、対世効を有する特許権の存続、消滅であるので、その審理過程の記録には十分な公証性が求められており、知的財産権の価値の高まり、口頭審理における審判長の積極的な審理指揮の増加、口頭審理件数の大幅な増加等の状況を踏まえると、口頭審理が明確かつ適法に行われることを担保する体制を整備する必要性が高まっている。このため、調書の公証性、客観性を担保し手続の適法性を担保する公証機能を強化する観点から、平成 11 年法改正（平成 11 年法律第 41 号）により、審判書記官制度が新設された。

これにより、全事件について事件ごとに関与する審判書記官が定められ（特許法第 144 条の 2 第 1 項）、担当する審判書記官は、指定された審判事件に関して、審判書記官の固有の業務である調書の作成及び送達に関する事務を行うほか、審判長の命により、口頭審理周辺事務を審判長の補佐事務として行うこととなった（特許法第 144 条の 2 第 4 項）。

実用新案制度、意匠制度及び商標制度についても、同様の手続を整備した。

2. 審理充実に向けた施策

(1) 口頭審理の充実

審判の審理の方式については、書面審理のほか、口頭審理によることもできるとされており、特に無効審判については、口頭審理が原則とされている。

口頭審理は、書面では十分に言い尽くせない当事者の主張を、審判長の審尋によって引き出すことにより、合議体が争点を正確に把握することに役立つものであり、また、当事者の説明を受けることで、技術内容の正確な把握にも役立つものである。

そして、特許庁における口頭審理は、民事裁判の口頭弁論と異なり、職権主義に基づく審理指揮が行われることから、事件に応じて様々な工夫をすることで、より適切な事件の解決に導くことができる。

1997 年からは口頭審理を実質的な議論の場として位置づけ、その後、審判書記官制度を整備した結果、口頭審理の実施件数は飛躍的に増大した（1997 年度の 56 回から 2009 年度の 221 回）。

そして、2003 年には、口頭審理の考え方を整理し、口頭審理の具体的な内容を紹介する「口頭審理実務ガイド」を公表し、口頭審理に臨む当事者の負担の軽減を図った。

また、地方在住の当事者の支援として、審判官が出張して行う巡回審判でも口頭審理を実施している。

(2) 早期審理による審理迅速化

早期審理制度は、一定の要件の下、出願人からの事情説明書による申請を受けて拒絶査

定不服審判事件の審理を通常に比べて早く行う制度である。特許・実用新案事件については1988年2月、意匠事件については1988年3月、商標事件については1997年9月にそれぞれ運用を開始し、これまで、早期権利取得を目指す制度ユーザーの利便性向上と利用普及のために以下の運用見直しを行ってきた。

①特許

【1996年1月】

早期審理の対象となすべき実施関連出願に係る審判事件の要件を緩和するとともに、手続・運用面をユーザーフレンドリーな規定とした。

【2000年7月】

早期審理の対象とするための要件を緩和するとともに、早期審理に関する事情説明書を簡素化した。

【2004年7月】

早期審理の適用対象のさらなる拡大と運用の明確化のため次の見直しを行った。

- ・「外国関連出願」の範囲を拡大
- ・「実施関連出願」の定義に関する記載を明確化
- ・「中小企業」の範囲を拡大
- ・外国特許庁から出願番号等を受けていない出願に対する運用を変更
- ・日本語で国際出願している特許出願において、国際調査見解書又は国際予備審査報告が得られている場合の運用を明確化
- ・明細書中に先行技術に関する記載がある場合の扱いを明確化

【2009年11月】

環境エネルギーイノベーションの創出、グリーン社会インフラの強化が求められる中、「グリーン技術」に関する研究開発の成果をいち早く保護し、更なる研究開発の促進を図るため、早期審理の対象に「グリーン関連出願」に係る審判事件を試行的に追加した。

②意匠

【1997年9月】

早期審理の適用対象のさらなる拡大のため次の見直しを行った。

- ・「実施関連出願」の範囲を「実施の準備を相当程度進めている場合」まで拡大
- ・権利化の緊急性を要する場合として、「警告を受けている場合」、「実施許諾が求められている場合」を追加
- ・「外国関連出願」として、「出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関に出願している場合」を追加

③商標

【2000年1月】

商標・審判のオンライン手続開始に伴う対応を行った。

【2002年9月】

標章の使用の定義の見直し等の改正商標法が施行されたことに伴う対応を行った。

【2008年4月】

早期審理の対象として「『地域団体商標登録出願』に係る審判事件であること」を新たに追加した。

【2009年1月】

早期審理の対象として「出願人又はライセンシーが、出願商標を商品・役務に使用している、又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ権利化に緊急性を要する審判事件であること」を新たに追加した。

(3) 特許性検討会における研究

2006年度から、毎年、企業の知財部員、弁理士、弁護士、及び審判官という特許実務関係者をメンバーとして「進歩性検討会」を開催し、新規性及び進歩性が争われた事件の審決・判決の判断手法について検討を行った。検討結果を報告書としてまとめたほか、特許庁ホームページにも掲載して広く公表し、その周知を図っている。2008年度からは会の名称を「特許性検討会」と改め、明細書等の記載要件についても検討対象とした。

さらに、2009年度は、発明の成立性も検討対象に加えた。

(4) 前置審尋の活用

拒絶査定不服審判において、原審審査官¹が作成した前置報告書に対し、審判請求人に意見を求める施策として「前置報告を利用した審尋²」を2005年度から実施してきた。2008年度からは、前置報告書が作成された事件の原則全件を対象を拡大し、審判請求人と審判官との意思疎通を円滑にし、審理の充実化を図るとともに、審判請求人の審判継続意思を確認することによって、不要な審判請求の見直しを通して、審判事件の迅速・効率的な処理を図っている。

¹ 拒絶査定不服審判の請求対象である拒絶査定を行った審査官。

² 審判請求人に、前置審査での審査官の見解を通知して反論の提出機会を与える手続。これにより、審判合議体は、審査官の見解に対する審判請求人の反論も考慮した上で審理を行うことになるとともに、前置審査を受けた審判請求人の審判続行の意思確認を、同時に行うことが可能となる。審理の一層の充実、特許庁全体としての処理効率向上を図ることができる。

(5) ペーパーレス化

2000年1月から稼働した審判ペーパーレスシステムにより、拒絶査定不服審判については、審査段階からの一貫したペーパーレス化を実現するとともに、当事者系審判についても、起案・決裁等の業務でペーパーレス運用を行うなど、審判事件の迅速・効率的な処理に向けて審判環境のシステム面の高度化を図っている。

(6) 審判参与

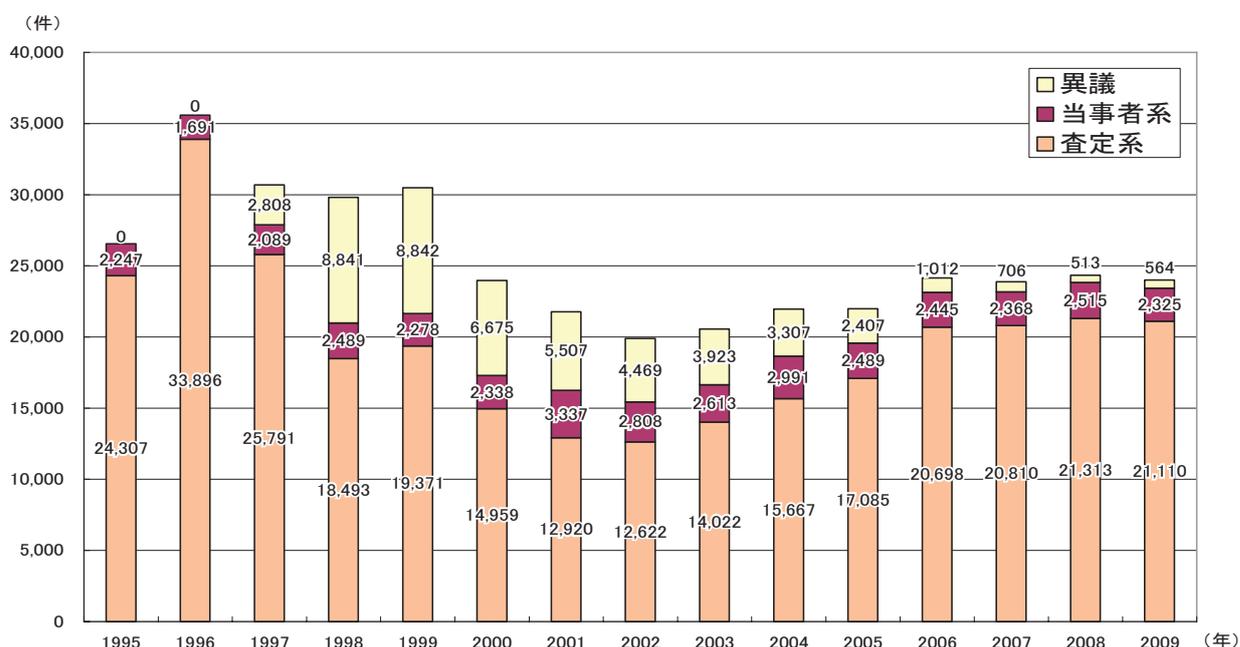
2008年から、知的財産分野における経験が豊富な元裁判官や学識経験者を「審判参与」として委嘱し、個別の審理の過程で生じた法律問題に関する助言を得るとともに、研修等の講師を依頼し、審判官の能力向上を図っている。また、審判の制度・運用全般についても、複数の審判参与からなる「審判参与会」を開催して助言・提言を受け、審判部における運用の一層の適正化等を図っている。

3. 審判既済件数¹の推移

(1) 全体の動向

四法合計では、1996年以降減少していたが、2002年以降は増加傾向にあり、2009年は23,999件となっている。内訳を見ると、査定系審判事件の既済件数は、2002年以降増加傾向にあり、2009年には21,110件となっている。当事者系審判事件の既済件数は、年により増減はあるものの平均して2,500件程度で推移している。異議申立ての既済件数は、2003年12月をもって特許及び実用新案に対する異議申立制度が廃止されたことに伴い、減少しており、2009年は564件となっている。

【審判等既済件数】



(備考)「査定系」には、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判請求が含まれる。

「当事者系」には、無効審判、訂正審判、商標登録取消審判、及び判定が含まれる。

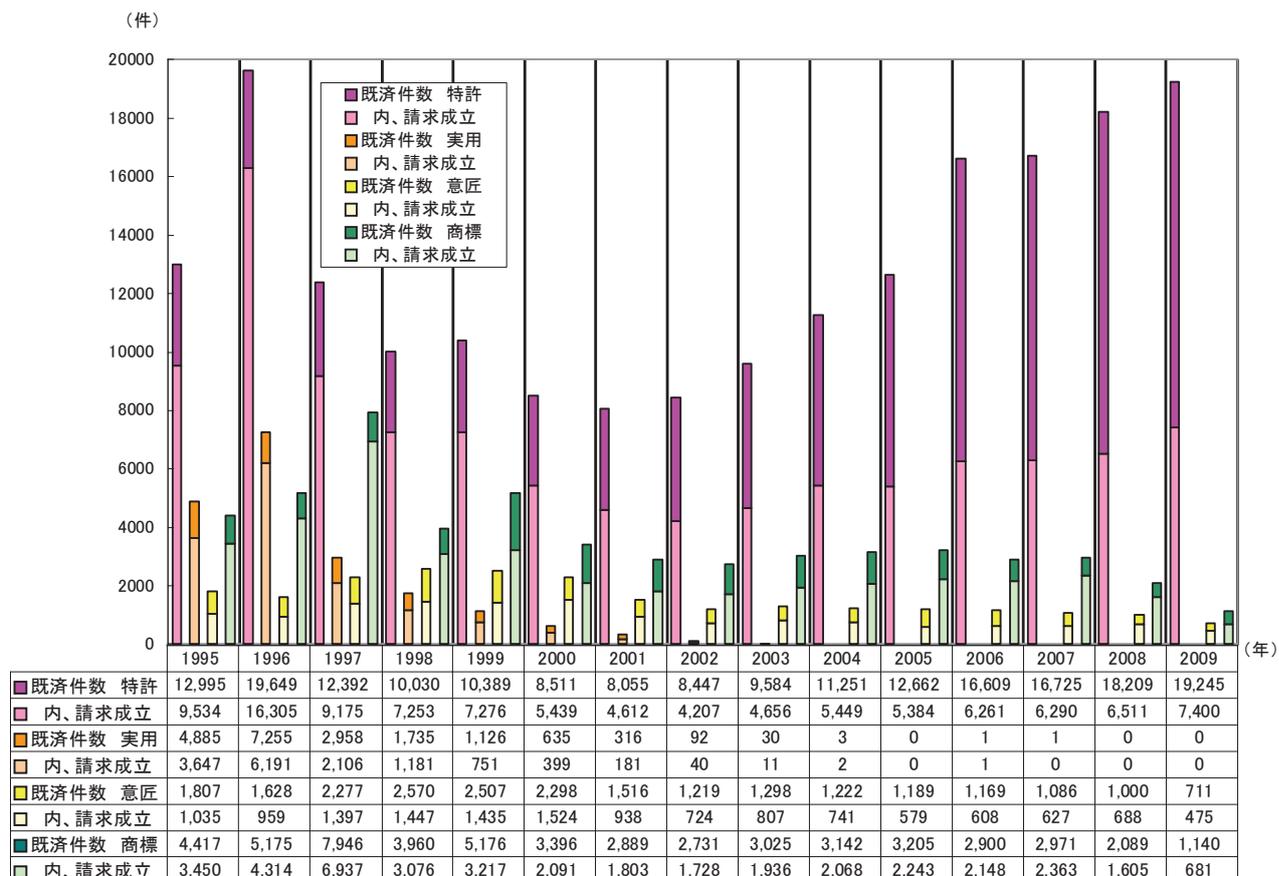
(資料) 特許庁作成

¹ 既済件数とは、審判において請求成立（一部成立を含む）とした件数、請求不成立（却下を含む）とした件数及び取下げ又は放棄によって審判事件が終了した件数の合計をいう。

(2) 拒絶査定不服審判の動向

特許に係る拒絶査定不服審判の既済件数は、2001 年以降増加傾向にあり、2009 年は 19,245 件となっている。意匠に係る拒絶査定不服審判の既済件数は、2002 年以降は平均して約 1,100 件程度で推移していたが、2009 年は 711 件に減少した。商標に係る拒絶査定不服審判の既済件数は 2000 年以降はほぼ横ばいで推移していたが、2008 年以降減少傾向にある。

【拒絶査定不服審判 既済件数】



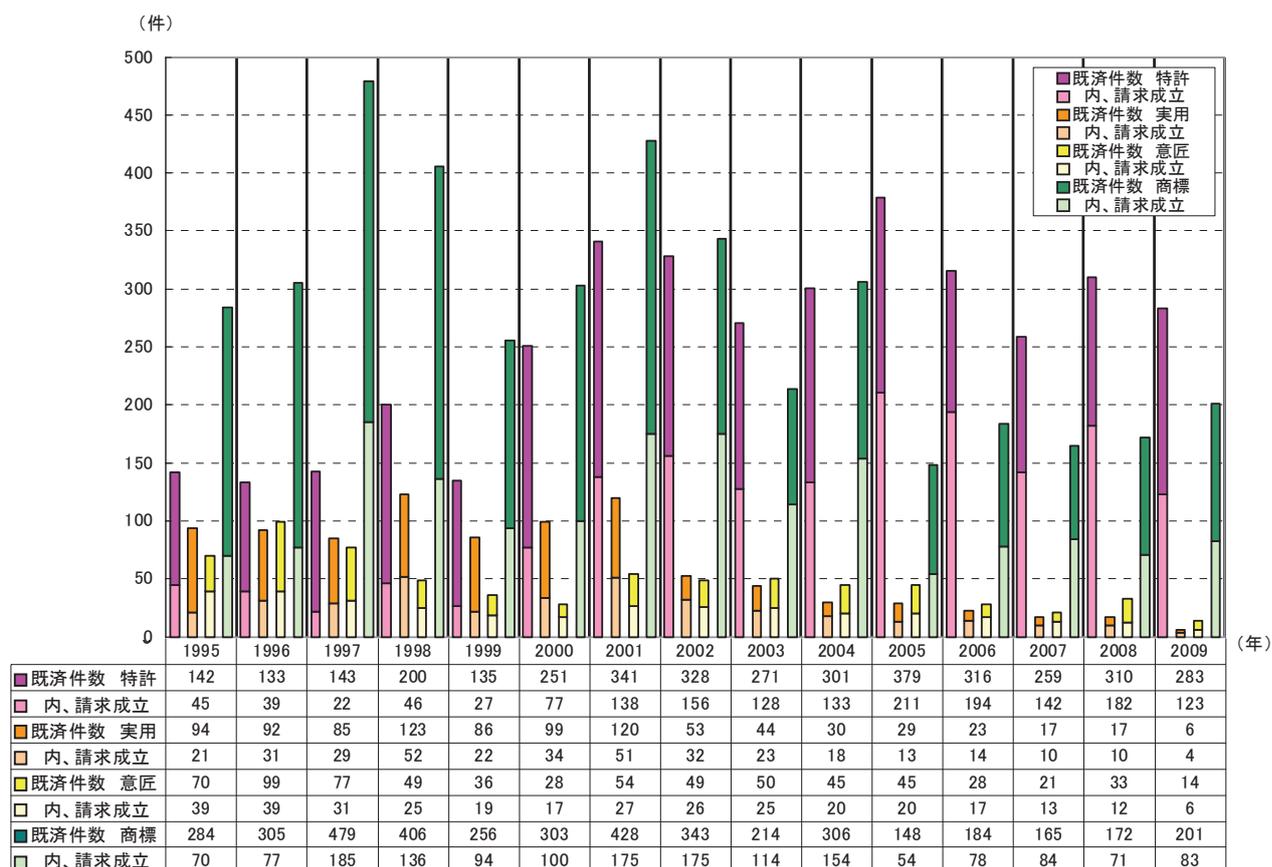
(備考) 特許及び実用新案の既済件数には、前置審査において登録となった件数は含まない。また、実用新案は、1993 年 12 月 31 日以前の出願に係る拒絶査定不服審判に対する既済件数。

(資料) 特許庁作成

(3) 無効審判の動向

特許に対する無効審判の既済件数は、増加傾向にあったが、2001年以降は年により増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しており、2009年は283件となっている。実用新案登録、意匠登録及び商標登録に対する無効審判の既済件数は減少傾向にあり、2009年は実用新案が6件、意匠が14件、商標が201件となっている。

【無効審判 既済件数】

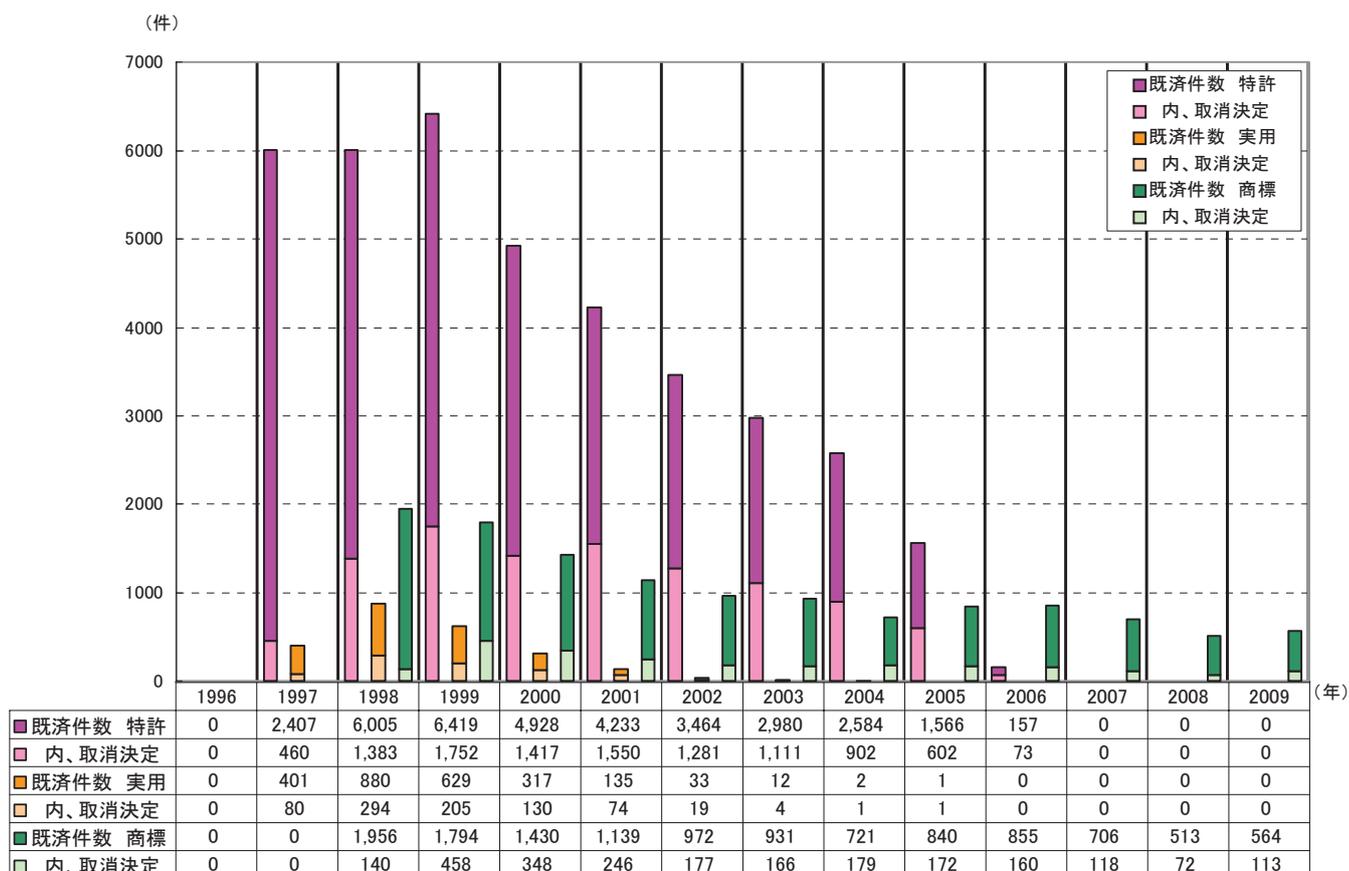


(資料) 特許庁作成

(4) 異議申立ての動向

1996年1月に制度が開始された特許及び旧実用新案登録に対する異議申立ては2003年をもって廃止され、2006年3月までに全件の処理を完了した。一方、1997年4月に制度が開始された商標登録に対する異議申立ての既済件数は、審理が開始された1998年以降減少傾向にあり、2009年は564件となっている。

【異議申立て 既済件数】



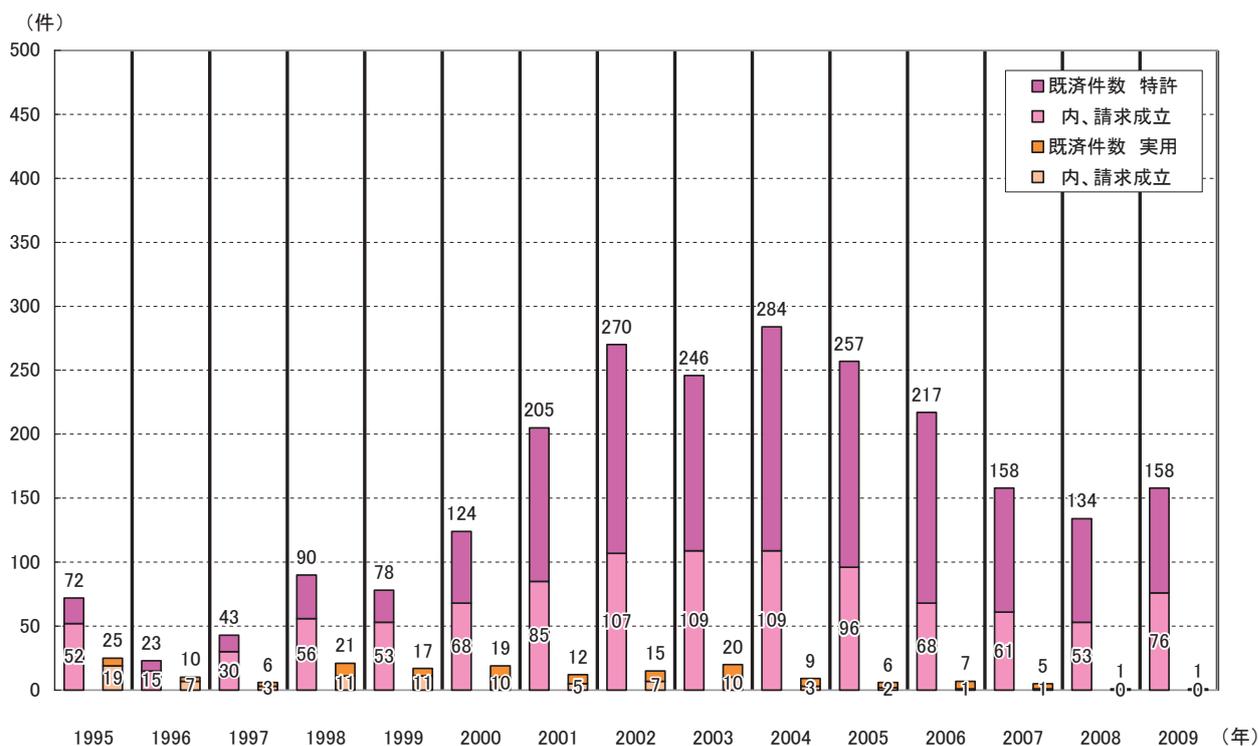
(備考) 実用新案は、1993年12月31日以前の出願に係る異議申立てに対する既済件数。

(資料) 特許庁作成

(5) 訂正審判の動向

特許に係る訂正審判の既済件数は、2004 年までは増加傾向で推移していたが、2003 年 12 月をもって異議申立制度が廃止され、異議決定取消訴訟提起後の訂正審判請求が減少したことに伴い、既済件数も減少しており、2009 年は 158 件となっている。旧実用新案に係る訂正審判の既済件数は、減少傾向にあり、2009 年は 1 件となっている。

【訂正審判 既済件数】



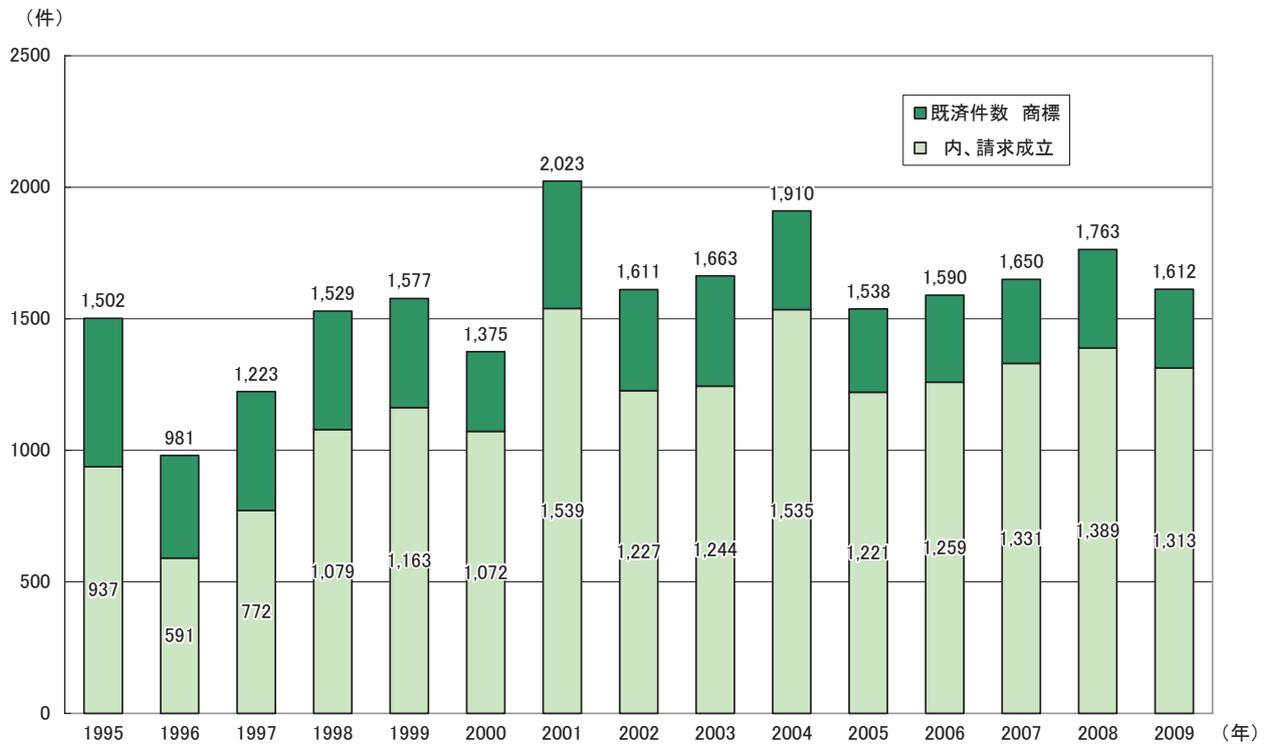
(備考) 実用新案は、平成 5 年 12 月 31 日以前の出願に係る訂正審判に対する既済件数。

(資料) 特許庁作成

(6) 商標登録取消審判の動向

商標登録取消審判の既済件数は、1998年以降は年により増減はあるもののほぼ横ばいで推移しており、2009年は1,612件となっている。

【商標登録取消審判 既済件数】

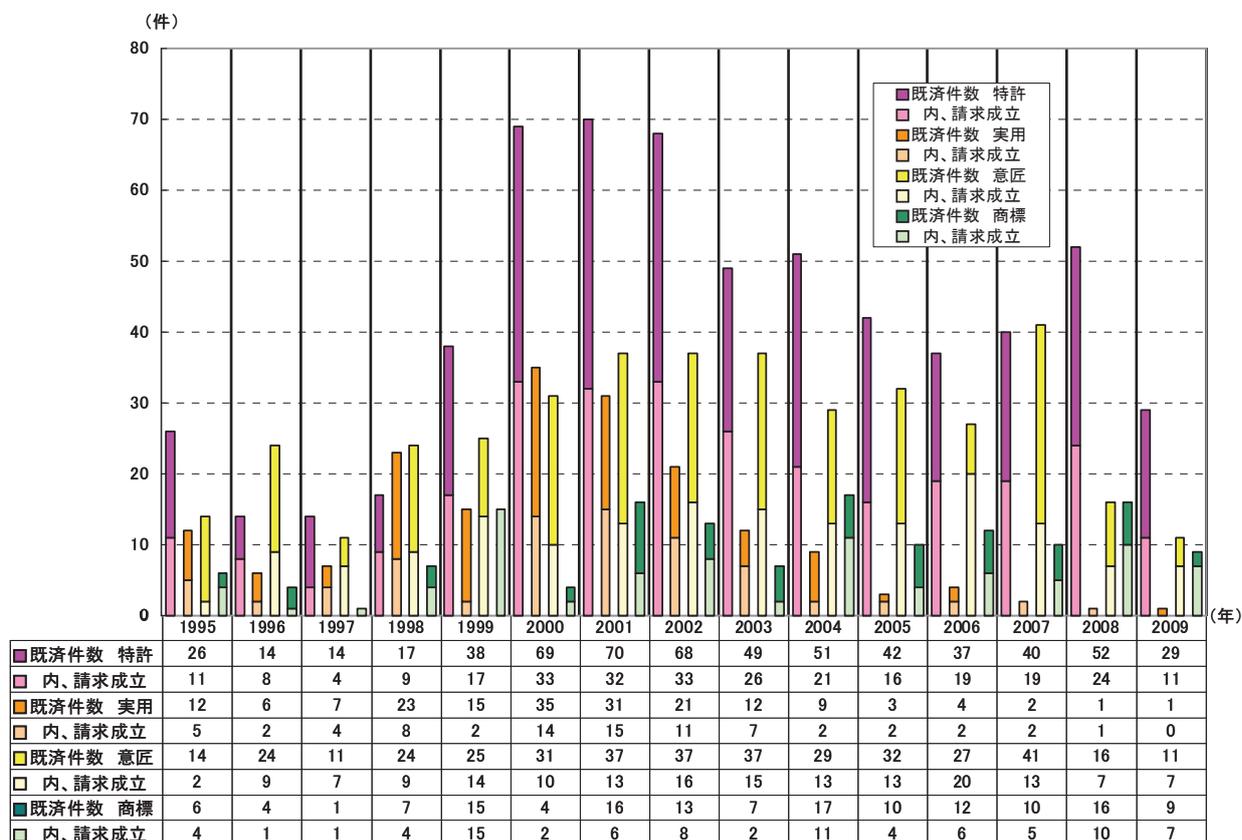


(資料) 特許庁作成

(7) 判定の動向

特許発明及び実用新案登録に対する判定の既済件数は、2000年をピークに減少傾向にあり、2009年はそれぞれ特許29件、実用新案1件となっている。意匠及び商標に対する判定の既済件数は年により増減があり、2009年は意匠が11件、商標が9件となっている。

【判定請求 既済件数】



(資料) 特許庁作成